

令和6年度

包括外部監査報告書

「防災・減災に係る財務事務の執行
及び事業の管理について」

山形県包括外部監査人
公認会計士 大嶋 雄生

目次

第1 包括外部監査の概要	3
1. 監査の種類	3
2. 選定した特定の事件（テーマ）	3
3. 監査の対象期間	3
4. 事件を選定した理由	3
5. 監査の実施期間	3
6. 監査の方法	3
(1) 監査の要点	3
(2) 主な監査手続	4
7. 包括外部監査人を補助した者	4
8. 利害関係	5
第2 防災・減災対策の概要	6
1. 我が国の防災・減災対策の概要	6
(1) 災害対策基本法	6
(2) 防災基本計画	7
(3) 国土強靱化基本計画	8
2. 県の防災・減災対策の概要	10
(1) 山形県防災基本条例	10
(2) 山形県防災会議	11
(3) 山形県地域防災計画	14
(4) 事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画	20
(5) 県の防災・減災に係る情報公開	29
3. 令和5年度における県の防災・減災事業	31
(1) 令和5年度における防災・減災関連事業の予算	31
(2) 監査手続き（書面による手続き）を実施する現地調査先の選定	32
4. 主要な現地調査先の概要	35
(1) 本庁	35
(2) 出先機関等	42
(3) 総合支庁	48
第3 個別の監査結果及び意見	56
1. 県の防災・減災計画に係る各種計画	56
(1) 実施した監査手続き	56
(2) 監査の結果	72
2. 本庁及び出先機関、総合支庁への往査	82
(1) 実施した監査手続き	82
(2) 監査の結果	85

巻末：(別添1) 山形県強靱化計画_リスクシナリオ×施策推進方針マトリクス図

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

報告書中の表の数値は、端数未満の金額は切り捨て、比率は四捨五入している。
従って、端数処理の関係上、合計とその内訳が一致しない場合がある。

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

防災・減災に係る財務事務の執行及び事業の管理について

3. 監査の対象期間

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

ただし、必要がある場合には他の年度分も対象とした。

4. 事件を選定した理由

近年、国内外において自然災害の頻発化・激甚化が顕著であり、南海トラフ地震や異常気象による豪雨災害等の発生リスクが高まっている。山形県においても、令和元年の山形県沖を震源とする地震や令和4年8月豪雨等が発生しており、災害への備えは喫緊の課題である。

山形県は、「山形県防災基本条例」、「山形県地域防災計画」、「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」等に基づき、災害予防、災害応急対策、災害・復旧に関する様々な事業を市町村や防災関係機関等と協力しながら推進している。また、山形県では、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和3年度～令和7年度）」予算を活用し、毎年200億円以上の関連事業が集中的に実施される中で、事業が効率的・合理的に実施されることは防災施策に対する県民の理解と信頼を高めることに繋がると考えられる。

加えて、山形県ではこれまで防災事業そのものを対象とした包括外部監査は実施されておらず、外部の視点から防災・減災に係る財務事務の執行及び事業の管理状況を検証することは、今後の防災対策の改善に資するものと思われる。

上記を踏まえ、山形県の防災・減災に係る取組みが、山形県の各種計画や県民ニーズ、地域課題を反映した適切な内容となっているか、防災・減災事業の有効性、効率性及び経済性、施設・設備等の管理体制等の観点から検証する必要があると考え、本テーマを包括外部監査の対象として選定した。

5. 監査の実施期間

令和6年4月から令和7年3月まで

6. 監査の方法

(1) 監査の要点

防災・減災に係る財務事務の執行及び事業の管理について、合規性の他、3E（経済性、効率性、有効性）の視点に着目し、以下を監査要点とした。

【監査要点】

- ① 防災・減災に係る事業目的の設定が適確になされているか
- ② 防災・減災に係る事業の目的達成状況が適切に評価されているか
- ③ 防災・減災に係る事業内容が地域・産業・県民のニーズに適切に対応しているか
- ④ 収入・支出・契約事務・資産・物品管理の適切性が確保されているか
- ⑤ コスト管理と費用対効果が適切に考慮されているか
- ⑥ 関係法令に準拠し適法な事務が実施されているか
- ⑦ 情報の記録、保管、開示が適切に行われているか
- ⑧ 防災・減災という広範な課題に組織横断的な対応がなされているか

(2) 主な監査手続

(1) に記載した監査要点を検証するため、主に以下の監査手続を実施した。

【監査手続】

- ① 関連する法令・規則・上位計画を閲覧し、防災・減災に係る事業の実施体制や業務内容などがそれらに準拠しているかの確認
- ② 組織や事務についての概要把握、防災・減災に係る事業の担当部局や関連機関の組織形態、運営方針、基本施策、計画などの整合性の確認
- ③ 財務事務及び組織運営等の概要の確認及び担当者や職員へヒアリング等の実施
- ④ 文書、関係台帳、帳簿、契約書、証拠証憑などの閲覧と照合、事務マニュアルやフローチャートの正確性・効率性の確認
- ⑤ 各担当部局や関連機関への視察、現地でのヒアリングや書類の確認、台帳整備状況と現品照合による管理状況の確認、固定資産・備品・貯蔵品等の現物確認
- ⑥ 問題点の指摘と報告、アンケートやヒアリング結果分析、対策や改善策の意見
- ⑦ その他必要と認められた手続

7. 包括外部監査人を補助した者

浅野 和宏 (公認会計士)
渡部 淳一 (公認会計士)
片桐 将人 (公認会計士)

木村 悦久 (公認会計士)

森園 陽介

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

第2 防災・減災対策の概要

1. 我が国の防災・減災対策の概要

(1) 災害対策基本法

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）は、日本における防災対策の基本枠組みを定めた法律であり、国、地方公共団体、住民、事業者の責務を明確にしている。本法は、1959年の伊勢湾台風による甚大な被害を契機に制定され、災害の予防、応急対応、復旧・復興に関する各種制度を整備してきた。その後の大規模災害を踏まえ、必要に応じた改正が行われている。

本法に基づき、防災に関する計画作成や実施体制の確立が義務付けられている。国は「防災基本計画」を作成し、都道府県や市町村は「地域防災計画」を作成することとされている。また、中央防災会議が内閣総理大臣のもとに設置され、政府の防災対策の総合調整を担う。中央防災会議は、関係行政機関の長や有識者を構成員とし、防災基本計画の作成、総合的な防災対策の検討、大規模災害への対応方針の決定などを行う。また、都道府県や市町村には、それぞれ都道府県防災会議や市町村防災会議が設置され、地域の実情に応じた防災計画の作成や災害対策の推進を担う。

災害発生時には、本法に基づき、災害対策本部の設置や避難指示の発令が行われ、迅速な対応が図られる。また、住民の避難行動を支援するための制度も整備されており、2021年の改正では、「避難勧告」と「避難指示（緊急）」が統合され、住民が適切な判断を行いやすい仕組みが構築された。さらに、要配慮者支援の強化や福祉避難所の設置が進められ、高齢者や障害者を含む多様な人々が安全に避難できる環境が整えられている。

このように、「災害対策基本法」は災害の被害を最小限に抑えるための法的基盤として機能しており、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって公共の福祉を確保する観点から、組織の編成や関係者の責務などについて多岐にわたる規定が設けられている。

【災害対策基本法の概要】

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

1. 防災に関する理念・責務

- 災害対策の基本理念 … 「減災」の考え方等、災害対策の基本理念
- 国、都道府県、市町村、指定公共機関等の責務 … 防災に関する計画の作成・実施、相互協力等
- 住民等の責務 … 自らの災害への備え、生活必需品の備蓄、自発的な防災活動への参加等

2. 防災に関する組織 … 総合的防災行政の整備・推進

- 国：中央防災会議、特定・非常・緊急災害対策本部
- 都道府県・市町村：地方防災会議、災害対策本部

3. 防災計画 … 計画的防災対策の整備・推進

- 中央防災会議：防災基本計画
- 指定行政機関・指定公共機関：防災業務計画
- 都道府県・市町村：地域防災計画 ➢ 市町村の居住者等：地区防災計画

4. 災害対策の推進

- 災害予防、災害応急対策、災害復旧という段階ごとに、各実施責任主体の果たすべき役割や権限を規定
- 市町村長による一義的な災害応急対策（避難指示等）の実施、大規模災害時における都道府県・指定行政機関による応急措置の代行

5. 被災者保護対策

- 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の事前作成
- 災害時における避難所、避難施設に係る基準
- 広域避難、物資輸送の枠組み
- 罹災証明書、被災者台帳の作成を通じた被災者支援策

6. 財政金融措置

- 法の実施に係る費用は実施責任者負担
- 激甚な災害に関する、国による財政上の措置

7. 災害緊急事態

- 災害緊急事態の布告→政府の方針（対処基本方針）の閣議決定
- 緊急措置（生活必需物資の配給等の制限、金融債務の支払猶予、海外からの支援受入れに係る緊急法令の制定、特定非常災害法の自動発動等）

（出典：内閣府「災害対策基本法の概要」より監査人作成）

（２）防災基本計画

防災基本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第34条第1項の規定に基づき、中央防災会議が作成する、政府の防災対策に関する基本的な計画である。この計画は、災害の種類に応じて講じるべき対策が容易に参照できるよう編成されており、災害予防・事前準備、災害応急対策、災害復旧・復興という災害対策の時間的順序に沿って記述している。また、国、地方公共団体、住民等、各主体の責務を明確にし、それぞれが行うべき対策をできるだけ具体的に記述しており、近年の都市化、高齢化、国際化、情報化等の社会・経済構造の変化に十分配慮し、常に的確かつ適切な対応が図られるよう努めている点が特徴である。

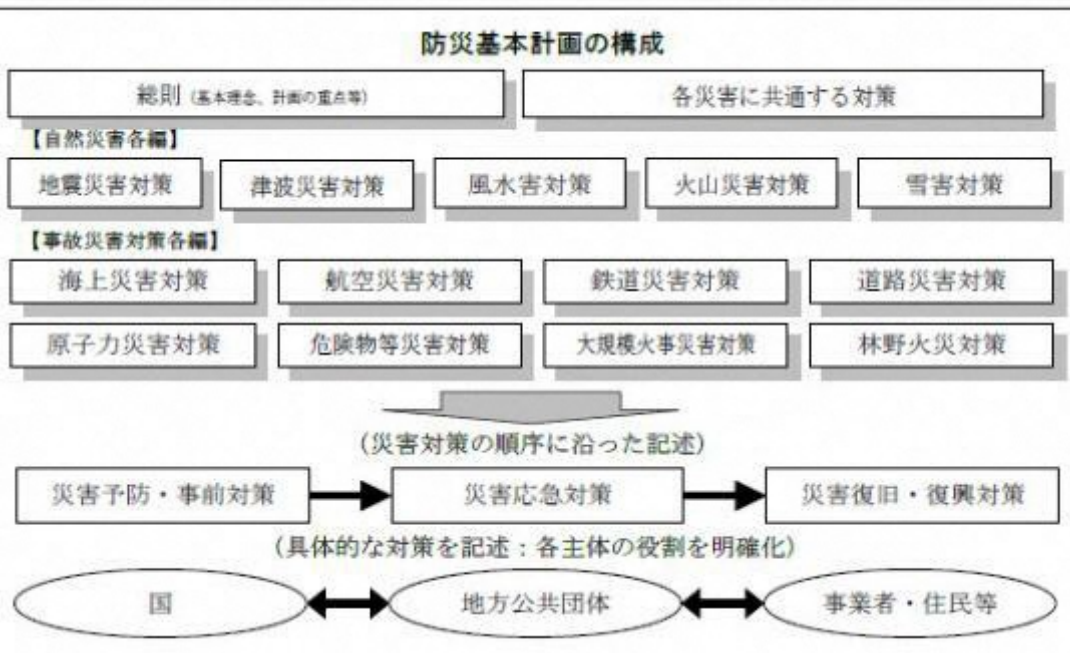
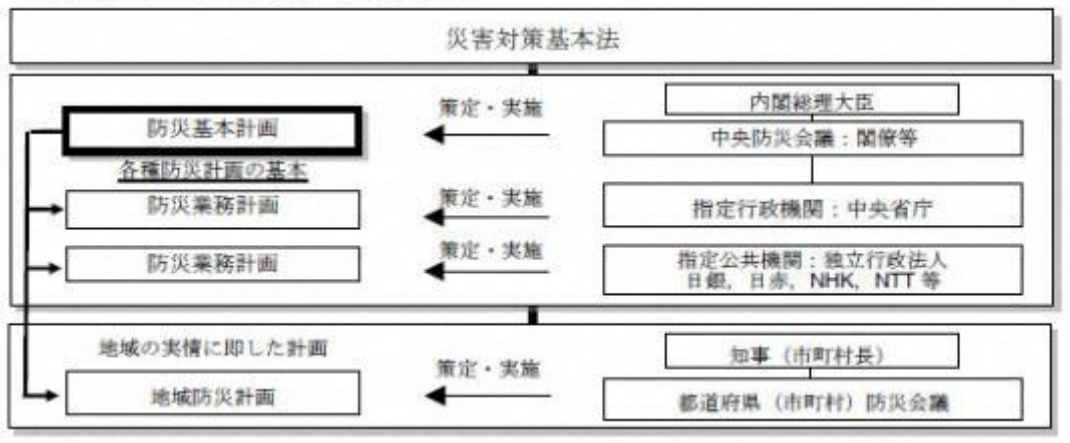
防災基本計画は、我が国の災害対策の根幹をなすものであり、災害対策基本法第34条に基づき中央防災会議が作成する防災分野の最上位計画として、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復興の迅速適切化、防災に関する科学技術及び研究の振興、防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項について、基本的な方針を示している。

この計画に基づき、指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を作成し、地方公共団体は地域防災計画を作成している。

防災基本計画は、災害対策基本法第 34 条に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画であり、この計画に基づき、指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を、地方公共団体は地域防災計画を作成している。

防災基本計画では、災害の種類（地震、津波、風水害等）に応じて、予防、応急、復旧・復興の各段階における対策を体系的かつ具体的に、各主体の役割を明らかにして記述している。

防災基本計画は、災害対策基本法第 34 条に基づき、毎年修正の検討を行い、必要があると認められるときは修正しなければならない。



(出典：内閣府「防災計画」)

(3) 国土強靱化基本計画

本計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、作成された計画であり、自然災害に対する国の強靱性を高め、災害発生時の被害を最小限に

抑え、迅速かつ確実な復旧・復興を可能にするための包括的な対策を提示している。具体的には、インフラの耐震化や河川の整備、都市計画の見直しなど、ハード面の施策に加え、地域社会の防災力向上や情報通信技術の活用など、ソフト面の強化も図っている。国土強靭化基本計画は、国と地方自治体が連携し、災害に強い国づくりを目指すための総合的なアプローチを提供するものである。

この計画を具体的に実行する上で、重要な役割を果たしているのが国土交通省防災・減災対策本部であり、国土交通省は、災害対策において中心的な役割を担い、災害発生時に迅速かつ的確な対応を行うための体制を整えている。河川の氾濫防止のためのダムや堤防の整備、地震に強い交通インフラの構築、災害発生時の緊急対応計画の作成などを実施し、災害時の情報収集・提供体制の確立や防災訓練の実施も重視している。

新たな国土強靭化基本計画の概要

令和5年7月20日
閣議決定
国土強靭化
STRONG RESILIENCE

国土強靭化の基本的考え方(第1章)

○国土強靭化の理念として、4つの基本目標を設定し、取組全体に対する基本的な方針を定め、国土強靭化の取組を推進

4つの基本目標

① 人命の保護	② 国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	④ 迅速な復旧復興
---------	-------------------------------	------------------------	-----------

国土強靭化に当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化

① 国土強靭化の理念に関する主要事項 ○「自律・分散・協調」型社会の推進 ○事前復旧の意識の導入促進 ○地震後の洪水等の複合災害への対応 ○南極トランスヒューム等の巨大・広域災害への対応	② 分野横断的に対応すべき事項 ○環境との調和 ○インフラの強靭化・老朽化対策 ○横断的なリスクコミュニケーション(災害弱者等への対応)	新規 ③ 社会情勢の変化に関する事項 ○気候変動の影響 ○グリーン・トランスフォーメーション(GX)の実現 ○国際競争下におけるエネルギー・食料等の安定供給 ○SDGsとの協調 ○デジタル技術の活用 ○パンデミック下における大規模自然災害	④ 近年の災害からの知見 ○災害関連死に関する対策 ○コロナ禍における自然災害対策
--	--	--	--

国土強靭化を推進する上での基本的な方針【5本柱】

国民の生命と財産を守る 防災インフラ (河川・ダム、砂防・油山、海岸等)の整備・管理	経済発展の基盤となる 交通・通信・エネルギーなど ライフラインの強靭化	新規 デジタル等新技術の活用による 国土強靭化施策の高度化	災害時における 事業継続性確保を 始めとした 官民連携強化	新規 地域における 防災力の一層の強化 (地域力の発揮)
---	--	--	--	--

国土形成計画と連動

脆弱性評価(第2章)

○本計画を決定するに当たって脆弱性評価を実施
○4つの基本目標の達成のために、8つの「事前に備えるべき目標」及びその物「となる36の「起すてはならない緊急の事象」を設定し、12の「脆弱性評価分野」の横断的分野も設定

12の個別 脆弱分野	1.行政機関/雪崩・消防等/防災教育等 2.住宅・都市 3.保健医療・福祉 4.エネルギー 5.金融 6.情報通信 7.産業構造 8.交通・物流 9.農林水産 10.国土保全 11.環境 12.土地利用(国土利用)
8の横断的 分野	A.リスクコミュニケーション B.人材育成 C.官民連携 D.老朽化対策 E.研究開発 F.デジタル活用(新規)

国土強靭化の推進方針(第3章)

○12の個別脆弱分野及び8の横断的分野のそれぞれについて推進方針を策定

計画の推進と不断の見直し(第4章)

○PDCAサイクルにより、36施策グループの推進方針、主要施策、重要覚悟指標等を「**年次計画**」として推進体制が取りまとめ、毎年度、施策の進捗状況を把握
○「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化新案」により毎年の更なる加速化・深化を図る
○社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を把握し、おおむね5年ごとに、計画内容の見直しを行う

(出典：内閣官房「令和5年 国土強靭化基本計画(概要)」)

2. 県の防災・減災対策の概要

(1) 山形県防災基本条例

東日本大震災をはじめ、近年、全国的に大規模な災害が頻発している状況を踏まえ、県民等の防災意識の醸成を図り、自助、共助及び公助を一体として防災の取り組みを推進するため、平成29年山形県議会2月定例会において「山形県防災基本条例」が可決・成立し、同年3月21日に公布・施行された。

主な目的は、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災に関し、基本理念を定め、県民、事業者、学校等及び自主防災組織等の役割並びに県及び市町村の責務を明らかにするとともに、それぞれの基本的な取組事項を定めることにより、総合的かつ一体的な防災の取組を推進し、もって災害に強い地域社会の実現を図ることとされている。

また、基本理念は以下のとおりである。

- ① 科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえつつ、災害に備えるための措置を適切に組み合わせ、一体的に講ずること
- ② 人の生命及び身体の安全確保を最優先に被害の最小化を図ること
- ③ 自助、共助及び公助を一体として継続的に進めること
- ④ 被災者等の基本的人権を尊重するとともに、要配慮者への配慮及び男女共同参画の視点を踏まえること

(2) 山形県防災会議

県では、災害対策基本法第 14 条の規定に基づき「山形県防災会議」を設置しており、地域防災計画に基づく防災対策の推進を図るとともに、災害発生時には災害復旧に関して市町村や防災関係機関との連絡調整を行う役割を担っている。

防災会議の所掌事務は以下のとおりである。

1. 地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
2. 知事の諮問に応じて、県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
3. 前号に規定する重要事項に関し、知事に意見を述べること。
4. 県の地域に係る災害が発生した場合、当該災害に係る災害復旧に関し、県並びに関係指定行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互の連絡調整を図ること。
5. 上記に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

また、山形県防災会議条例は、災害対策基本法に基づき山形県防災会議の組織と運営について定めた条例であり、昭和 37 年に制定され、その後、必要に応じて改正が行われ、最新の改正は平成 31 年である。

<概要>

- 目的: 山形県防災会議の組織と運営に関する必要な事項を定めること
- 委員: 知事、関係行政機関の長、学識経験者などからなり、定数は条例で定められる
- 任期: 委員の任期は 2 年（関係行政機関の職員を除く）、専門委員の任期は調査終了まで
- 幹事: 委員を補佐するための幹事を設置
- 部会: 必要に応じて部会を設置
- 庶務: 防災くらし安心部が処理

なお、監査対象の令和 5 年度において、県防災会議は書面による開催であり、協議事項は事務局である防災くらし心部が取りまとめた県地域防災計画に対する修正案の書面決議であった。以下に、県防災会議の書面開催結果の通知および参加者の一覧を掲載する。

山形県防災会議委員及び幹事名簿(令和5年9月15日現在)

会長 山形県知事 吉村 美栄子

	委 員		幹 事	
	職 名	氏 名	職 名	氏 名
1号*	東北管区警察局総務監察・広域調整部長	関 勇一	同左 災害対策官	大友 善勝
	東北財務局山形財務事務所長	皆川 修磨	同左 財務課長	松木 明子
	東北厚生局長	鯨井 佳則	同左 総務課長	菊田 高章
	東北農政局長	前島 明成	同左 地方参事官(山形県担当)	佐々木春幸
	東北森林管理局长	宮澤 俊輔	同左 山形森林管理署長	益田 健太
	東北経済産業局総務企画部長	千嶌 浩	同左 総務課長	小林 学
	関東東北産業保安監督部東北支部長	福原 和邦	同左 管理課長	工藤 竜也
	東北地方整備局長	山本 巧	同左 山形河川国道事務所長	森田 裕介
			同左 酒田港湾事務所長	藤原 弘道
	東北運輸局長	石谷 俊史	同左 山形運輸支局長	有路 仙之
	東京航空局新潟空港事務所長	山口 敬人	同左 山形空港出張所長	工藤 博幸
	酒田海上保安部長	伊藤 智人	同左 警備救難課長	藤巻 幸雄
	山形地方気象台長	有賀 孝幸	同左 防災管理官	工藤 則安
	東北総合通信局総合通信調整官	菅 俊恒	同左 総務部総務課長	若生 充
	山形労働局長	小林 学	同左 総務課長	大山 隆
	東北防衛局長	中野 裕文	同左 地方調整課長	高橋 剛
	国土地理院東北地方測量部長	越智久巳一	同左 防災情報管理官	東海林 靖
東北地方環境事務所長	田村 省二	同左 総務課長	安達 研	
2号*	陸上自衛隊第6師団長	同左 第3部長	深江 防人	
		同左 第20普通科連隊長	武田 宜則	
3号*	山形県教育長	高橋 広樹	同左 教育政策課長	安達 晃司
4号*	山形県警察本部長	鈴木 邦夫	同左 警備第二課長	太田 善久
5号*	山形県副知事	平山 雅之		
	山形県総務部長	松澤 勝志	同左 人事課長	小泉 篤
	山形県みらい企画創造部長	岡本 泰輔	同左 企画調整課長	太田久美子
	山形県防災くらし安心部長(兼)危機管理監	中川 崇	同左 防災危機管理課長(兼)復興・避難者支援室長	岩瀬 一
	山形県環境エネルギー部長	小中 章雄	同左 環境企画課長(兼)カーボンニュートラル・GX戦略室長	遠藤 和之
	山形県しあわせ子育て応援部長	西澤 恵子	同左 しあわせ子育て政策課長	齋藤恵美子
山形県健康福祉部長	堀井 洋幸	同左 健康福祉企画課長(兼)コロナ収束総合対策室長	高梨 和永	

	山形県産業労働部長	我妻 悟	同左	産業創造振興課長(兼) スタートアップ推進室 長	奥山 敦
	山形県観光文化スポーツ部長	大泉 定幸	同左	観光復活推進課長(兼) 精神文化・観光プロモ ーション室長	藤岡 俊裕
	山形県農林水産部長	地主 徹	同左	農政企画課長	鈴木 陽
	山形県県土整備部長	小林 寛	同左	管理課長(兼)県土強韌 化推進室長	黒木 幸治
			同左	砂防・災害対策課長	佐藤 崇
	山形県会計管理者	山田 敦子	同左	会計課長	齊藤 正彦
	山形県企業管理者	沼澤 好徳	同左	総務企画課長	吉田 正幸
	山形県病院事業管理者	大澤 賢史	同左	県立病院課長	大江 敏宏
6号*	山形県市長会会長	佐藤 孝弘	同左	事務局長	斎藤 直樹
	山形県町村会会長	鈴木 浩幸	同左	事務局長	大石 広助
	山形県消防長会会長	鈴木 強志	同左	事務局長	吉田 修
	一般財団法人山形県消防協会会長	田辺 隆	同左	事務局長	大津 政信
7号*	東日本旅客鉄道株式会社山形支店長	静 徹也	同左	副支店長	小峯 有子
	東日本電信電話株式会社山形支店長	渡会 俊輔	同左	災害対策室長	武田 長司
	日本郵便株式会社山形南郵便局長	佐々木保博	同左	総務部長	島川 宏
	日本銀行山形事務所長	川村 憲章	同左	企画役補佐	酒井 芳栄
	日本赤十字社山形県支部事務局長	奥山 賢	同左	組織振興課長兼事業推 進課長	長谷部儀典
	日本放送協会山形放送局長	森 徹	同左	コンテンツセンター長	三上 仁
	東日本高速道路株式会社東北支社山形管理事務所長	宇留野武見	同左	副所長	粒来 利祐
	公益社団法人山形県トラック協会会長	熊澤 貞二	同左	専務理事	石黒 光弘
	東北電力株式会社執行役員山形支店長	阿部 雅宏	同左	総務部長	伊藤 憲之
	山形放送株式会社代表取締役社長	板垣 正義	同左	報道制作局長	三浦 重行
	山交バス株式会社代表取締役社長	高橋 智	同左	総務部総務課長	東海林裕司
	庄内交通株式会社代表取締役社長	村 紀明	同左	専務取締役	高橋 広司
	株式会社山形テレビ代表取締役社長	横沢 善則	同左	取締役メディア情報局 長	後藤 啓文
	一般社団法人山形県医師会会長	中目 千之	同左	事務局長	石川 由美
	山形ガス株式会社代表取締役社長	永井 悟	同左	常務取締役導管事業部 長	佐藤 勉
8号*	山形市宮町四区防災会会長	笹原勢一郎			55名
	山形県女性防火クラブ連絡協議会	佐藤みさ子			
	ボランティアサークルとざわ	荒川美智江			
	元山形大学男女共同参画推進室准教授	井上 榮子			
	NPO 明日のたね副代表理事	伊藤 和美			
	山形大学工学部教授	三辻 和弥			
	鶴岡工業高等専門学校名誉教授	澤 祥			

	山形県議会総務常任委員会委員長	能登 淳一		
		61名		

(県防災会議の書面開催結果に関する資料)

*用語の解説

- 1号：災害対策基本法第15条第5項第1号記載の者
- 2号：災害対策基本法第15条第5項第2号記載の者
- 3号：災害対策基本法第15条第5項第3号記載の者
- 4号：災害対策基本法第15条第5項第4号記載の者
- 5号：災害対策基本法第15条第5項第5号記載の者
- 6号：災害対策基本法第15条第5項第6号記載の者
- 7号：災害対策基本法第15条第5項第7号記載の者
- 8号：災害対策基本法第15条第5項第8号記載の者

災害対策基本法（抜粋）

第15条（都道府県防災会議の組織）

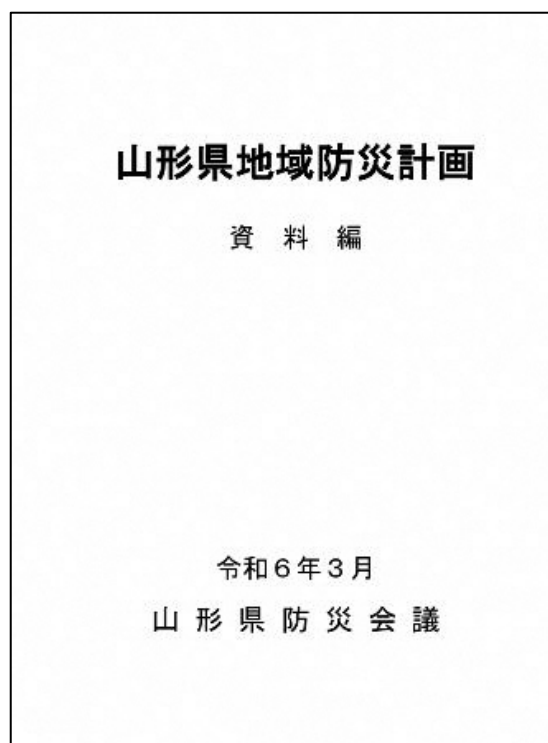
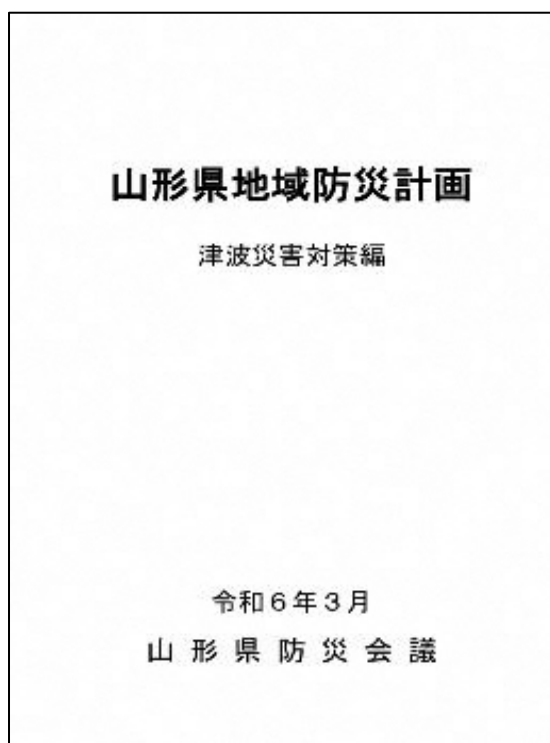
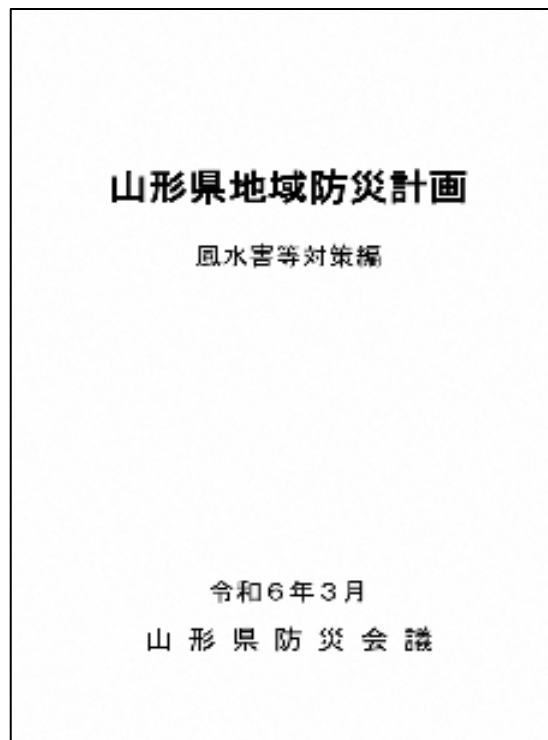
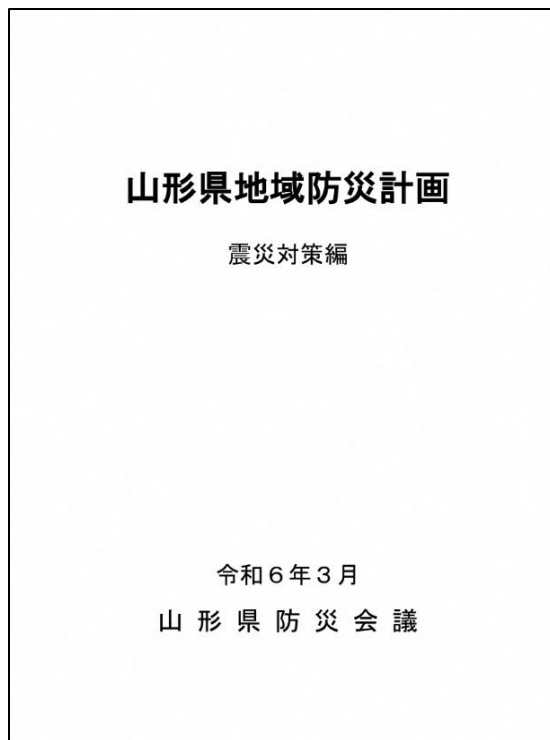
5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- 一 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
- 二 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
- 三 当該都道府県の教育委員会の教育長
- 四 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長
- 五 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者
- 六 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- 七 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- 八 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者

(3) 山形県地域防災計画

山形県地域防災計画（以下、「県地域防災計画」という。）は、災害対策基本法第40条の規定により、災害から県民の生命や財産を守るため、各種災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について、県、市町村、指定地方行政機関及び指定地

方公共機関等の防災関係機関が防災対策上とるべき総合的、基本的事項を定めており、山形県防災会議が作成した計画である。



(県地域防災計画「震災対策編」「風水害対策編」「津波災害対策編」「資料編」)

① 計画の概要

ア 計画の位置づけ

都道府県地域防災計画は、災害対策基本法第40条によれば、防災基本計画に基づき、都道府県防災会議が作成する計画である。計画の内容については、毎年検討を加え、必要に応じて修正しなければならない。この場合、防災業務計画（指定行政機関の長又は指定公共機関が、防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画）に抵触するものであってはならない。

また、おおむね次に掲げる事項について定めるものとされている。

- ・指定地方行政機関、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び県内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

- ・防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

- ・災害に関する上記措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

イ 計画の期間

計画目標期間は存在せず、毎年度の見直しにより最新の内容にて計画設定されている。

ウ 計画所管課

防災くらし安心部(防災危機管理課)

エ 計画作成者

山形県防災会議

オ 構成

県地域防災計画は、「震災対策編」「風水害等対策編」「津波災害対策編」の3編に加え、災害対応に関する資料等を編綴した「資料編」により構成されている。例えば「震災対策編」であれば、「第1編 総則」「第2編 災害予防計画」「第3編 災害応急計画」「第4編 災害復旧・復興計画」という構成になっており、その下位層として「第2編 災害予防計画」を見ると、「第1章 地震防災対策推進計画」「第2章

地震・津波観測体制の整備計画」「第3章 地震調査研究の推進計画」というように12章のより詳細な個別計画が設定されている。

i. 震災対策編

地震災害に特化した計画であり、発生前、発生時、発生後の各段階に応じた対策を定めている

• 第1編 総則

計画の目的や基本的な考え方、地震災害の特徴などを説明している。

• 第2編 災害予防計画

地震発生前の対策として、地震調査研究、防災知識の普及啓発、建物の耐震化、避難体制の整備など、被害を軽減するための事前準備を定めている。

• 第3編 災害応急計画

地震発生時の対策として、情報収集・伝達体制の確立、避難誘導、救助・救護活動、ライフラインの応急復旧など、人命救助と被害拡大防止のための活動を定めている。

• 第4編 災害復旧・復興計画

地震発生後の対策として、被災者の生活支援、住宅の再建、公共施設の復旧、産業の復興など、被災地の復興に向けた取組みを定めている。

ii. 風水害等対策編

風水害、土砂災害、火山災害など、地震以外の災害に対応するための計画

• 第1編 風水害等共通対策編

風水害、土砂災害、火山災害などに共通する基本的な対策を定めています。気象情報の収集・伝達、避難勧告・指示の発令、水防活動、土砂災害警戒区域の指定など、災害の種類を問わず必要な対策をまとめている。

• 第2編 個別災害対策編

風水害、土砂災害、火山災害など、それぞれの災害の特性に応じた具体的な対策を定めている。洪水予報、土砂災害警戒情報、噴火警報などの情報伝達手段、避難場所の指定、河川堤防の強化、砂防ダムの設置など、災害の種類ごとに必要な対策を規定している。

iii. 津波災害対策編

津波災害に特化した計画であり、津波発生前、発生時、発生後の各段階に応じた対策を定めている。

• 第1編 総則

計画の目的や基本的な考え方、津波災害の特徴などを説明している。

• 第2編 災害予防計画

津波発生前の対策として、津波ハザードマップの作成、津波避難訓練の実施、防潮堤などの津波対策施設の整備など、被害を軽減するための事前準備を定めている。

- 第3編 災害応急計画

津波発生時の対策として、津波警報・注意報の伝達、避難誘導、救助・救護活動など、人命救助のための活動を定めている。

- 第4編 災害復旧・復興計画

津波発生後の対策として、被災者の生活支援、住宅の再建、公共施設の復旧など、被災地の復興に向けた取組みを定めている。

なお、以下は県地域防災計画内の各計画における一例を挙げている。上部に計画名が記載され、計画概要、計画の体系が項目と概要に分かれて記載され、以降で体系に記載された項目・概要の詳細が記載されている。

第4章 地域防災力強化計画

1 計画の概要

災害発生時においては、公的機関による防災活動（公助）のみならず、地域住民及び企業（事業所）等による自発的かつ組織的な防災活動（共助）が極めて重要であることから、地域、企業（事業所）等における自主的な防災組織の育成・整備など地域防災力の強化方策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 自主防災組織の育成	<ul style="list-style-type: none"> ① 育成の主体 ② 育成の方針 ③ 自主防災組織の規模 ④ 育成強化対策 ⑤ 自主防災組織の活動内容 ⑥ 関係団体との連携
2 企業（事業所）等における防災の促進	<ul style="list-style-type: none"> ① 企業等における自衛消防組織の育成 ② 企業等における事業継続計画の策定促進 ③ 企業等における帰宅困難者対策の促進

3 自主防災組織の育成

(1) 育成の主体

市町村は、法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、自治会、町内会等に対する指導・助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成・強化に努め、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

(2) 育成の方針

市町村は、「山形県自主防災組織整備推進要綱」(昭和54年3月23日山形県防災会議決定)に基づき、既存の自治会、町内会等の自治組織を自主防災組織として育成する。

(以下省略)

(県地域防災計画(震災対策編)：第4章 地域防災力強化計画(P63)の一例)

② 計画の管理、見直し方法

県地域防災計画については、災害対策基本法において、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないこととされている。なお、本計画の見直しに関する規程は存在していないが、県では毎年度、国の防災基本計画の改定及び近年発生した災害に係る検証等を踏まえ、県庁各部局への照会を経て修正素案を作成している。また、その修正素案について、市町村のほか、指定地方行政機関、指定地方公共機関などの県防災会議委員の意見も加えた修正案を作成し、山形県防災会議を開催して計画の更新を行っている。

なお、本計画の管理運用を行う防災くらし安心部は、各計画に記載されている県担当業務の実施状況などについて評価・分析などは実施していない。

③ 計画(令和6年3月)の作成プロセス

- ・ 令和5年5月30日 防災基本計画修正(中央防災会議)
- ・ 令和5年7月から11月 修正箇所確認、修正素案の作成
- ・ 令和5年11月24日 県防災会議幹事、市町村等へ修正素案に関する意見照会
- ・ 令和6年1月23日 県防災会議委員、市町村等へ修正案に関する意見照会
- ・ 令和6年2月19日 県防災会議書面開催通知(修正案協議)
- ・ 令和6年2月22日 県議会へ修正概要を報告
- ・ 令和6年3月13日 県防災会議承認(修正決定)

(4) 事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画

事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画（以下、「県強靱化計画」という。）は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づき、今後想定される大規模自然災害等から県民の生命と財産を守り、持続的な成長を実現するために作成された。これは、国が定める「国土強靱化基本計画」を踏まえ、山形県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画である。

**事前防災及び減災等のための
山形県強靱化計画**



平成 28 年 3 月

(令和 3 年 3 月 改定)

山形県

(令和 4 年 8 月 一部改定)

(事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画)

① 計画の概要

ア 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として作成するものであり、本県における県土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画となるとともに、県土強靱化に係る各種計画等の指針となる計画である。

ただし、多額の予算を必要とするハード対策の施策等については、国の予算を効果的に活用するために、政府の強靱化 5 か年計画（政府の事業規模等を定め、予算重点事項等を記載）を実質的な指針としつつ県土強靱化計画に反映し事業化を推進している。

イ 計画の期間

本計画が対象とする期間は、令和 3 年度から概ね 5 年間とする。

ウ 関連法規制・計画

本計画は、「国土強靱化基本法」に基づき、都道府県又は市町村が定める「国土強靱化地域計画」として、「国土強靱化基本計画」との調和が保たれたものとして作成されている。また、各部局所管の計画とも整合性を図りながら、総合的な視点から県土強靱化を推進する計画となっている。

エ 計画所管課

防災くらし安心部（防災危機管理課）

オ 計画作成者

防災くらし安心部（防災危機管理課）、各部局課

カ 構成

本計画は、以下の構成要素から成り立っている。

I. はじめに

計画策定の背景、目的、必要性、計画の位置付け、計画の期間を説明する。

- 東日本大震災の教訓、国土強靱化基本法の制定、国土強靱化基本計画との整合性などを背景として、本計画の目的、位置付け、期間を明確にしている。

II. 県土強靱化の基本的な考え方

強靱化に向けた基本的な考え方、方向性、基本目標、強靱化を推進する上での基本的な方針を示す。

- 県土強靱化の理念として、最悪の事態を想定した総合的な対応、長期的な視点、社会経済システムの強化などを掲げている。
- 基本目標として、人命の保護、重要な機能の維持、被害の最小化、迅速な復旧・復興を掲げている。
- 強靱化を推進する上での基本的な方針として、ハード・ソフト対策の組み合わせ、自助・共助・公助の連携、効率的な施策推進、地域特性への配慮などを示している。

III. 脆弱性評価

想定される大規模自然災害を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と41の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、事態回避に向けた現行施策の成果や課題を分析・評価している。

- 想定される大規模自然災害として、過去に県内で発生した自然災害や、広域な範囲に被害をもたらす県外の大規模自然災害を対象としている。
- 「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行施策の推進状況や課題を分析・評価し、施策推進方針を設定している。

IV. 強靱化に向けた施策推進方針

脆弱性評価を踏まえ、11の施策分野（行政機能、危機管理、建築住宅、交通基盤、県土保全、保健医療・福祉、ライフライン・情報通信、産業経済、農林水産、環境、リスクコミュニケーション）ごとに具体的な施策推進方針を提示している。

- 各施策分野において、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための目標指標、施策、取組主体、担当部局などを示している。

【別紙1】脆弱性評価

- 想定される大規模自然災害と「起きてはならない最悪の事態」を設定し、その対応力を評価している。

【別表2】「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針

- 「起きてはならない最悪の事態」ごとに、目標指標、施策、取組主体、担当部局などを施策単位で具体的に示している。

【別表3】施策分野ごとの個別事業

- 個別事業について、事業名、事業概要、5か年加速化対策などを施策分野の観点から一覧で示している。

また、IV. 強靱化に向けた施策推進方針において、〈 〉内には施策分野名、()内には施策推進方針のタイトル及び当該施策に関連する「起きてはならない最悪の事態」の番号、[]内には当該施策の取組み主体、《 》内には、当該施策が他の施策分野にも掲載されている場合に掲載先の施策分野名、【 】内には当該施策を担当する部局名、○には施策の具体的な内容が記載されている。

＜行政機能＞

(庁舎等の耐震化・維持管理等の推進) (3-2) [県] 【総務、各部局】

○ 県災害対策本部及び同本部地域支部が設置される県庁舎、総合支庁舎（地域振興局含む）については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、今後は、「山形県県有建物長寿命化計画」に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。

(IV 強靱化に向けた施策推進方針の一例)

② 県強靱化計画策定までのプロセス

- 平成 27 年 5 月 27 日 第 1 回山形県国土強靱化地域計画推進会議
6 月～9 月 推進会議幹事会を 3 回開催（脆弱性評価、施策推進方針、骨子案等に関する検討・作業）
10 月 27 日 第 2 回山形県国土強靱化地域計画推進会議（計画骨子案を報告）
11 月 5・6 日 県議会に骨子案を説明
 - 〃 中下旬 県内 4 ブロックで市町村からの意見聴取
 - 〃 30 日 山形県防災会議からの意見聴取
- 12 月 25 日 第 4 回幹事会（計画案に関する検討）
- 平成 28 年 1 月 15 日 第 3 回山形県国土強靱化地域計画推進会議（計画案を報告）
1 月 20・21 日 県議会に計画案を報告
2 月 1 日 ～26 日 パブリックコメントの実施
2 月 1 日 市町村への意見照会
3 月 24 日 計画決定

③ 計画の管理、見直し方法

ア 更新期間・見直し方法

- 防災くらし安心部(防災危機管理課)が各部局に照会をかけ取組状況を取りまとめ

- ・山形県国土強靱化地域計画推進会議（年1回開催）にて、構成員（副知事、各部次長）に報告
- ・本計画は、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、概ね5年ごとに見直しを行うこととしている。

イ 目標指標の達成状況

強靱化に向けた施策推進方針の脆弱性評価を踏まえた11の施策分野ごとに、その進捗状況を測る指標としての「目標指標」を設定している。また、目標指標の設定および達成状況の報告は各所属が担当する。

令和5年度の県強靱化計画における目標指標の達成状況は以下のとおりである。

山形県強靱化計画目標指標の達成状況（令和5年6月現在）

（1）行政機能（警察・消防含む）

項目	再掲	基準値	目標値	直近実績値	担当部局
庁舎の耐震化率（市町村）		76.2% （平成30年度）	100% （令和7年度）	94.7% （令和3年度）	防災くらし安心部
防災拠点となる公共施設等の耐震化率		92.9% （平成30年度）	100% （令和7年度）	95.1% （令和3年度）	防災くらし安心部
災害復旧業務支援にあたる技術職OBの登録数 （（公財）山形県建設技術センターとの協定）		33人 （令和元年度）	43人 （令和7年度）	33人 （令和4年度）	防災くらし安心部
県防災行政通信ネットワークの重大障害（通信不能等）の発生		0回 （令和元年度）	0回	0回 （令和4年度）	防災くらし安心部
「応援・受援計画（仮）」の策定		—	～令和6年度	—	防災くらし安心部
消防署等の耐震化率		93.7% （平成29年度）	100% （令和7年度）	96.8% （令和3年度）	防災くらし安心部
緊急消防援助隊への登録部隊数		73部隊 （令和元年度）	84部隊 （令和5年度）	83部隊 （令和4年度）	防災くらし安心部
信号機電源付加装置整備率		78基 （令和元年度）	98基 （令和7年度）	78基 （令和4年度）	警察本部

（2）危機管理

項目	再掲	基準値	目標値	直近実績値	担当部
想定最大規模降雨に対応した浸水想定区域に基づく洪水ハザードマップ作成済み市町村の割合		63.0% （令和元年度）	100.0% （令和7年度）	100.0% （令和4年度）	県土整備部

水害に係る避難情報の具体的な発令基準を策定済み市町村の割合（洪水予報河川）		74.2% （平成30年度）	100% （令和7年度）	100% （令和4年度）	防災くらし安心部
水害に係る避難情報の具体的な発令基準を策定済み市町村の割合（水位周知河川）		77.4% （平成30年度）	100% （令和7年度）	100% （令和4年度）	防災くらし安心部
県の洪水予報河川（6河川）に係る洪水予測システムの改修		—	令和7年度	令和3年度	県土整備部
決壊すると多大な影響を与えるため池のハザードマップ公表率		50% （令和2年度）	100% （令和4年度）	100% （令和3年度）	農林水産部
県防災行政通信ネットワークの重大障害（通信不能等）の発生	再掲	0回 （令和元年度）	0回	0回 （令和4年度）	防災くらし安心部
孤立危険性のある集落における非常用通信設備整備済集落の割合		98.1% （令和元年度）	100% （令和7年度）	98.1% （令和3年度）	防災くらし安心部
孤立危険性のある集落におけるヘリコプター離着陸場所確保済集落の割合		98.4% （令和元年度）	100% （令和7年度）	98.4% （令和3年度）	防災くらし安心部
「応援・受援計画（仮）」の策定	再掲	—	～令和6年度	—	防災くらし安心部
自主防災組織率		90.2% （令和元年度）	95% （令和6年度）	91.8% （令和4年度）	防災くらし安心部
防災拠点となる公共施設等の耐震化率	再掲	92.9% （平成30年度）	100% （令和7年度）	95% （令和3年度）	防災くらし安心部

(3) 建築住宅

項目	再掲	基準値	目標値	直近実績値	担当部
庁舎の耐震化率（市町村）	再掲	76.2% （平成30年度）	100% （令和7年度）	94.7% （令和3年度）	防災くらし安心部
住宅の耐震化及び減災対策率		84.7% （平成30年度）	95% （令和12年度）	84.7% （平成30年度）	県土整備部
耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率		82.5% （令和元年度）	概ね解消 （令和12年度）	82.5% （令和元年度）	県土整備部
公立小中学校の耐震化率		99.8% （令和2年度）	100% （令和4年度）	99.7% （令和4年度）	教育局
公立高等学校の耐震化率		94.7% （令和2年度）	100% （令和5年度）	98.1% （令和4年度）	教育局
私立高等学校の耐震化率		90.3% （令和2年度）	100% （令和6年度）	90.3% （令和4年度）	総務部

児童養護施設関係の耐震化率		94.4% (平成30年度)	100% (令和5年度)	91.9% (令和4年度)	しあわせ子育て応援部
県内病院(68病院)の耐震化率		86.8% (令和元年度)	100% (令和7年度)	91.0% (令和4年度)	健康福祉部

(4) 交通基盤

項目	再掲	基準値	目標値	直近実績値	担当部局
県内の高速道路供用率		76% (令和元年度)	88% (令和7年度)	84% (令和4年度)	県土整備部
道路防災点検要対策箇所の整備進捗率		55.7% (令和元年度)	69.3% (令和7年度)	71.0% (令和4年度)	県土整備部
緊急輸送道路に係る道路橋耐震補強対策の進捗率		96.8% (令和元年度)	98.8% (令和5年度)	97.9% (令和4年度)	県土整備部
孤立集落にアクセスするルートに係る道路橋耐震補強対策の進捗率		90.3% (令和元年度)	94.1% (令和5年度)	91.9% (令和4年度)	県土整備部

(5) 県土保全

項目	再掲	基準値	目標値	直近実績値	担当部局
洪水の氾濫により浸水被害を受ける恐れのある区域の解消		5,500ha (令和2年度)	2,600ha (令和7年度)	5,500ha (令和4年度)	県土整備部
長寿命化計画に基づき対策実施済みの樋門施設数		203施設 (令和元年度)	496施設 (令和10年度)	260施設 (令和4年度)	県土整備部
河川流下能力向上緊急対策事業における実施延長		52km (令和元年度)	550km (令和7年度)	298km (令和4年度)	県土整備部
県管理ダムの長寿命化計画策定		12ダム (令和元年度)	13ダム (令和7年度)	13ダム (令和2年度)	県土整備部
海岸保全施設の老朽化対策箇所の整備率		55.4% (令和元年度)	82.2% (令和7年度)	75.2% (令和4年度)	県土整備部
海岸の侵食対策箇所の整備率		69.7% (令和元年度)	78.9% (令和7年度)	79.1% (令和4年度)	県土整備部
土砂災害の危険性がある区域内の施設整備による保全人口の割合		35.6% (平成30年度)	41.0% (令和6年度)	40.2% (令和4年度)	県土整備部
地籍調査の進捗率		49% (令和元年度)	51% (令和11年度)	49% (令和3年度)	農林水産部

(6) 保健医療・福祉

項目	再掲	基準値	目標値	直近実績値	担当部局
DMA Tチーム数		27 チーム (令和元年度)	31 チーム (令和5年度)	29 チーム (令和4年度)	健康福祉部
DPA T隊員登録者数		94 人 (令和元年度)	106 人 (令和5年度)	124 人 (令和4年度)	健康福祉部
災害医療コーディネート研修の実施回数			2回/年	1回/年 (令和4年度)	健康福祉部
予防接種法に基づく麻しん・風しんワクチン(第2期)の接種率		96.6% (令和元年度)	98%以上 (令和5年度)	95.6% (令和3年度)	健康福祉部
予防接種法に基づく四種混合ワクチン(破傷風を含む)接種率		97.0% (令和元年度)	98%以上 (令和5年度)	92.5% (令和3年度)	健康福祉部
予防接種法に基づく高齢者インフルエンザワクチン接種率		54.5% (令和元年度)	60%以上 (令和5年度)	57.6% (令和3年度)	健康福祉部
避難行動要支援者の個別計画策定済み市町村の割合		65.7% (令和元年度)	100% (令和7年度)	74.3% (令和4年度)	防災くらし安心部

(7) ライフライン・情報通信

項目	再掲	基準値	目標値	直近実績値	担当部局
山形県エネルギー戦略策定後の再生可能エネルギー開発量		55.8 万 kW (令和元年度)	80.9 万 kW (令和6年度)	65.4 万 kW (令和3年度)	環境エネルギー部
水道の基幹管路の耐震適合率		40.6% (平成30年度)	47% (令和7年度)	44.4% (令和4年度)	防災くらし安心部 企業局
水道の基幹管路の耐震適合率(うち用水供給事業)		72% (令和2年度)	75% (令和9年度)	72% (令和4年度)	企業局
下水道施設の耐水化計画策定率(県(流域)・市町村(公共))		0% (令和元年度)	100% (令和3年度)	90% (令和4年度)	県土整備部
下水管渠の耐震化率(県(流域))		85% (令和元年度)	89% (令和6年度)	86% (令和4年度)	県土整備部

(8) 産業経済

項目	再掲	基準値	目標値	直近実績値	担当部局
山形県エネルギー戦略策定後の再生可能エネルギー開発量	再掲	55.8 万 kW (令和元年度)	80.9 万 kW (令和6年度)	65.4 万 kW (令和3年度)	環境エネルギー部
工業用水道(県営)管路の耐震適合率		71% (令和元年度)	75% (令和9年度)	71% (令和4年度)	企業局

(9) 農林水産

項目	再掲	基準値	目標値	直近実績値	担当部局
決壊すると多大な影響を与えるため池のハザードマップ公表率	再掲	50% (令和2年度)	100% (令和4年度)	100% (令和3年度)	農林水産部
治山施設等の個別施設計画に基づく長寿命化対策率		0% (令和元年度)	40% (令和7年度)	22% (令和4年度)	農林水産部
林道施設の個別施設計画の策定率		31.4% (令和元年度)	100% (令和3年度)	100.0% (令和3年度)	農林水産部

(10) 環境

項目	再掲	基準値	目標値	直近実績値	担当部局
災害廃棄物処理計画を策定している市町村数		32 団体 (令和2年度)	35 団体	35 団体 (令和4年度)	環境エネルギー部

(11) リスクコミュニケーション

項目	再掲	基準値	目標値	直近実績値	担当部局
風水害（台風、大雨、洪水等）による死者数		0 人 (令和元年度)	0 人	0 人 (令和4年度)	防災くらし安心部
原子力災害対策等に関する研修会の参加者数		44 人 (令和元年度)	250 人 (令和2～6年度累計)	79 人 (令和2～4年度累計)	防災くらし安心部
避難行動要支援者の個別計画作成済み市町村の割合		65.7% (令和元年度)	100% (令和7年度)	74.3% (令和4年度)	防災くらし安心部
災害復旧業務支援にあたる技術職OBの登録数 （(公財)山形県建設技術センターとの協定）	再掲	33 人 (令和元年度)	43 人 (令和7年度)	33 人 (令和4年度)	防災くらし安心部

（出典：山形県「山形県強靱化計画目標指標の達成状況(令和5年6月現在)」）

(5) 県の防災・減災に係る情報公開

県は、地震・津波・水害・土砂災害・火山災害・雪害など、様々な自然災害のリスクにさらされており、県民の安全・安心を守るため、県民への情報提供活動として、県は防災・減災に関する様々な情報をホームページやパンフレット等の各種媒体で公開している。

① 防災・減災情報ポータルサイト

県は、防災・減災に関する情報を集約したポータルサイト「こちら防災やまがた！」を運営している。このサイトでは、災害種別ごとの情報や、ハザードマップ、避難場所、防災訓練などの情報にアクセスでき、内閣府が運営する「防災情報のページ」や、国土交通省が提供する「防災ポータル」へのリンクも掲載されている。また、山形県防災リンク集からは、電力会社や通信会社、農政局など防災に関連する様々な機関のウェブサイトへアクセスできる。



(こちら防災やまがた！ホームページのトップ画面)

② 災害種別ごとの情報と防災対策

ア 地震・津波・火山関連

地震関連情報について、県内には、4つの主要な活断層があり、活断層ごとの被害想定調査結果や県内の地震ハザードマップ、住宅の耐震化に関する情報を公開している。

津波関連情報について、県内で「最大クラスの津波」が発生した場合の津波浸水想定や被害想定、津波災害警戒区域等の情報を公開している。

火山関連情報について、火山災害警戒地域に指定されている3火山（鳥海山、蔵王山、吾妻山）について、避難計画、火山防災マップ等、火山防災対策に関する情報を公開している。

イ 風水害・土砂災害

最上川、赤川などの河川が流れ、集中豪雨や台風による洪水、土砂災害のリスクがある。県では、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域などを県ホームページで公開し、確認できるようにしているとともにハザードマップの作成主体である市町村へ情報提供を行っている。また、「やまがた水害・土砂災害対策中期計画 2019～2028」を策定し、県ホームページで公開している。

ウ 雪害

県は、豪雪地帯であり、冬期間は雪崩、落雪、交通障害などの雪害が発生する可能性がある。県では、雪下ろし・落雪事故防止注意喚起、除雪作業中の事故防止、降雪量予測情報（山形県雪情報システム）や「いきいき雪国やまがた基本条例」に基づく基本計画・アクションプラン等、雪害対策に関する情報を公開している。

また、総合的な雪対策として、「山形県雪対策基本計画（第4次）」及び「山形県雪対策アクションプラン」を作成し、雪害による被害の軽減に努めている。さらに、「いきいき雪国やまがた基本条例」を制定し、雪と共生する地域づくりを推進している。

エ その他

ローリングストック・自主防災組織・県民防災デー（防災点検の日）等の災害への備え、防災研修・防災イベント等の教育・啓発、災害ボランティア、支援・助成金など、防災・減災に関する情報を公開している。

3. 令和5年度における県の防災・減災事業

(1) 令和5年度における防災・減災関連事業の予算

県が公開している部局課ごとの予算は、防災・減災として明確に分類されていない。他方、県強靱化計画の事業は、災害に強い地域づくりを目的とするものであり、防災・減災の枠組みと重なる部分が多いと考えられる。そのため、受領した県強靱化計画関連施策の実施状況に関する資料を参考に、令和5年度の防災・減災に係る各部局課の予算規模を集計し、分析を行った。

その結果、防災・減災に関連する県庁所管の予算事業について、ハード・ソフト事業の総数はゼロ予算事業含め267件であった。また、部局課ごとの令和5年度予算額(令和5年度2月補正後)は以下の通りであった。

【部局課別予算額一覧】

部局課名	予算額(千円)
環境エネルギー部	240,928
エネルギー政策推進課	237,220
循環型社会推進課	3,228
水大気環境課	480
観光文化スポーツ部	51,238
観光交流拡大課	0
県民文化芸術振興課	51,238
みらい企画創造部	151,037
D X推進課	51,125
移住定住・地域活力創生課	11,459
市町村課	0
総合交通政策課	88,453
企業局	53,115
水道事業課	53,115
教育局	3,797,676
学校体育保健課	310
学校保健体育課	0
教育政策課	3,797,366
生涯教育・学習振興課、学校保健体育課	0
県警察	16,600
会計課	0
警備第二課	0
交通規制課	16,600
健康福祉部	506,172
がん対策・健康長寿日本一推進課	85
医療政策課	316,662
健康福祉企画課	901
高齢者支援課	20,558
障がい福祉課	165,796
地域福祉推進課、高齢者支援課	2,170
県土整備部	102,337,919
下水道課	872,809
河川課	16,119,570

管理課 (県土強靱化推進室)	0
空港港湾課	288,533
建設企画課	1,208
建築住宅課	60,748
砂防・災害対策課	5,346,889
都市計画課	3,408,393
道路整備課	49,538,615
道路整備課 (高速道路整備推進室)	9,003,259
道路保全課	17,697,895
産業労働部	1,991,372
県産品・貿易振興課	0
産業創造振興課	1,991,372
商業振興・経営支援課	0
しあわせ子育て応援部	375,221
子ども家庭福祉課	375,221
総務部	190,317
管財課	187,325
広報広聴推進課	0
高等教育政策・学事文書課	2,992
人事課	0
農林水産部	26,023,517
森林ノミクス推進課	3,711,966
水産振興課	496,721
農村計画課	3,802,359
農村整備課	18,012,471
病院局	630,563
県立病院課	630,563
防災くらし安心部	1,142,916
消費生活・地域安全課	2,120
消防救急課	1,993
食品安全衛生課	390,780
防災危機管理課	748,023
総計	137,508,591

(「施策分野ごとの令和5年度補正予算額」をもとに監査人作成)

各部局課の防災・減災に係る予算割合は、県土整備部が74.4%と最も高く、次いで農林水産部が18.9%となっている。予算額総計に占める両部の割合は合計で93.3%となっており、防災・減災にかかる予算の大部分は両部によるものとなっている。

(2) 監査手続き(書面による手続き)を実施する現地調査先の選定

前述のとおり、防災・減災関連予算の規模が大きいのは、県土整備部と農林水産部である。そのため、主としてハード事業に関してはこの2つの部局課及びそれに

紐づく総合支庁における防災・減災に係る事業を確認するため、現地調査先として選定した。

なお、予算額が1億円未満の事業の発注等は総合支庁で行うため、現地調査先は県庁のみならず総合支庁も対象とした。また、総合支庁における工事实績（契約額ベース）の拠点別金額は以下のとおりである。

【拠点別工事实績（決算ベース）】

県土整備部と関連総合支庁	合計 / 当初請負金額 (千円)
県土整備部下水道課	19,580
港湾事務所	410,080
最上総合支庁建設部	3,956,524
最上総合支庁建設部高坂ダム管理課	129,580
山形空港事務所	1,353
庄内空港事務所	39,245
庄内総合支庁建設部	7,121,924
庄内総合支庁建設部荒沢ダム管理課	5,280
村山総合支庁建設部	3,846,908
村山総合支庁建設部山形統合ダム管理課	397,815
村山総合支庁建設部西村山	2,158,896
村山総合支庁建設部北村山	1,522,576
置賜総合支庁建設部	6,029,674
置賜総合支庁建設部西置賜	2,123,000
総計	27,762,435

【拠点別工事实績（契約額ベース）】

農林水産部（総合支庁）	合計 / 契約額 (千円)
村山総合支庁	4,098,935
村山総合支庁農村計画課	0
村山総合支庁農村整備課	1,300,412
村山総合支庁西村山農村整備課	1,158,792
村山総合支庁北村山農村整備課	1,639,731
最上総合支庁	2,990,722
最上総合支庁農村計画課	136,073
最上総合支庁農村整備課	2,854,649
置賜総合支庁	3,882,298
置賜総合支庁農村計画課	0
置賜総合支庁農村整備課	1,759,259
置賜総合支庁西置賜農村整備課	2,123,039
庄内総合支庁	6,235,716
庄内総合支庁農村計画課	0
庄内総合支庁農村整備課	6,235,716
総計	17,207,671

※【部局課別予算額一覧】と【拠点別工事实績】はそれぞれ予算額・契約額となっており、金額は整合しない。

ハード整備事業については、県庁、4 総合支庁に加え、3 公所（北村山、西村山、西置賜）も事業の発注等を実施していることから、これらの公所も現地調査先としている。

なお、庄内、最上地方は令和6年7月の豪雨による災害が発生したため、災害査定等により監査対応が困難であったことから、庄内総合支庁・最上総合支庁については現地調査先からは除外した。

ハード事業の現地調査先とした県庁、総合支庁、公所における監査対象事業は金額で絞り込まず全ての事業を対象とし、概ね700の事業を監査対象として手続きを進めることとした。

加えて、防災・減災に関する県庁部局については、防災・減災の取り組み状況などを確認するため、別途ヒアリング・アンケート等により監査を実施することとした。これらの県庁部局も次頁以降の現地調査先に含めその概要を記載している。

4. 主要な現地調査先の概要

前章にて記載した監査対象先のうち、往査を行い、各種監査手続きを実施した主要な現地調査先の概要について、本章にて本庁、出先機関等、総合支庁の順に整理する。

(1) 本庁

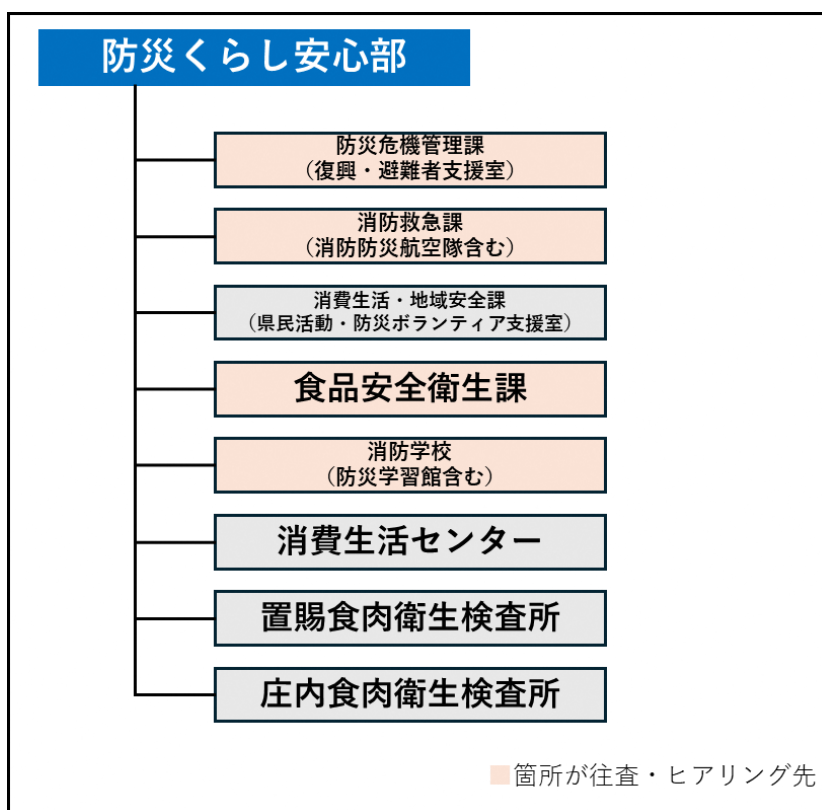
① 防災くらし安心部

ア 組織概要

防災くらし安心部は、以下組織図の通り、4課及び4つの出先機関にて構成される。

なお、このうち、防災・減災業務を実施している防災危機管理課、消防救急課、食品安全衛生課及び消防学校（防災学習館含む）を往査先とした。

【防災くらし安心部の組織図】



(県広報資料に基づき監査人作成)

イ 令和5年度に実施した各課の強靱化計画関連施策

➤ 防災危機管理課

実施施策		令和5年度 予算額 (千円)
1	災害時における行政機関相互の通信手段の確保	238,812
2	災害情報伝達手段の確保・迅速な情報発信	23,928
3	災害時における住民への情報伝達の強化	80,611
4	県の業務継続に必要な体制の整備	533
5	技術職員の派遣による市町村支援	63
6	大規模災害時における広域連携の推進	52
7	津波ハザードマップ・津波避難体制の整備	396
8	津波避難対策の推進	
9	火山噴火に対する警戒避難体制の整備	1,842
10	放射線モニタリングの実施	69,820
11	原発事故発生時の初動対応の強化	
12	原子力事業者との連携の強化	
13	自主防災組織の育成強化等	2,514
14	自主防災組織等と連携した避難所運営の推進	
15	飛島の孤立化対策の推進	158
16	災害時の要配慮者支援の促進	177
17	NBC災害を想定した訓練の実施	472
18	防災教育の充実	529
19	放射線等に関する正しい知識の普及啓発の推進	2,505
	原子力災害に係る防災訓練等の充実	
20	雪下ろし事故を防止するための注意喚起	213
21	防災訓練の充実	720
22	災害時に防災拠点となる施設の耐震化の推進	ゼロ予算 事業
23	被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進	
24	避難先の増設、耐震化・設備整備の促進	
25	災害情報の収集・伝達手段の確保	
26	広域防災拠点の整備	
27	支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備	
28	警察・消防関係施設の耐震化・老朽化対策等の推進	
29	津波観測体制の充実強化	
30	避難勧告等の具体的な発令基準の策定	
31	タイムラインの運用	
32	土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の策定	
33	孤立危険性のある集落との通信手段の確保、ヘリコプター離着陸可能場所の確保	
34	自衛隊との連携強化	
35	豪雪災害時の災害救助法の適用	

36	被災者生活再建支援制度の拡充等	
37	食料等の備蓄	
38	避難所における感染症対策の推進	
39	危険物施設の耐震化の促進	
40	建設関係団体との連携強化	

➤ 消防救急課

実施施策		令和5年度 予算額 (千円)
1	消防団による地域防災力充実強化等	1,993
2	大規模災害時の消防力の確保	ゼロ予算 事業
3	県外への緊急消防援助隊派遣時の県内消防力の維持	
4	NBC災害における対応力の強化	
5	石油コンビナートの防災体制の充実強化	
6	県消防広域応援隊、緊急消防援助隊などに供給する燃料の確保	

➤ 消費生活・地域安全課

実施施策		令和5年度 予算額 (千円)
1	災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備	253
2	災害ボランティア活動への参加意欲の醸成	367
3	地域の除排雪の担い手確保	1,500

➤ 食品安全衛生課

実施施策		令和5年度 予算額 (千円)
1	水道施設の耐震化・老朽化対策の推進	390,780
2	応急給水体制などの整備	ゼロ予算 事業

➤ 消防学校（防災学習館含む）

※後述（「(2) 出先機関」に記載）

② 県土整備部

ア 組織概要

県土整備部は、以下組織図の通り、11 課で構成される。

なお、このうち、防災・減災業務を実施している、県土利用政策課を除く 10 課を往査先とした。

【県土整備部の組織図】



(県広報資料に基づき監査人作成)

イ 令和5年度に実施した各課の強靱化計画関連施策

➤ 管理課 (県土強靱化推進室)

実施施策		令和5年度 予算額 (千円)
1	建設関係団体との連携強化	ゼロ予算 事業

➤ 建設企画課

実施施策		令和5年度 予算額 (千円)
1	復旧・復興を担う人材の育成	1,208

➤ 都市計画課

実施施策		令和5年度 予算額 (千円))
1	都市公園施設の耐震化・計画的な維持管理の推進	968,475
2	街路・都市施設の整備	2,439,918
3	大規模盛土造成地対策の推進	ゼロ予算 事業

➤ 下水道課

実施施策		令和5年度 予算額 (千円)
1	下水道に係る業務継続計画（BCP）策定・施設耐震化等の推進	872,809
2	都市部における内水浸水対策の促進	ゼロ予算 事業

➤ 道路整備課（高速道路整備推進室）

実施施策		令和5年度 予算額 (千円)
1	高規格道路等の整備	12,597,276
2	緊急輸送道路等の整備・確保	15,658,147
3	道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進	
4	孤立集落アクセスルートの確保	

➤ 道路保全課

実施施策		令和5年度 予算額 (千円)
1	緊急輸送道路等の整備・確保	2,983,954
2	道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進	
3	孤立集落アクセスルートの確保	1,192,046
4	道路の防雪施設の整備	

5	道路の除雪体制等の確保	6,361,941
6	豪雪時における的確な道路管理の推進	ゼロ予算 事業
7	防疫対策の推進	

➤ 河川課（流域治水推進室）

実施施策		令和5年度 予算額 (千円)
1	洪水ハザードマップの作成	200,000
2	迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化	40,380
3	治水対策の推進	14,435,184
4	河川管理施設の長寿命化対策の推進	1,187,527
5	海岸保全施設の整備・老朽化対策の推進	256,479

➤ 砂防・災害対策課

実施施策		令和5年度 予算額 (千円)
1	土砂災害に対する警戒避難体制の整備	158,287
2	土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備	2,400
3	砂防施設の整備・維持管理の推進	5,186,202

➤ 空港港湾課

実施施策		令和5年度 予算額 (千円)
1	港湾機能継続のための体制整備	ゼロ予算 事業

➤ 建築住宅（営繕室）

実施施策		令和5年度 予算額 (千円)
1	住宅・建築物等の耐震化の促進	1,798
2	県営住宅の老朽化対策の推進	54,864
3	空き家対策の推進	873
4	がけ地近接等危険住宅の移転促進	3,213
5	公営住宅の耐震化の促進	ゼロ予算 事業
6	緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進	

7	応急仮設住宅の供給方針の整備	
8	家具の転倒防止対策の推進	
9	事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進	

(2) 出先機関等

① 消防学校 (防災学習館含む)



(往査時監査人撮影)

ア 沿革

昭和 28 年 5 月	鶴岡市に開校
昭和 43 年 8 月	東田川郡三川町に新築移転
昭和 46 年 4 月	派遣教官制の発足
平成 4 年 2 月	救助工作車導入
平成 5 年 1 月	救急科 (標準課程) 実施
平成 10 年 4 月	三川町の現在地に新校舎開校
	山形県防災学習館の開館
平成 15 年 7 月	創立 50 周年記念事業実施
平成 18 年 4 月	山形県初の女性消防士入校
平成 19 年 8 月	防災学習館入館者 10 万人達成 記念行事を実施
平成 30 年 11 月	防災学習館入館者 20 万人達成 記念行事を実施

イ 施設概要

収容人員	120 名
敷地面積	67,214 m ²
建築面積	13,296 m ²
管理教育棟	鉄筋コンクリート造 2 階建 2,711 m ²
屋内訓練場	鉄骨造 2 階建 1,998 m ²
屋外訓練場	24,370 m ²
主訓練塔	鉄筋コンクリート造 8 階建 733 m ²
補助訓練塔	鉄筋コンクリート造 5 階建 221 m ²
放水訓練場	120m×20 m ² 400 m ²
危険物火災訓練場	67m×47 m ² 149 m ²
水難救助訓練施設 (ステンレスプール)	鉄筋コンクリート造平屋建 110 m ² (1) 25m×15m×1.3 (1.5) m (2) 直径 5 m×4 m
宿泊棟	鉄筋コンクリート造 3 階建 3,840 m ²
講堂棟	鉄骨造 2 階建 1,417 m ²
防災学習館	鉄筋コンクリート造 2 階建 967 m ²

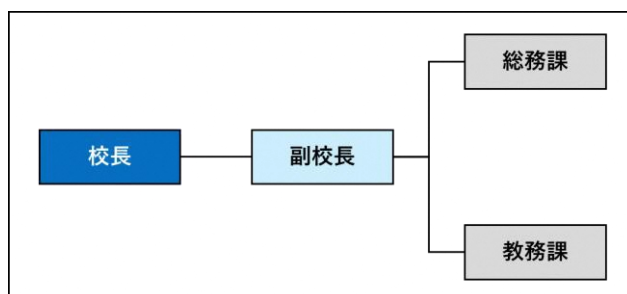
ウ 組織概要

消防学校は、消防組織法第 51 条の規定により設置された施設である。

県内の消防職員及び消防団員に対し、消防の責務を正しく認識させるとともに、人格の向上、知識・技能の習得、体力・気力の錬成、規律の保持及び協同精神の涵養を図り、もって公正明朗、安全かつ能率的に職務を遂行し得る優れた消防人を育成するため、教育訓練を実施している。

また、職場や地域における防火・防災活動を促進するとともに、県民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るため、消防防災関係機関・団体、企業等の職員を対象に、防災学習館と連携のうえ、防火・防災に係る研修を実施している。

【消防学校の組織図】



(県広報資料に基づき監査人作成)

エ 主な業務内容

➤ 総務課

庶務、人事、予算、経理、物品、福利厚生、県有財産管理

➤ 教務課

消防職員、消防団員の教育訓練及び消防防災関係者に対する研修

② 消防防災航空隊（組織上出先機関ではなく、防災くらし安心部消防救急課に属する）



（往査時監査人撮影）

ア 沿革

平成 10 年 4 月	山形県消防防災航空隊発足
平成 10 年 6 月	消防防災ヘリコプター「もがみ」運航開始
平成 12 年 4 月	北海道有珠山噴火に伴う広域航空消防防災応援出動
平成 13 年 4 月	災害対策支援車導入、運用開始
平成 14 年 5 月	ヘリコプターによる交通遠隔地の救急システム施行
平成 15 年 10 月	簡易夜間照明装置導入
平成 16 年 4 月	緊急消防援助隊登録航空消防隊証交付（消防庁長官より）
平成 16 年 7 月	新潟県中越豪雨に伴う緊急消防援助隊応援出動
平成 16 年 10 月	新潟県中越地震に伴う緊急消防援助隊応援出動

平成 17 年 12 月	JR 羽越本線列車事故に伴う山形県消防広域応援隊応援出動
平成 19 年 11 月	山形県消防防災航空隊発隊 10 周年記念式典
平成 20 年 6 月	岩手・宮城内陸地震に伴う緊急消防援助隊応援出動
平成 22 年 1 月	指揮車更新
平成 22 年 2 月	南米チリ地震による宮城県北部沿岸の津波警戒に伴う広域航空消防防災応援出動
平成 22 年 8 月	運航開始より飛行時間 4,000 時間到達
平成 23 年 3 月	東北地方太平洋沖地震に伴う緊急消防援助隊応援出動（5 月 31 日任務解除）
平成 23 年 5 月	ヘリコプターテレビ電送システム配備
平成 23 年 7 月	新潟県・福島県豪雨に伴う緊急消防援助隊応援出動
平成 25 年 12 月	1 番エプロン（格納庫前）修繕
平成 26 年 3 月	運航開始より飛行時間 5,000 時間到達
平成 26 年 11 月	沼沢沼訓練場改修
平成 26 年 12 月	屋内訓練施設改修
平成 27 年 9 月	消防防災ヘリコプター「もがみ」を更新、運航開始
平成 29 年 3 月	災害対策支援車更新
平成 29 年 7 月	沼沢沼訓練場改修
平成 30 年 9 月	北海道胆振東部地震に伴う緊急消防援助隊応援出動 燃料貯蔵庫完成
平成 30 年 11 月	山形県消防防災航空隊発隊 20 周年記念式典
令和元年 6 月	運航開始より飛行時間 1,000 時間到達
令和元年 10 月	令和元年台風第 19 号による災害に伴う緊急消防援助隊応援出動
令和 3 年 4 月	2 人操縦士体制の導入及び運航安全管理者の配置
令和 5 年 11 月	山形県消防防災航空隊発隊 25 周年記念式典

イ 消防防災ヘリコプターの概要

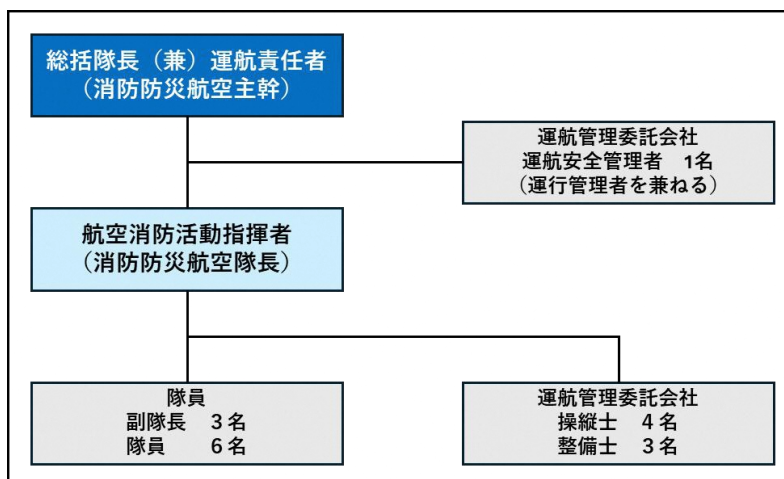
機体名称	もがみ（JA15YA）	
機体	製造会社	アグスタ・ウェストランド社 （イタリア）
	型式	アグスタ式 AW139 型
	全長	16.66m（主回転翼回転時）〔胴体 13.77m〕
	全幅	13.80m（主回転翼直径）〔胴体 4.22m〕
	全高	4.98m
	座席数	12 席（操縦席含む）
	最大燃料搭載量	1,588ℓ
	最大離陸重量	6,400kg
	有効搭載量	1,916kg
エンジン	製造会社	プラット&ホイットニー・カナダ社
	型式	PT6C-67C 型
	基数	2 基
	最大出力	3,358 馬力（1,679 馬力×2 基）

性能	最大巡航速度	306km/h
	最大速度	309km/h
	最大運航高度	約 6,000m
	最大航続距離	約 800km
	最大航続時間	約 3時間 50分

ウ 組織概要

山形県消防防災航空隊は、災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図るため、消防本部及び市町村長からの緊急要請に迅速に対応するとともに、消防防災ヘリコプター「もがみ」による救助・救急活動、林野火災等の空中消火活動及び大規模自然災害等による被害状況の情報収集、救援物資搬送などを実施している。

【消防防災航空隊の組織図】



(県広報資料に基づき監査人作成)

エ 主な業務内容

➤ 捜索・救助活動

山岳遭難事故や山崩れ、中高層建物火災といった地上からの接近が困難な事案に対して、ヘリコプターの機動性を活かした捜索・救助を行う。



山岳地での捜査活動



雪山での救助活動



水難救助活動

(県広報資料)

➤ 火災防ぎょ活動

林野火災における空中消火や中高層建物火災、大規模火災発生時における上空偵察・情報収集活動を行う。



上空からの火災状況の偵察



消火パケット取付作業



空中消火活動

(県広報資料)

➤ 救急活動

消防防災航空隊が保有する救急資機材等をヘリコプターに搭載し、救急車と連携して病院間の患者搬送を行うほか、ドクターヘリが出動できない場合には消防防災ヘリコプターが補完的に活動する。



機内へ救急資機材を搭載



患者を機内へ収容



患者を医療機関へ引き継ぎ

(県広報資料)

➤ 広域応援活動

県外において大規模災害が発生した場合は、広域航空消防応援実施要綱や相互応援協定に基づき応援出動し、被災地での消火、捜索、救助、情報収集活動等を行う。



県外消防と連携しての消防防災ヘリコプターの空中消火用水注意活動の姿



県外自治体の消防防災ヘリコプターと編成を組み災害現場へ急行する姿



被災地での救助活動

(県広報資料)

(3) 総合支庁

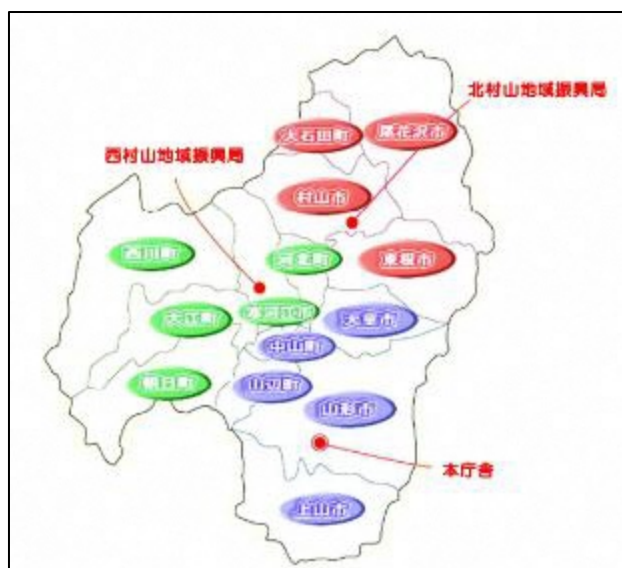
① 村山総合支庁

ア 概要

村山総合支庁は、村山地域7市7町を管轄し、総合行政機能やインフラ施設の維持管理、災害対応等の安全・安心機能、村山地域における市町村支援機能等を担っている。

村山総合支庁は本庁舎、西村山地域振興局、北村山地域振興局の3公所で構成されており、それぞれの管轄エリアは下図のとおりである。

【村山総合支庁の管轄エリア】

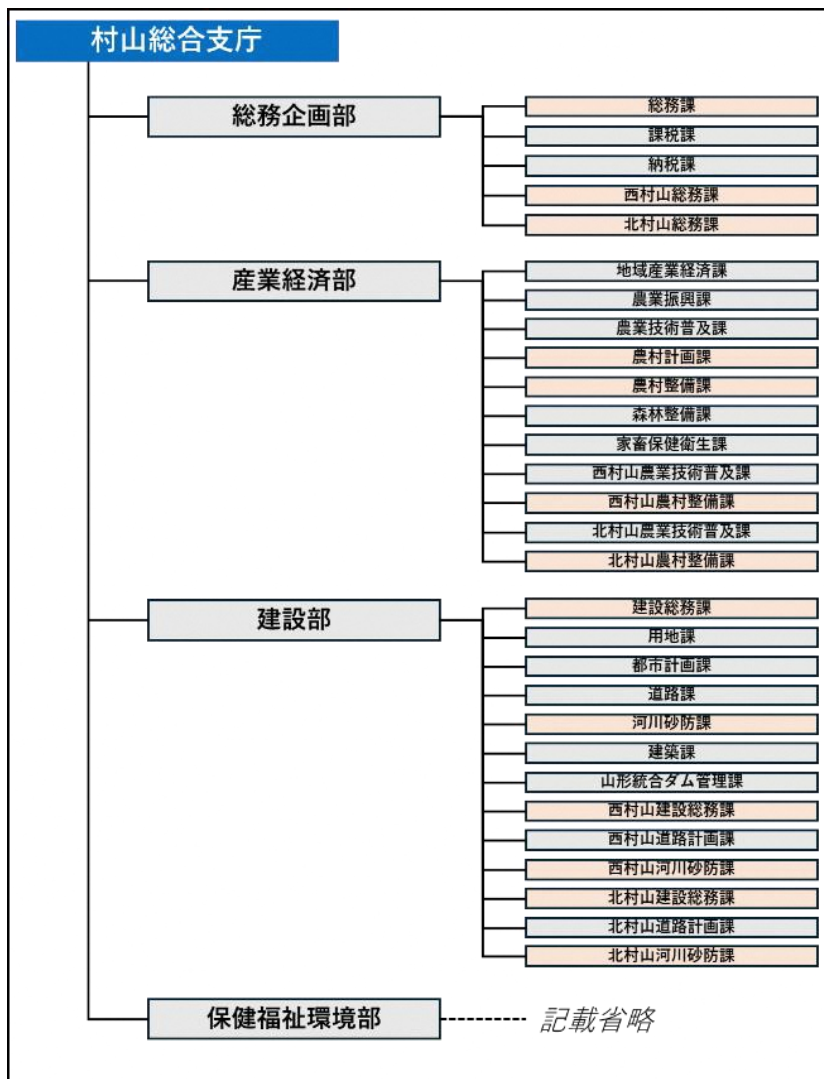


(「村山地域の概況」より抜粋)

イ 組織図

以下組織図の通り、村山総合支庁は4部にて構成されており、このうち、総務企画部、産業経済部及び建設部に属す、防災・減災業務を担当する13課を往査先とした。

【村山総合支庁の組織図】



(県広報資料の情報に基づき監査人作成)

ウ 各庁舎の概要

➤ 本庁舎

- 所在地：〒990-2492 山形市鉄砲町 2-19-68



(往査時監査人撮影)

- 主な防災・減災業務：
 - ◇ 本庁舎管轄エリアにおける防災・減災に資するインフラ整備
 - ◇ 本庁舎管轄の防災備蓄・資機材等の保全

等

➤ 西村山地域振興局

- 所在地：〒991-8501 山形県寒河江市西根石川西 355



(往査時監査人撮影)

- 主な防災・減災業務：

- ◇ 西村山地域振興局管轄エリアにおける防災・減災に資するインフラ整備
- ◇ 西村山地域振興局管轄の防災備蓄・資機材等の保全

等

➤ 北村山地域振興局

- 所在地：〒995-0024 山形県村山市楯岡笛田 4-5-1



(往査時監査人撮影)

- 主な防災・減災業務：
 - ◇ 北村山地域振興局管轄エリアにおける防災・減災に資するインフラ整備
 - ◇ 北村山地域振興局管轄の防災備蓄・資機材等の保全

等

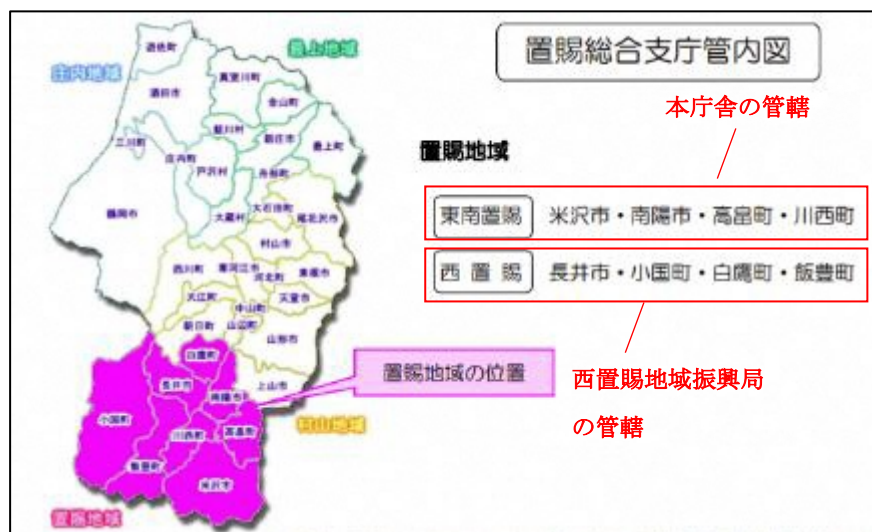
② 置賜総合支庁

ア 概要

置賜総合支庁は、置賜地域の3市5町を管轄し、総合行政機能やインフラ施設の維持管理、災害対応等の安全・安心機能、置賜地域における市町村支援機能等を担っている。

置賜総合支庁は本庁舎と西置賜地域振興局で構成されており、それぞれの管轄エリアは下図のとおりである。

【置賜総合支庁の管轄エリア】

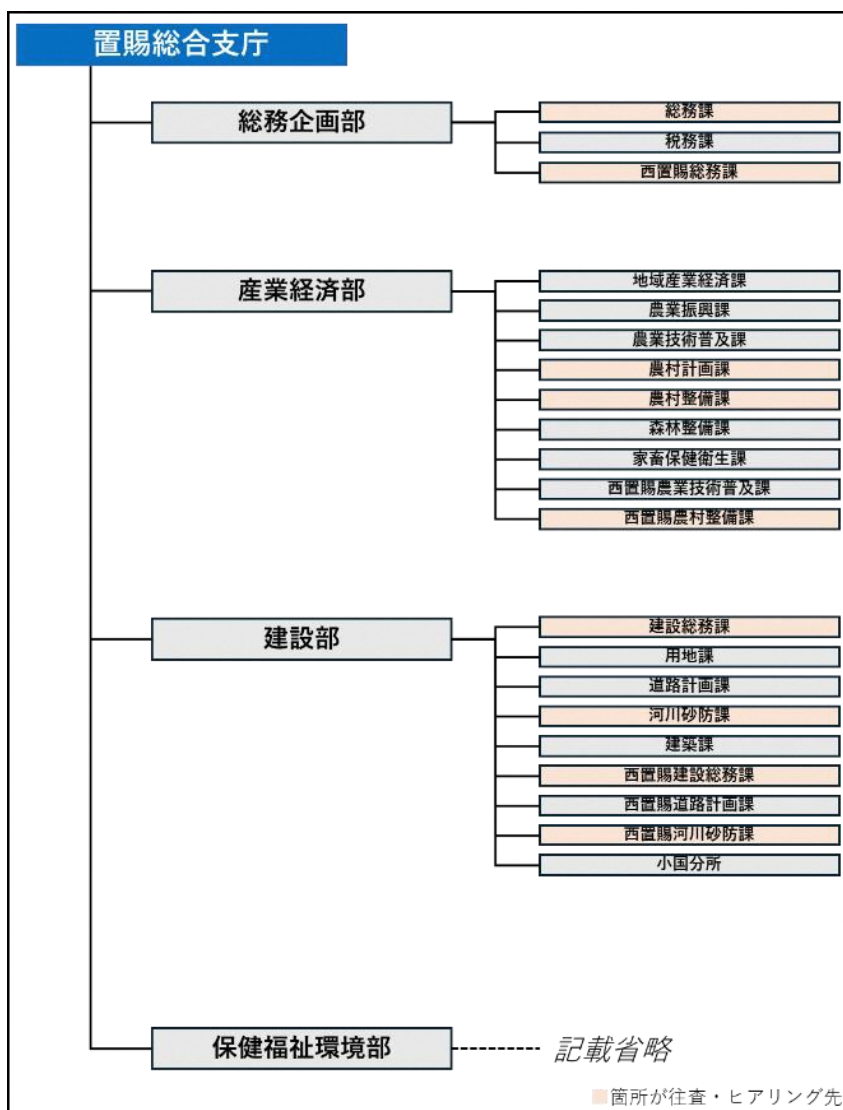


(「置賜総合支庁管内の概況等」に基づき監査人作成)

イ 組織図

以下組織図の通り、置賜総合支庁は4部にて構成されており、このうち、総務企画部、産業経済部及び建設部に属す、防災・減災業務を担当する9課を往査先とした。

【置賜総合支庁の組織図】



(県広報資料の情報に基づき監査人作成)

ウ 各庁舎の概要

➤ 本庁舎

- 所在地：〒992-0012 山形県米沢市金池 7-1-50



(往査時監査人撮影)

- 主な防災・減災業務：
 - ◇ 本庁舎管轄エリアにおける防災・減災に資するインフラ整備
 - ◇ 本庁舎管轄の防災備蓄・資機材等の保全

➤ 西置賜地域振興局

- 所在地：〒993-0085 山形県長井市高野町 2-3-1



(往査時監査人撮影)

- 主な防災・減災業務：

- ◇ 西置賜地域振興局管轄エリアにおける防災・減災に資するインフラ整備
- ◇ 西置賜地域振興局管轄の防災備蓄・資機材等の保全

第3 個別の監査結果及び意見

「県の防災・減災に係る各種計画」及び「防災・減災業務を実施する担当部所属等への往査」における監査結果について、本章で整理する。

なお、監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内容
指摘	現在の法令又は規定等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘】と表記する。
意見	「指摘」には該当しないが、監査人が改善を要すると判断した事項または検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることに留意されたい。

1. 県の防災・減災計画に係る各種計画

(1) 実施した監査手続き

県の防災・減災計画に係る各種計画の内容及び実施状況について、関連書類の閲覧、分析、担当者へのヒアリング、その他必要と認める監査手続を行った。

① 県強靱化計画に係るヒアリング

県における防災・減災対策の根幹を成す県強靱化計画は、ハード・ソフト両面から災害に強い県土づくりを推進するための総合的な計画である。

近年、自然災害の頻発・激甚化が顕著であることから、災害発生前の予防対策の重要性が増しており、予防対策に重点を置いた本計画について、適切に策定・運用されているかを確認することとした。そのうえで、県全体の防災・減災対策の現状と課題を把握するため、まずは本計画を所管する防災くらし安心部防災危機管理課及び主要なハード事業を所管する県土整備部の各課に対し、計画の全体像や計画内の実施事項などについてヒアリングを実施した。

加えて、同様に防災・減災対策の上位計画である県地域防災計画について、その概要部分に関し、計画を所管する防災くらし安心部防災危機管理課にヒアリングした。

【県強靱化計画（一部地域防災計画を含む）のヒアリング日程】

日時		対象所属		監査人・補助者数
7月4日	木	防災くらし安心部	防災危機管理課	5名
7月5日	金	県土整備部	管理課	
			河川課	
			砂防・災害対策課	
			道路整備課	
			道路保全課	
			都市計画課	
			下水道課	
			建築住宅課	
			建設企画課	
			空港港湾課	

【対象課に対する質問票の概要】

質問事項		質問意図
1. 防災・減災における役割について	(1) 組織概要について	防災・減災業務の担当課、体制図等について把握するため。
	(2) 防災担当課の職務分掌について	防災・減災担当の役割、具体的な業務内容、責任範囲、権限等について把握するため。
2. 防災・減災に係る計画について	(1) 計画の作成プロセスについて	計画作成の責任主体、関係機関との連携体制、県民への意見反映状況等について把握するため。
	(2) 計画内容の実施状況について	各種計画に記載されている施策・事業の実施状況、予算執行状況、目標達成状況等について把握するため。
	(3) 計画及び取組内容の評価・見直しについて	計画の目標指標の達成状況、課題、計画内容の実効性、PDCA サイクルによる見直し状況等について把握するため。
3. 課題認識について	-	防災・減災業務において、各担当課が抱える課題（人員不足、予算不足、技術的な課題、関係機関との連携における課題等）について把握するため。

なお、県強靱化計画に関連する監査手続きの結果明らかになった意見や指摘事項については、次章「(2) 監査の結果」にて詳述する。

② 県地域防災計画に関する取組状況等の質問・アンケート調査及び個別ヒアリング

県地域防災計画は県、市町村、地域住民、企業、関係機関が連携して地域防災体制を構築するための総合的な計画で、県における防災対策の基本となっていることから本計画の作成・運用状況を把握し、その実効性について検証することとした。一方、県地域防災計画は、災害の「予防対策」「応急対策及び復旧」「復興

対策」について必要な事項を定めていることから、災害時ではない平時において「応急対策及び復旧」「復興対策」の実施事項について監査することは難しい面がある。そのため、県地域防災計画の「予防対策」の実施事項を中心にその実施事項を確認していくこととしたが、県は県地域防災計画の「予防対策」に記載された実施事項についてその具体的な実施状況の確認を実施していなかった。

従って、県地域防災計画の「予防対策」の実施事項の実施状況の確認及びとりまとめを監査手続きの一環としてアンケートに含め、計画の内容が現状に即しているか、各機関における役割分担や連携体制が適切に機能しているかなどを検証するため、県地域防災計画の内容を実施部局課に対し質問・アンケート調査を実施した。

【県地域防災計画の実施状況の質問及び確認表】

質問事項		質問意図
1. 県地域防災計画における役割	(1) 担当部局課の役割認識	各担当部局課が県地域防災計画の内容を理解し、所属としての役割や立ち位置を認識しているかを確認するため。
	(2) 所属間の担当棲み分け	県地域防災計画の実施事項について、複数の部局課で連携がとれているか、また、重複する取組がないかを確認するため。
2. 県地域防災計画における記載事項の取組み	(1) 令和5年度に実施した取組み	県地域防災計画に記載されている取組について、実際に各担当所属が実施しているかを確認するため。
	(2) 令和5年度以前に実施した取組み	県地域防災計画に記載されている取組について、各担当所属が継続的か、単年度的に実施している取組かを把握するため。

【アンケート調査様式（一部抜粋）】

震災対策編

計画名	概要	実施事項	所管課	令和5年度に実施した実施事項に関連した取り組み・活動内容	令和5年度以前の実施事項に関連した取り組み・活動内容	補足・備考（あれば）
第2章 地震・津波観測体制の整備計画 (p.56)	1 県による地震・津波観測	県内全市町村(40箇所)に計測震度計を設置し、県庁内に設置した送受信装置や消防庁の交信装置とネットワーク化したシ				回答依頼

		システムを平成9年4月から稼働、平成23年3月にはシステムの再整備を行なった。本システムの情報を気象庁が発表する震度情報に含めて発表。	
第2章 地震・津波観測体制の整備計画 (p.56)	1県による地震・津波観測	県内全市町村(40箇所)に計測震度計を設置し、県庁内に設置した送受信装置や消防庁の通信装置とネットワーク化したシステムを平成9年4月から稼働、平成23年3月にはシステムの再整備を行なった。本システムの情報を気象庁が発表する震度情報に含めて発表。	回答依頼
・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・

※以降、県地域防災計画の「予防対策」に記載されている820の実施事項について、担当所属に回答依頼を実施。追加のヒアリングが必要と判断した内容について、対面での個別ヒアリングを後日実施した。

【アンケート調査結果の概要】

本調査では、前述の通り山形県地域防災計画における「予防対策」の実施状況について、県内各担当部局を対象に計画の「予防対策」に記載された実施事項の実施

の有無及びその内容についてアンケート調査および個別ヒアリングを実施した。調査の結果、各部局において計画の「予防計画」に記載された実施事項は概ね実施されていることが確認できた。

※計画の「予防対策」に記載された実施事項の個数

編	対象部	対象課	計画名	個数※	
震災	みらい企画創造部	移住定住・地域活力創生課	第23章積雪期の地震災害予防計画(p178)	1	
	みらい企画創造部・防災くらし安心部	-	第23章積雪期の地震災害予防計画(p178)	1	
	環境エネルギー部	水大気環境課	第18章-12危険物等施災害予防計画(p.159)	2	
	企業局	水道事業課	第18章-11工業用水道施設災害予防計画(p.157)	10	
	教育局	学校体育保健課	第3章防災知識の普及計画(p.58)	1	
	警察	警備第二課	交通規制課	第8章救助・救急体制整備計画(p.83)	1
				第17章輸送体制整備計画(p.109)	1
				第18章-1交通関係施設災害予防計画(p.123)	1
	健康福祉部	医療政策課		第10章医療救護体制整備計画(p.88)	7
				第18章-12危険物等施災害予防計画(p.159)	6
		医療政策課・障がい福祉課		第10章医療救護体制整備計画(p.88)	3
		健康福祉企画課		第10章医療救護体制整備計画(p.88)	3
				第18章-12危険物等施災害予防計画(p.159)	2
		健康福祉企画課・医療政策課		第10章医療救護体制整備計画(p.88)	1
障がい福祉課			第10章医療救護体制整備計画(p.88)	4	

	地域福祉推進課	第 21 章要配慮者の安全確保計画 (p171)	1
	全体	第 7 章防災訓練計画 (p.76)	1
		第 8 章救助・救急体制整備計画(p.83)	1
県土整備部	下水道課	第 18 章-10 下水道施設災害予防計画 (p.154)	12
	河川課	第 18 章-3 河川・海岸施設災害防計画 (p.134)	13
	空港港湾課	第 18 章-1 交通関係施設災害予防計画 (p.123)	6
	建築住宅課	第 13 章地盤災害予防計画(p.99)	1
		第 14 章孤立集落対策計画(p.102)	1
		第 15 章都市防災計画 (p.104)	3
		第 16 章建築物災害予防計画(p.106)	5
	砂防・災害対策課	第 13 章地盤災害予防計画(p.99)	11
		第 18 章-2 土砂災害防止施設災害予防計画 (p.130)	6
	都市計画課	第 13 章地盤災害予防計画(p.99)	4
		第 15 章都市防災計画 (p.104)	1
	道路整備課	第 16 章建築物災害予防計画(p.106)	1
	道路保全課	第 18 章-1 交通関係施設災害予防計画 (p.123)	5
		第 23 章積雪期の地震災害予防計画 (p178)	2
	全体	第 17 章輸送体制整備計画(p.109)	1
		第 18 章-1 交通関係施設災害予防計画 (p.123)	1
県土整備部 ・ 防災くらし安心部	道路整備課	第 16 章建築物災害予防計画(p.106)	1

	-	第17章輸送体制整備計画(p.109)	1
産業労働部	商業振興・経営支援課	第4章地域防災力強化計画(p.63)	3
	全体	第4章地域防災力強化計画(p.63)	2
総務部 ・ 教育局	学校体育保健課	第20章文教施設における災害予防計画(p167)	2
	教育政策課	第20章文教施設における災害予防計画(p167)	1
	生涯教育・学習振興課	第20章文教施設における災害予防計画(p167)	5
総務部・防災くらし安心部・教育局	学校体育保健課	第3章 防災知識の普及計画(p.58)	1
総務部・防災くらし安心部・しあわせ子育て応援部・健康福祉部・観光文化スポーツ部・教育局	県民文化芸術振興課	第21章要配慮者の安全確保計画 (p171)	2
	高齢者支援課・障がい福祉課	第21章要配慮者の安全確保計画 (p171)	10
	子ども成育支援課	第21章要配慮者の安全確保計画 (p171)	1
	-	第21章要配慮者の安全確保計画 (p171)	1
農林水産部	森林ノミクス推進課	第18章-2 土砂災害防止施設災害予防計画(p.130)	3
		第23章積雪期の地震災害予防計画(p178)	1
	水産振興課	第18章-1 交通関係施設災害予防計画(p.123)	1
	農政企画課	第19章食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画	1
	農村整備課	第18章-4 農地・農業用施設災害予防計画(p.137)	10
防災くらし安心部	消費生活・地域安全課	第5章災害ボランティア受入体制整備計画(p.69)	3
	消防救急課	第18章-12 危険物等施設災害予防計画(p.159)	15

		第 18 章-6 ガス供給施設災害予防計画 (p.142)	2
		第 8 章救助・救急体制整備計画(p.83)	1
		第 9 章火災予防計画 (p.86)	1
	食品安全衛生課	第 18 章-9 上水道施設災害予防計画 (p.150)	22
		第 19 章食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画	1
	防災危機管理課	第 11 章地震防災施設等整備計画(p.93)	2
		第 12 章防災用通信施設災害予防計画(p.96)	7
		第 14 章孤立集落対策計画(p.102)	2
		第 16 章建築物災害予防計画(p.106)	1
		第 17 章輸送体制整備計画(p.109)	3
		第 18 章-6 ガス供給施設災害予防計画 (p.142)	1
		第 19 章食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画	2
		第 2 章 地震・津波観測体制の整備計画 (p.56)	1
		第 4 章地域防災力強化計画(p.63)	2
		第 6 章防災訓練計画 (p.72)	6
		第 7 章防災訓練計画 (p.76)	5
	防災危機管理課・消防救急課	第 11 章地震防災施設等整備計画(p.93)	1
防災くらし安心部・観光文化スポーツ部	-	第 21 章要配慮者の安全確保計画 (p171)	3
防災くらし安心部・警察	警備第二課	第 3 章 防災知識の普及計画(p.58)	1
防災くらし安心部・しあわせ子育て応援部・健康福祉部	高齢者支援課・障がい福祉課	第 21 章要配慮者の安全確保計画 (p171)	1

		子ども成育支援課	第21章要配慮者の安全確保計画 (p171)	1
津波	環境エネルギー部	水大気環境課	18-11 危険物等施設災害予防計画 (p126)	3
		企業局	水道事業課	18-10 工業用水道施設災害予防計画 (p124)
	8 避難所整備計画 (p47)			4
	9 避難誘導計画 (p51)			7
	警察	警備第二課	11 救助・救急体制整備計画 (p60)	1
			交通規制課	17 輸送体制整備計画 (p82)
				18-1 交通関係施設災害予防計画 (p94)
	健康福祉部	医療政策課	12 医療救護体制整備計画 (p64)	9
			18-11 危険物等施設災害予防計画 (p126)	6
		医療政策課・障がい福祉課	12 医療救護体制整備計画 (p64)	3
		健康福祉企画課	12 医療救護体制整備計画 (p64)	3
		健康福祉企画課・医療政策課	12 医療救護体制整備計画 (p64)	1
		障がい福祉課	12 医療救護体制整備計画 (p64)	2
		全体	11 救助・救急体制整備計画 (p60)	1
			18-14 要配慮者の安全確保計画 (p137)	1
	県土整備部	下水道課	18-9 下水道施設災害予防計画 (p121)	15
		河川課	13 津波に強いまちづくり計画 (p69)	2
			18-1 交通関係施設災害予防計画 (p94)	2
			18-2 河川・海岸施設災害予防計画 (p101)	14
		空港港湾課	18-1 交通関係施設災害予防計画 (p94)	8
		建築住宅課	14 津波防災施設等整備計画 (p73)	3

	都市計画課	13 津波に強いまちづくり計画 (p69)	2
	道路保全課	18-1 交通関係施設災害予防計画 (p94)	11
	全体	13 津波に強いまちづくり計画 (p69)	1
		16 孤立集落対策計画 (p80)	1
		17 輸送体制整備計画 (p82)	2
		7 防災訓練計画 (p44)	2
県土整備部 ・ みらい企画創造部	道路整備課 空港港湾課 総合交通政策課	13 津波に強いまちづくり計画 (p69)	1
県土整備部 ・ 防災くらし安心部	-	17 輸送体制整備計画 (p82)	1
産業労働部	商業振興・経営支援課	4 地域防災力強化計画 (p33)	3
	全体	4 地域防災力強化計画 (p33)	1
総務部 ・ 教育局	生涯教育・学習振興課	18-13 文教施設における災害予防計画 (p134)	4
	-	7 防災訓練計画 (p44)	1
総務部・教育局	学校体育保健課	3 防災知識の普及計画 (p26)	2
総務部・防災くらし安心部・教育局	学校体育保健課	3 防災知識の普及計画 (p26)	1
	-	8 避難所整備計画 (p47)	1
総務部・防災くらし安心部・しあわせ子育て応援部・健康福祉部・観光文化スポーツ部・教育局	子ども成育支援課	18-14 要配慮者の安全確保計画 (p137)	1
	-	18-14 要配慮者の安全確保計画 (p137)	8
農林水産部	農村整備課	18-3 農地・農業用施設災害予防計画 (p104)	4
	農村整備課	18-3 農地・農業用施設災害予防計画 (p104)	2
	全体	18-12 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画 (p131)	1

防災くらし安心部	消費生活・地域安全課	6 災害ボランティア受入体制整備計画 (p41)	3
	消防救急課	11 救助・救急体制整備計画 (p60)	2
		13 津波に強いまちづくり計画 (p69)	1
		18-5 ガス供給施設災害予防計画 (p106)	2
		18-11 危険物等施設災害予防計画 (p126)	19
		3 防災知識の普及計画 (p26)	1
		4 地域防災力強化計画 (p33)	1
	食品安全衛生課	18-12 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画 (p131)	1
		18-8 上水道施設災害予防計画 (p117)	24
	防災危機管理課	1 地震・津波に関する調査研究計画 (p21)	1
		10 災害情報等の収集・伝達体制整備計画 (p58)	12
		13 津波に強いまちづくり計画 (p69)	6
		14 津波防災施設等整備計画 (p73)	7
		15 防災用通信施設災害予防計画 (p77)	9
		16 孤立集落対策計画 (p80)	3
		17 輸送体制整備計画 (p82)	5
		18-12 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画 (p131)	8
		2 地震・津波観測体制の整備計画 (p24)	1
		3 防災知識の普及計画 (p26)	11
		4 地域防災力強化計画 (p33)	3
5 活動体制整備計画 (p39)		9	

			7 防災訓練計画 (p44)	6
			9 避難誘導計画 (p51)	3
	防災くらし安心部 ・ 観光文化スポーツ部 ・ 教育局	-	13 津波に強いまちづくり計画 (p69)	1
	防災くらし安心部 ・ 県土整備部 ・ 企業局 ・ 健康福祉部	下水道課	13 津波に強いまちづくり計画 (p69)	1
	防災くらし安心部 ・ 県土整備部 ・ 警察	-	17 輸送体制整備計画 (p82)	1
	防災くらし安心部・観光文化スポーツ部	-	18-14 要配慮者の安全確保計画 (p137)	3
	防災くらし安心部・警察	警備第二課	3 防災知識の普及計画 (p26)	1
	防災くらし安心部・健康福祉部	消防救急課	11 救助・救急体制整備計画 (p60)	1
	防災くらし安心部・健康福祉部・産業労働部・病院事業局	医療政策課・高齢者支援課・障がい福祉課	3 防災知識の普及計画 (p26)	1
風水害	環境エネルギー部	水大気環境課	1-2-16-12 危険物等施設災害予防計画(p111)	2
	企業局	水道事業課	1-2-16-11 工業用水道施設災害予防計画 (p109)	1
	警察	警備第二課	1-2-7 救助・救急体制整備計画 (p69)	8
			1-2-15 輸送体制整備計画(p82)	1
			1-2-16- 1 交通関係施設災害予防計画(p83)	1
	健康福祉部	医療政策課	1-2-16-12 危険物等施設災害予防計画(p111)	1
			1-2-9 医療救護体制整備計画(p71)	6

	医療政策課・障がい福祉課	1-2-9 医療救護体制整備計画(p71)	8
	健康福祉企画課	1-2-16-12 危険物等施設災害予防計画(p111)	3
		1-2-6 避難体制整備計画 (p59)	2
		1-2-9 医療救護体制整備計画(p71)	1
	健康福祉企画課・医療政策課	1-2-9 医療救護体制整備計画(p71)	3
	高齢者支援課・障がい福祉課	1-2-19 要配慮者の安全確保計画(p117)	1
	障がい福祉課	1-2-9 医療救護体制整備計画(p71)	1
	全体	1-2-19 要配慮者の安全確保計画(p117)	2
		1-2-7 救助・救急体制整備計画 (p69)	1
健康福祉部・病院事務局	県立病院課	1-2-2 防災知識の普及計画 (p45)	1
県土整備部	下水道課	1-2-16-10 下水道施設災害予防計画(p106)	1
	河川課	1-2-16-3 河川・海岸施設災害予防計画 (p90)	15
		1-2-2 防災知識の普及計画 (p45)	21
	空港港湾課	1-2-16- 1 交通関係施設災害予防計画(p83)	1
	建築住宅課	1-2-14 建築物災害予防計画(p79)	8
	砂防・災害対策課	1-2-11 地盤災害予防計画(p73)	4
		1-2-12 孤立集落対策計画(p77)	9
		1-2-16- 1 交通関係施設災害予防計画(p83)	1
		1-2-16-2 土砂災害防止施設災害予防計画 (p87)	1
	都市計画課	1-2-13 都市防災計画 (p78)	11
	道路保全課	1-2-16- 1 交通関係施設災害予防計画(p83)	5
	全体	1-2-12 孤立集落対策計画(p77)	8

		1-2-15 輸送体制整備計画(p82)	1
県土整備部 ・ 防災くらし安心部	-	1-2-15 輸送体制整備計画(p82)	1
産業労働部	産業技術イノベーション課 商業振興・経営支援課	1-2-2 防災知識の普及計画 (p45)	1
	商業振興・経営支援課	1-2-3 地域防災力強化計画 (p50)	1
総務部 ・ 教育局・観光文化スポーツ部	県民文化芸術振興課	1-2-18 文教施設における災害予防計画 (p116)	1
総務部・防災くらし安心部・教育局	学校体育保健課	1-2-2 防災知識の普及計画 (p45)	4
総務部・防災くらし安心部・しあわせ子育て応援部・健康福祉部・観光文化スポーツ部・教育局	教育政策課 特別教育支援課 学校体育保健課	1-2-2 防災知識の普及計画 (p45)	1
	高齢者支援課・障がい福祉課	1-2-19 要配慮者の安全確保計画(p117)	1
	子ども成育支援課	1-2-19 要配慮者の安全確保計画(p117)	8
	-	1-2-19 要配慮者の安全確保計画(p117)	5
	-	1-2-6 避難体制整備計画 (p59)	1
農林水産部	森林ノミクス推進課	1-2-11 地盤災害予防計画(p73)	1
		1-2-16-2 土砂災害防止施設災害予防計画 (p87)	2
	農政企画課	1-2-17 食料、飲料水及び生活必需品等 (p115)	5
	農村整備課	1-2-16-4 農地・農業用施設災害予防計画 (p94)	1
防災くらし安心部	消費生活・地域安全課	1-2-4 災害ボランティア受入体制整備計画 (p55)	10
	消防救急課	1-2-2 防災知識の普及計画 (p45)	3
		1-2-16-12 危険物等施設災害予防計画(p111)	14
		1-2-16-6 ガス供給施設災害予防計画(p97)	1

		1-2-2 防災知識の普及計画 (p 45)	1
		1-2-7 救助・救急体制整備計画 (p69)	2
		1-2-8 火災予防計画 (p70)	4
	食品安全衛生課	1-2-16- 9 上水道施設 災予防計画(p103)	20
		1-2-17 食料、飲料水 及び生活必需品等 (p115)	1
	防災危機管理課	1-2-10 防災用通信施設 災害予防計画 (p72)	9
		1-2-11 地盤災害予防 計画(p73)	2
		1-2-12 孤立集落対策 計画(p77)	2
		1-2-15 輸送体制整備 計画(p82)	5
		1-2-16-5 電力供給施設 災害予防計画(p96)	1
		1-2-16-6 ガス供給施設 災害予防計画(p97)	1
		1-2-17 食料、飲料水 及び生活必需品等 (p115)	2
		1-2-1 気象等観測体制 整備計画 (p 4 2)	1
		1-2-20 災害救助基金 の積立・運用計画 (p119)	3
		1-2-2 防災知識の普及 計画 (p 4 5)	3
		1-2-3 地域防災力強化 計画 (p50)	4
		1-2-5 防災訓練計画 (p56)	9
		1-2-6 避難体制整備計 画 (p59)	6
防災くらし安心部 ・ 県土整備部 ・ 警察	交通規制課	1-2-15 輸送体制整備 計画(p82)	1
防災くらし安心部・観光文化スポー ツ部	-	1-2-19 要配慮者の安 全確保計画(p117)	3

防災くらし安心部・警察	警備第二課	1-2-2 防災知識の普及計画 (p45)	1
防災くらし安心部・健康福祉部	消防救急課	1-2-7 救助・救急体制整備計画 (p69)	1
防災くらし安心部・産業労働部・観光文化スポーツ部	防災危機管理課	1-2-6 避難体制整備計画 (p59)	1
総数			820

【個別ヒアリング（追加分）日程】

日時		対象所属		監査人・補助者数
11月26日	火	しあわせ子育て応援部	子ども成育支援課	3名
		環境エネルギー部	水大気環境課	
		病院事業局	県立病院課	
11月27日	水	防災くらし安心部	食品安全衛生課	
		県土整備部	河川課	
			下水道課	

なお、質問・アンケート調査及び個別ヒアリングで明らかになった意見や指摘事項については、次章「(2) 監査の結果」にて詳述する。

(2) 監査の結果

① 国のガイドラインに基づく県強靱化計画の作成【意見】

県は平成28年3月に、平成25年12月11日に公布・施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づく国土強靱化地域計画（以下、「地域計画」という。）として、「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」を作成するとともに、令和3年3月に本計画の見直しを行っている。

この地域計画は、同法第14条に「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」旨が明記されており、また国（内閣官房）より、地域計画の作成・改定検討時の手引書として、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」が公表されており、当該ガイドラインでは、地域計画の一般的な策定手順として以下5つのステップが明示されている。

【国土強靱化地域計画策定・改定における一般的な手順】

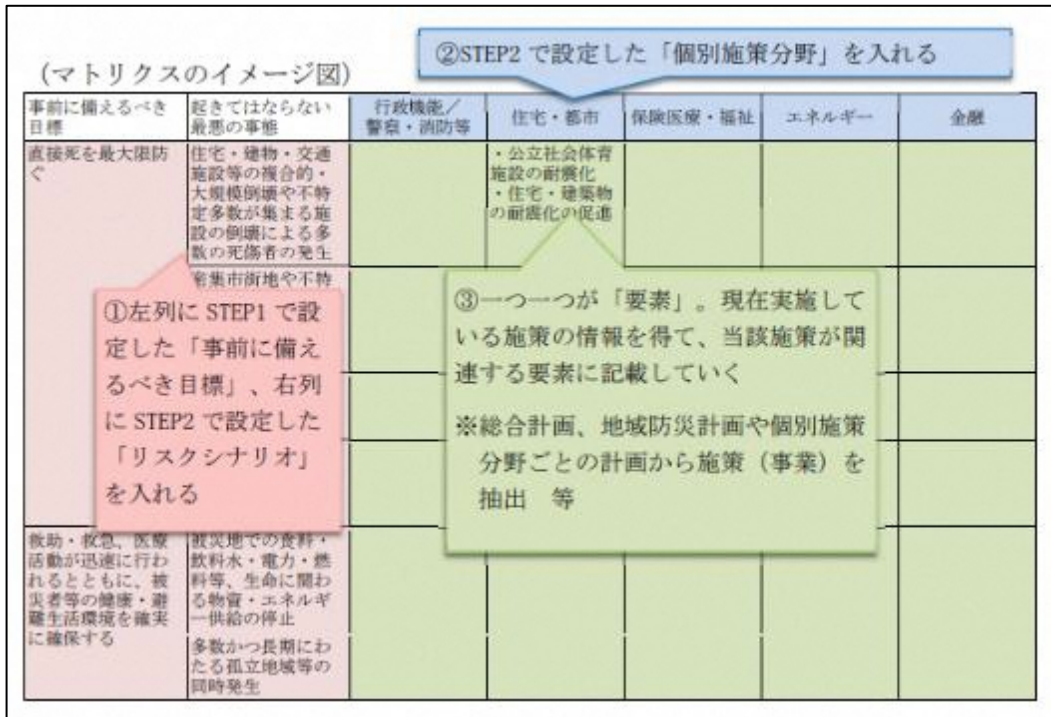
- | |
|-------------------------------|
| STEP 1 地域を強靱化する上での目標の明確化 |
| STEP 2 リスクシナリオ（最悪の事態）、施策分野の設定 |
| STEP 3 脆弱性の分析・評価、課題の検討 |
| STEP 4 リスクへの対応方針の検討 |
| STEP 5 対応方策について重点化、優先順位付け |

（「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」より抜粋）

このうち、本計画作成の事務局を担当する防災危機管理課へヒアリングしたところ、上記のSTEP3「脆弱性の分析・評価、課題の検討」について、国のガイドライン記載の手順を踏まずに作成している状況である。

当該検討は、予めガイドラインに示されているリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態（41項目）」）に照らし、総合計画の施策分野などを参考に実施されている、又は計画されている施策を落とし込む作業（STEP2に相当）の結果をもとに、足りない点や検討漏れの有無を洗い出す作業となり、具体的には、下図の、縦軸にリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態（41項目）」）、横軸に個別施策分野を配置したマトリクス図の作成、そしてそれに基づく、現状評価・分析を行う作業となる。

【脆弱性の分析・評価、課題の検討にて作成されるマトリクス図】



(「国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン (第2版)」より抜粋)

ただし、国のガイドラインはより効果的に強靱化計画を作成するための指針を示したものである。従って、ガイドラインに準拠せず強靱化計画が作成されることが許されないわけではない。

山形県における強靱化計画の策定プロセスは、防災くらし安心部防災危機管理課が、防災・減災に関係する関連所管課に強靱化計画に記載すべき事業の洗い出しを依頼し、関連所管課から提出された強靱化計画の記載案について協議を通じとりまとめを行い作成する形となっている。なお、この策定プロセスでは、関連所管課の事業計画等に記載された実施予定の（または既に実施している）事業のみが強靱化計画に記載され、リスクシナリオを踏まえた課題に対応する新たな事業が創出されにくいと考えられる。

このような現状の山形県における策定方法であってもリスクシナリオの洗い出しと施策推進方針（リスク対応策）の検討が必要十分になされており、リスクへの対応に不足が無ければ問題はない。

そこで、監査人は県が作成した強靱化計画をもとに、縦軸にリスクシナリオ、横軸に個別施策分野を配置し、リスクマトリクス図（別添1）を作成し評価した。サマリ結果は次ページの図のとおりである。

当該マトリクス図を見てわかるように、リスクシナリオごとで、施策推進方針（リスク対応策）の件数にバラつきがみられるとともに、一部のリスクシナリオについては、施策推進方針（リスク対応策）が1、2件と明らかに少なく、リス

ク対応策の十分性に疑義がみられる。具体的には、起きてはならない最悪の事態として記載された「防災インフラの長期間にわたる機能不全」というリスクシナリオに対して、施策推進方針（リスク対応策）は「砂防施設の整備・維持管理の推進」のみとなっており、リスクへの対応策が明らかに不足している。

加えて、現在の山形県の強靱化計画の策定プロセスでは、関連所管課は基本的に予算のある（あるいは予算化の見込みがある）事業を記載することから、ゼロ予算事業については網羅的に記載されない傾向にある。そのため、ゼロ予算事業としてリスク対応策を実施しているにもかかわらず、強靱化計画のリスク対応策として認識されず、そのような事業が目標指標からも漏れることで効果的な事業の評価もできなくなることとなる。従って、リスク対応策を網羅的に把握する点についても策定プロセスの一層の改善が必要である。

以上より、今後強靱化計画の見直しや改定を行う際には、防災・減災に関する既存計画の内容の集約に加え、既存計画の内容（事業・施策）だけで施策推進方針（リスク対応策）が十分か否かを確認できるよう、国のガイドラインなども活用しながら「脆弱性の分析・評価、課題の検討」を実施されたい。

【山形県強靱化計画_リスクシナリオ×施策推進方針マトリクス図サマリ】

事前に備えるべき目標 (8)		リスクシナリオ		施策分野1~11	
		起きてはならない最悪の事態 (41)		施策推進方針数	目標指標数
1	直接死を最大限防ぐ	1	地震等による住宅・建物・交通施設等の倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生	14方針	6指標
		2	地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生	6方針	6指標
		3	大規模津波等による多数の死傷者の発生	10方針	2指標
		4	突発的又は広域的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	8方針	7指標
		5	大規模な火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生	6方針	3指標
		6	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生	8方針	0指標
		7	防災意識の欠如や避難準備の不足等による多数の死傷者の発生	5方針	2指標
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	1	被災地での食料・飲料水、電力、燃料等の供給停止	15方針	5指標
		2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	4方針	6指標
		3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足	9方針	3指標
		4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	16方針	5指標
		5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	1方針	3指標
		6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	3方針	0指標
3	必要不可欠な行政機能は確保する	1	被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化、社会の混乱	3方針	1指標
		2	県内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	14方針	5指標
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	3方針	3指標
		2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	7方針	1指標
		3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	5方針	2指標
5	経済活動を機能不全に陥らせない	1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞	4方針	1指標
		2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	2方針	2指標
		3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	2方針	0指標
		4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響	2方針	0指標
		5	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	8方針	3指標
		6	食料等の安定供給の停滞	2方針	0指標
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	1	電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーンの長期間にわたる機能の停止	2方針	2指標
		2	上水道や農業用水、工業用水の長期間にわたる供給停止	5方針	2指標
		3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	4方針	3指標
		4	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止	5方針	2指標
		5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	1方針	0指標
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	1	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺	2方針	2指標
		2	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	7方針	4指標
		3	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大	4方針	0指標
		4	農地・森林等の被害による農土の荒廃	5方針	1指標
		5	原子力発電所の事故による放射性物質の放出	6方針	1指標
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	1方針	1指標
		2	復旧・復興を支える人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	6方針	2指標
		3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	4方針	1指標
		4	鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	5方針	2指標
		5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失	1方針	0指標
		6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	2方針	1指標
		7	風評被害、生産力の回復遅れ等による地域経済等への甚大な影響	2方針	0指標

■：施策推進方針（リスク対応策）が2件以下のリスクシナリオ

■：施策推進方針（リスク対応策）に目標指標（KPI）が設定されていない事案

（「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」及び「国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン（第2版）」をもとに監査人作成）

② 県強靱化計画の記載内容の誤り【意見】

県強靱化計画の記載内容について、複数の誤りを確認した。

はじめに、P24の目標指標に記載されている「庁舎の耐震化率（市町村）76.2%（H30）→100%（R7）（“3-3”）《行政機能》【防災】」という内容は、紐づく別紙2「起きてはならない最悪の事態」（P94）の内容から判断するに参照先の番号が異なっており、誤りである。正しくは「庁舎の耐震化率（市町村）76.2%（H30）→100%（R7）（“3-2”）《行政機能》【防災】」と記載すべきである。

加えて、施策分野2（危機管理）の目標指標（P21）として「④土砂災害に係る避難情報の具体的な発令基準を策定済み市町村の割合84.4%（H30）→100%（R7）」が含まれるにもかかわらず、すでに目標を達成していたことを理由に令和5年度の当該指標の達成状況の記載をしておらず追記すべきである。

同様に、施策分野7（ライフライン・情報通信）の目標指標（P37）として「⑤合併処理浄化槽の普及率（対人口）8.5%（R1）→9.3%（R7）」が含まれるにもかかわらず、令和5年度の当該指標の達成状況の記載が漏れており、追記すべきである。

これらの誤りは、県強靱化計画の正確な情報提供を阻害する恐れがあることから、今後の見直しや改定等の中で適宜修正されたい。また、このような誤りが生じないように策定プロセスや進捗管理の方法について改善されたい。

③ 県強靱化計画における目標管理【意見】

山形県は県強靱化計画において、起きてはならない最悪の事態を41項目設定している。これらの41項目が起きないように各施策を推進していくのであるが、推進するためには予算や時間がかかる施策も多いことから、目標指標を設定してその施策が実際に確実に遂行されるよう進捗管理している。

従って、目標指標は、当該目標指標が達成されることで、リスク対応施策が達成され、結果として起きてはならない最悪の事態41項目を防止できるという関係性が成り立つものである必要がある。

この点について、監査人が、起きてはならない最悪の事態41項目と目標指標との関係性についてリスクマトリクスにより評価した。

前頁【山形県強靱化計画_リスクシナリオ×施策推進方針マトリクス図サマリ】に記載の通り、施策推進方針（リスク対応策）に対して目標指標の数は少なくなっている。施策推進方針（リスク対応策）の進捗管理をするうえで、必ず目標設定して進捗管理すべきということではないし、進捗管理の必要性や重要性に応じて施策推進方針（リスク対応策）に対して目標指標の数が少なくなることも理解できる。しかし、例えば、起きてはならない最悪の事態「有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大」に対して、施策推進方針（リスク対応策）は「NBC

災害における対応力の強化」、「有害物質の拡散・流出防止対策の推進」「危険物施設の耐震化の促進」「NBC災害を想定した訓練の実施」の4つが掲げられているが、目標指標は0となっている。施策推進方針（リスク対応策）のすべてが進捗管理の対象外となっており、これでは施策推進方針（リスク対応策）が本当に機能するか疑問である。なお、このように目標指標の数が0となっている項目は9項目あった。

また、起きてはならない最悪の事態「災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態」に対して、施策推進方針（リスク対応策）は「災害時における行政機関相互の通信手段の確保」、「災害情報の収集・伝達手段の確保」、「災害時における情報サービスが継続可能な体制及び設備の整備」となっており、そのための目標指標は「県防災行政通信ネットワークの重大障害（通信不能等）の発生0回（R1）→0回

（R4）」のみとなっている。県防災行政通信ネットワークの重大障害（通信不能等）が発生しないことは重要な目標である。しかし、目標管理の観点からは、当該目標を達成するための具体的な取組が明記されていないため、何ら活動を実施しなくとも当該目標は達成される可能性があり、妥当ではない。この場合、ネットワークの重大障害が発生しないために実際に実施すべき取組にまで目標指標の落とし込みをすべきである。

このように、施策推進方針（リスク対応策）の災害時における確実な履行という面からは目標指標が正しく設定されていないという印象である。

従って、目標指標については、施策推進方針（リスク対応策）の災害時における確実な履行に資するものに照準を合わせ、施策推進方針（リスク対応策）の設定に際してリスクマトリクス等を活用するなど適切に対応されたい。

④ 県強靱化計画における施策推進方針の具体的な記載内容に関する不備【意見】

前述の通り、山形県強靱化計画では11の施策分野別に施策推進方針（リスク対応策）が整理されており、さらに施策推進方針の具体的な内容が記載される体系となっている。この点、施策分野「(4) 交通基盤」の中に「空港及び港湾施設の整備・老朽化対策の推進」という施策推進方針（リスク対応策）の記載があり、その具体的な内容として、以下の通り、「港湾施設については、優先順位を決めた「酒田港港湾機能継続計画（港湾BCP）」に基づき、官民連携による港湾施設の復旧を図る。」という記載があるが、空港施設については、特段「BCP」に関する記述はない。

(空港及び港湾施設の整備・老朽化対策の推進) (1-3, 5-1, 5-4, 5-5) 【国、県】【県土】

- 空港施設については、大規模災害時に防災機能を発揮するため、滑走路などの機能強化を推進する。
- 港湾施設については、優先順位を決めた「酒田港港湾機能継続計画（港湾BCP）」に基づき、官民連携による港湾施設の復旧を図る。
- 空港施設・港湾施設とも予防保全の考え方に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。

（「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」p.27より抜粋）

本件につき、県土整備部空港港湾課にヒアリングしたところ、空港BCP（空港機能継続計画）も作成しているとのことであった。

BCPは発災時における施設整備・復旧に向けた、拠り所となる計画であり、本施策分野は港湾施設だけでなく、空港の整備・老朽化対策の推進も含まれることを鑑みると、港湾BCPだけでなく、空港BCPについても明記すべきであり、空港と港湾を横並びで評価した際に結果として記載漏れとなっている。従って、記載レベルを統一することを意識のうえ、今後県強靱化計画の見直しや改定を行う際には修正されたい。

⑤ 県地域防災計画の実行主体について【意見】

県地域防災計画では、地域防災力の確保のための個別の実施事項が記載されている。その実施事項のそれぞれに実行主体が記載されているが、実行主体が県と記載されているものについて県の担当課が明確になっていない。県地域防災計画における担当課へのヒアリングを実施した際も、実施責任者が不明瞭かつ記載内容の曖昧性から、計画内容の実施事項が理解できない部分が少なくなかった。県地域防災計画は、災害発生時に迅速かつ確な対応を可能にするための重要な指針であることから、各主体の役割分担と責任の所在を明確にし、効果的な防災体制を構築できるように対応すべきである。他県では地域防災計画における役割分担の記載について、本文中に県の担当部局課を明記することで、役割分担の明確化を図る取り組みを行っているケースもあり、他の事例なども参考に検討されたい。

なお、県地域防災計画の中の上水道施設災害予防計画は、水道事業等の許認可を所管する食品安全衛生課が所管となり、予防計画の素案を提示している。しかし、水インフラの災害予防という点からは、水道用水供給事業を担当する企業局も一定の役割を担っていることから、食品安全衛生課と企業局が連携して計画を策定したほうがより実効性ある予防計画を作成することができるのではないかと考える。

⑥ 県地域防災計画に記載されている資料編の更新について【意見】

県地域防災計画の資料編において、過年度の情報から更新されていない情報が複数見受けられた。

県地域防災計画は「震災対策編」、「風水害等対策編」、「津波災害対策編」のほかに「資料編」があり、災害対策に係る各種規定や協定がまとめられている。これらの地域防災計画に関する資料は、毎年度のように、国が定める災害対策基本法などの法規制や各種防災計画、県内の災害状況などを踏まえ見直しを行っている。一方で、自衛隊関連、病院関連、交通機関に関する情報については、古い情報のままになっており、更新が求められる。

また、県地域防災計画の資料編には、他県と締結された防災上の連携・協力に関する押印済の協定書の写しが収録されているが、秋田県との防災上の連携・協力に関する協定書には山形県知事印はあるものの秋田県知事印がなく、真正の協定書か不明である。防災危機管理課に確認したところ、両知事印のある協定書は存在したことから、資料編に収録する協定書の写しも両知事印のあるものに変更し、資料編収録資料は適切に更新・修正するよう留意されたい。

⑦ 県防災会議における書面決議の運用【意見】

県防災会議において、近年、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、対面での会議開催が困難となり、書面決議による運用が行われている。

一方で、山形県防災会議条例および関連法規を確認する限り、書面決議による会議開催を明確に認める規定は存在していない状況である。

災害対策基本法第15条第8項では、「都道府県防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の条例で定める」とされ、災害対策基本法施行令第7条では、「都道府県防災会議の議事その他都道府県防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が都道府県防災会議にはかつて定めるものとする」と規定されている。なお、山形県防災会議条例第5条においても、「この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める」とされている。

これらの規定を踏まえると、書面決議のような重要な手続きに関する事項は、防災会議において事前に審議し、明確なルールを定める必要があると考えられる。

この点、防災会議運営要領に書面決議を定める規定が存在しないことから、書面決議による運用は条例に反すると捉えることもでき、現状では書面決議に関する様々な問題が生じる可能性も考えうる。

書面決議は、会議を招集せずに行う意思決定であり、委員間での意見交換や議論の機会が制限されることから、重要な意思決定を行う防災会議においては、その妥当性について慎重に検討する必要がある。

新型コロナウイルス感染症が終息しつつある現状で、書面決議の運用を通常通りの会議体で実施することが適切と考えられるが、もし書面決議を継続的に実行するのであれば、運用に関する明確なルールを定め、その要件や手続きを明確化し、会議の透明性と正当性を確保することが望まれる。

山 防 災 第 18 号 令和6年3月13日	
山形県防災会議委員 殿	山形県防災会議会長 山形県知事 吉村 美栄子 (公 印 省 略)
山形県防災会議の書面開催結果について (通知)	
<p>日頃より本県の防災行政の推進に格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。 さて、令和6年2月19日付けで書面により協議いたしました下記の事項につきましては、全ての委員から承認する旨の御回答をいただき、承認されましたので報告いたします。</p> <p>貴殿からは、回答に際し貴重な御意見を賜り誠にありがとうございました。頂戴した御意見につきましては、今後の防災対策の参考とさせていただきますので、今後とも御協力のほど、お願い申し上げます。</p> <p>なお、誤字・脱字等の軽微な修正が必要な場合は、事務局において修正させていただきますので御了承くださいますようお願いいたします。</p>	
記	
1 協議事項	山形県地域防災計画の修正について
2 協議結果	令和6年3月13日に承認多数をもって原案可決 ※承認61名 否承認0名

(県防災会議の書面開催結果に関する資料)

⑧ 公開情報の管理不備【指摘】

災害情報や防災情報などをまとめた県のホームページである「こちら防災やまがた！」が発信する情報について、古い情報が記載されている、ウェブページ上にあるハイパーリンク先のページに接続できないなど、適切な情報管理がなされていない状態が見受けられた。

例えば、お役立ち情報の「災害時の安否確認方法：パソコン・携帯電話・固定電話を利用した安否確認」における各種通信会社の外部リンクをクリックすると、「ウェブサイトのサーバーがアクセスしようとしているページを見つけられません」と表示される。この状態を放置すると、仮に災害が発生した場合、県民が混乱し、適切な情報を得られない可能性がある。また、古い情報が公開されていると、県民はそれを最新の情報と誤認し、不適切な行動をとってしまうリスクも考えられる。

県は、「こちら防災やまがた！」を県民にとって 有益な情報源とするためにも、定期的なサイトの巡回、迅速な情報更新を行う必要がある。

2. 本庁及び出先機関、総合支庁への往査

(1) 実施した監査手続き

本庁及び出先機関、総合支庁に往査し、施設の視察、関係書類（支出伺・支出票、入札等執行書類等）の閲覧、照合、担当者への質問、その他監査人が必要と判断した手続を実施した。

① 県の防災・減災業務を担当する部局課、出先機関、総合支庁への往査

防災・減災関連の工事契約関連資料を重点的に閲覧し、担当者へのヒアリングを通して、工事契約の適正性や随意契約の妥当性、その他適切な業務が執行されているかを確認した。また、防災関連備品の実地調査を行い、備品の管理状況についても確認した。

さらに、監査対象年度ではないが、直近の大きな災害事例である令和4年度8月豪雨や令和6年度の豪雨被害に係る県の対応や課題についてもヒアリングを実施した。

【県庁及び出先機関、総合支庁への往査日程】

日時		対象所属	往査者数
8月20日	火	消防学校（防災学習館含む）	3名
8月21日	水	防災くらし安心部消防救急課消防防災航空隊	
8月22日	木	置賜総合支庁総務課防災安全室及び建設総務課	
8月23日	金	防災くらし安心部消防救急課消防防災航空隊（支出関係書類）	
		健康福祉部医療政策課ヒアリング 企業局水道事業課及び電気事業課ヒアリング	
8月30日	金	置賜総合支庁総務課防災安全室及び建設総務課	1名
		置賜総合支庁西置賜総務課	1名
9月2日	月	置賜総合支庁西置賜農村整備課	5名
		置賜総合支庁西置賜建設総務課	
9月3日	火	村山総合支庁総務課防災安全室	
		村山総合支庁農村計画課	
		村山総合支庁農村整備課	
		村山総合支庁建設総務課	
9月4日	水	村山総合支庁西村山総務課	
		村山総合支庁西村山農村整備課	
		村山総合支庁西村山建設総務課	
9月5日	木	村山総合支庁北村山総務課	
		村山総合支庁北村山農村整備課	
		村山総合支庁北村山建設総務課	
9月6日	金	防災・減災に係るハード・ソフト関連事業所管課（支出関係書類）	

往査時に監査人が確認する資料一覧について、事前に依頼リストを送付した。

【資料依頼リスト】

項目	依頼資料			
	① 事前確認資料		② 現地での確認資料	
1. 全般	1	質問票への回答	1	防災・減災関連計画(BCP 計画)等
	2	往査対象先の組織概要	2	重要会議体における議事録
	3	上記以外の関連資料	3	上記以外の関連資料
2. 資産管理	1	物品会計事務取扱要綱	1	防災・減災に係る物品・重要物品一覧、備品管理簿、それらに係る報告書等の関連資料
	2	長期修繕計画に関連する資料	2	建物等の不動産に係る火災保険・地震保険への加入状況一覧及びその一覧
	3	設備・機器の利用実績に関連する資料	3	設備・機器利用実績一覧表
	4	防災備蓄の管理資料	4	防災備蓄品の保管場所、使用期限等の一覧表
	5	上記以外の関連資料	5	上記以外の関連資料
3. 人件費及び支出事務	1	人件費及び支出事務に係る事務取扱マニュアル等	1	時間外勤務等命令簿
	2	上記以外の関連資料	2	特殊勤務手当実績簿と職員別給与簿
			3	給与表、辞令簿、出勤簿、雇用決定通知書
			4	支出伝票及びその証憑
			5	上記以外の関連資料
4. 契約事務	1	契約事務に係る事務取扱マニュアル等	1	直近1年分の随意契約に関連する資料
	2	上記以外の関連資料	2	直近1年分競争入札に関連する資料
			3	工事請負契約書、工事請負契約締結に係る伺書、竣工検査命令書、工事合格通知書、支出命令書など工事契約関連資料一式
			4	上記以外の関連資料
5. 需用費支出事務	1	物品会計事務取扱要綱	1	物品購入に係る事務処理関連資料(物件納入通知書、物品発注(引渡・領収)書等)
	2	上記以外の関連資料	2	上記以外の関連資料
6. その他	1	その他関連資料	1	その他関連資料

また、防災に関する備品の管理状況等を確認するため、県の出先機関及び総合支庁の防災倉庫（水防活動に関する水防倉庫を含む）等の実査を行った。

【防災倉庫等への往査日程】

日時		対象所属	往査者数
8月20日	火	消防学校（防災学習館含む）	4名
8月21日	水	防災くらし安心部消防救急課消防防災航空隊	4名
8月22日	木	置賜総合支庁総務課防災安全室	1名
9月2日	月	置賜総合支庁西置賜総務課	1名
9月3日	火	村山総合支庁総務課防災安全室	2名
9月4日	水	村山総合支庁西村山総務課、西村山河川砂防課	2名
9月5日	木	村山総合支庁北村山総務課、北村山河川砂防課	3名
9月6日	金	置賜総合支庁河川砂防課	1名
		置賜総合支庁西置賜河川砂防課	1名
		村山総合支庁河川砂防課（双月町）	1名
10月2日	水	村山総合支庁河川砂防課（蔵王成沢）	1名

また、各総合支庁における監査手続きの結果から、リエゾン（災害対策現地情報連絡員）制度に関する詳細な状況、防災備蓄に関する管理方法の把握をするために、追加のヒアリングを実施した。本件に関する監査結果については次章「（2）監査の結果」にて詳述する。

【リエゾン及び防災備蓄に係るヒアリング日程】

日時		対象所属	監査人・補助者数
8月29日	木	防災くらし安心部防災危機管理課	3名

さらに、防災くらし安心部消防救急課消防防災航空隊へのヒアリングの結果から、県警へりとの役割分担や県警へりの運行状況などについて把握するために、追加のヒアリングを実施した。本件に関する監査結果については次章「（2）監査の結果」にて詳述する。

【防災へり・県警へりに係るヒアリング日程】

日時		対象所属	監査人・補助者数
10月16日	水	県警察本部警備部 警備第二課警察航空隊	3名

(2) 監査の結果

① 各担当所属共通

ア 請求書と振込証明書の金額不一致による振込金額の内訳の確認について

【意見】

令和5年度山形県強靱化計画関連施策である企業立地促進事業費に関して、山形県企業立地促進補助金交付要綱 第8条（事業完了の届出書）では、事業費の支出実態の確認について「(2) 契約書及び領収書の写し等、固定資産の取得を証明する書類、または領収書の写し等、賃貸・リースに係る支出を証明する書類」に基づき確認する旨が記載されている。

証憑を確認する過程で、請求書と振込証明書の金額が一致しないケースが見られ、振込金額の内訳が手書きで記載されているため、正確な内容が確認しにくい状況があった。

手書きの内訳は請求書とは一致しているものの、証憑としての信ぴょう性が薄く、その差額の詳細を明確に確認することが困難であった。

ヒアリングの結果、企業側が総合振込を行っているため、請求書には支払金額の合計が記載されており、個別の取引内容を把握することが難しいことが判明した。

請求書の金額が実際に振込されていることは確認されているが、行政側においても内訳の詳細な確認ができないため、企業が提出した手書きの内訳に頼らざるを得ない状況であった。

本来、総合振込が行われる場合でも、支出を証明するためには個別の経費が請求書等の金額と一致していることを、取引ごとに振込明細で確認することが望ましい。

従って、支出事実の確認のため、補助金制度を所管する財政課では、以下のような取り扱いを検討すべきである。

1. 総合振込明細の提出を義務化する

総合振込を行う際には、振込対象の各支出の内訳を明示した明細書（振込明細書）の提出を企業に義務づける。これにより、請求書に記載された個別の金額と実際の支払金額が明確に対照でき、信ぴょう性の高い支出確認が可能となる。

2. 支出確認手順の明文化

補助金申請における経費支出の確認手順として、総合振込が行われた場合には、必ず内訳明細を添付することを企業に義務づける規定を交付要綱に追加する。この手順に基づき、行政側が個別金額の整合性を確実に確認できる体制を整える。

イ リエゾン派遣における安全性の確保【意見】

県では、災害対策基本法に基づき、大規模災害発生時に円滑かつ迅速な災害応急対策を実施するため、災害対策現地情報連絡員（通称リエゾン）制度を運用している。災害発生時、市町村は身近な災害情報の収集や住民対応を実施することになる。都道府県である山形県においても市町村の被災情報の取りまとめとより広域的な対応策について災害対策本部等を通じた検討などのために災害情報の収集・整理が必要になる。

災害発生時には、市町村職員は住民対応などのため手一杯となる恐れあり、市町村側で県のために別途情報収集することは時間的にも人力的にも難しい面があることから、県は連絡調整役として、リエゾンを各総合支庁から派遣する体制となっている。

リエゾンは、市町村の災害対策本部等に派遣され、以下の役割を担う。

イ) 情報収集・提供

市町村が把握した被災状況に関する情報を収集し、県の災害対策本部へ伝達することで、的確な災害対応を支援

ロ) 関係機関との情報共有

市町村の災害対策本部等に参集した自衛隊、警察、消防など、関係機関のリエゾンとの情報共有を行い、県に伝達

ハ) 県の活動状況等の伝達

県災害対策本部等が決定した支援内容を市町村に伝達

ヒアリングによれば、リエゾンは職員の中から業務内容や住所により総合的に判断され選定され、災害対応に関する研修や訓練を年に1回程度実施し、リエゾン業務の知識・技能向上を図っているとのことである。

令和4年8月豪雨の際にも置賜総合支庁よりリエゾンの派遣実績があった。令和4年8月豪雨（8月3日～4日）の置賜各市町の状況は概ね以下の通りである。

【警報等の発令状況】

市町名	大雨警報発表時刻	大雨特別警報発表時刻	土砂災害警戒情報発表時刻	記録的短時間大雨情報発表時刻
米沢市	8/3(水)13:24	8/3(水)19:15	8/3(水)15:20	
南陽市	8/3(水)13:24	8/3(水)19:15	8/3(水)15:40	
高畠町	8/3(水)13:24	8/3(水)19:15	8/3(水)15:40	
川西町	8/3(水)13:02	8/3(水)19:15	8/3(水)13:20	
長井市	8/3(水)11:35	8/3(水)19:15	8/3(水)11:50	8/3(水)18:48 18:56
小国町	8/3(水)11:35	8/4(木)02:41	8/3(水)11:50	8/3(水)12:09 18:48 8/4(木)02:07 02:17
白鷹町	8/3(水)16:51		8/3(水)16:55	
飯豊町	8/3(水)12:43	8/3(水)19:15	8/3(水)12:55	8/3(水)19:07

【住民避難情報】

市町名	避難指示状況	時刻	地域	避難対象者
米沢市	避難指示	8/3 19:20	六郷、窪田、広幡	3,104世帯 8,049人 要配慮者 1,201人
南陽市	緊急安全確保	8/3 20:16	吉野地区、金山地区、 宮内地区、漆山地区、 梨郷地区、沖郷地区、 赤湯地区、中川地区	11,506世帯 30,050人
	避難指示	8/4 7:30		
高畠町	避難指示	8/3 17:10	高畠、二井宿、屋代 (土砂災害警戒区域)	306世帯 967人
		8/3 18:20	亀岡、和田 確保切替 (土砂災害警戒区域)	
	緊急安全確保	8/3 19:40	町内全域	7,770世帯 22,213人
川西町	避難指示	8/3 18:20	町内全域(玉庭地区、 東沢地区を除く)	4,579世帯 12,868人
	緊急安全確保	8/3 19:15	町内全域	5,029世帯 14,121人
	避難指示	8/4 19:00		
	高齢者等避難	8/5 21:00		
長井市	避難指示	8/3 18:00	上郷、時庭、河井、歌 丸、今泉	1,347世帯 3,105人
	避難指示	8/3 20:00	市内全域	10,014世帯 25,479人
	緊急安全確保	8/3 21:10		
	避難指示	8/4 11:18		
小国町	高齢者等避難	8/3 14:05	北部地区、沖庭地区	

	避難指示	8/3 19:30		638 世帯 1,302 人
白鷹町	避難指示	8/3 20:57	東根 広野地区、荒砥 新町地区、荒砥 菖蒲 地区	701 世帯 1,784 人
		8/3 21:45	鮎貝 駅前、桐町、新 町、大町東、箕和田、 神明町	
飯豊町	高齢者等避難	8/3 16:20	小白川上郷、中郷、黒 沢旭、黒沢叶内、椿第 一、財津堂、厚生	279 世帯
	避難指示	8/3 18:00		793 人
	緊急安全確保	8/3 18:15	町内全域	2,304 世帯
	高齢者等避難	8/4 13:30		6,578 人

【主な通行止めの情報（国道・県道）】

路線名	場所	規制理由	規制内容
米沢高畠線	米沢市花沢町	路面冠水	全面通行止 8/3 13:00～ 8/3 14:15 解除
椿川西線	川西町上小松 ～飯豊町郡界	路面冠水	全面通行止 8/3 17:15～ 8/4 8:30 解除
椿川西線	飯豊町松原 ～ 飯豊町添川	路面冠水	全面通行止 8/3 18:00～ 8/4 8:30 解除
米沢高畠線	米沢市花沢町	路面冠水	全面通行止 8/3 18:15～ 8/4 1:10 解除
長井飯豊線	飯豊町小白川 (大巻橋)	橋梁崩落	全面通行止 8/3 18:20～ 10/31 14:00 解除
国道 113 号	小国町綱木箱口 ～飯豊町手ノ子	路面冠水 → 道路崩落等	全面通行止 8/3 19:00～
長井大江線	白鷹町高岡	路面冠水の 恐れ(最上川 の水位上昇)	全面通行止 8/3 21:30～ 8/5 17:30 解除
国道 287 号	米沢市広幡町	土砂流出	全面通行止 8/4 1:45～ 8/4 11:00 解除
上記のほか市町村道の全面通行止め米沢市 11 箇所、南陽市 5 箇所、高畠町 5 箇所、川西町 6 箇所、長井市 9 箇所、小国町 29 箇所、飯豊町 15 箇所			

いずれも「8月3日からの大雨等の状況について」から監査人抜粋

上記のとおり、令和4年8月の豪雨は、概ね8月3日午後から8月4日未明までの比較的短時間の集中的なものであった。そのため、警報の状況、住民避難の情報、通行止の情報は短時間で目まぐるしく変化していることがわかる。

そのような状況のもと、以下の通り置賜総合支庁ではリエゾン派遣を実施している。

【8月3日大雨の連絡調整員の派遣状況】

日/市町	米沢市	川西町	長井市	飯豊町	計
8/3 (水) 夜	1名	1名	2名	1名	5名
8/4 (木) 昼	1名	1名	1名	1名	4名
8/5 (金) 昼				1名	1名
8/8 (月) 昼				1名	1名
8/9 (火) 昼				1名	1名
8/10 (水) 昼				1名	1名
8/12 (金) 昼				1名	1名

上記の通り、リエゾンは大雨特別警報が発令された8月3日の夜に初回の派遣がなされている。8月3日の夜の雨、道路などの状況は上記の通りであり、主要河川水位も著しく上昇している中でのリエゾン派遣となった。なお、高畠町、白鷹町、小国町にはリエゾンは派遣されていない。

ヒアリングによれば、リエゾンの派遣に際しては、安全確保に関する明確な基準（派遣の有無の基準、派遣の際の安全な交通経路の確保の基準、派遣の際の装備品の基準など）が設けられていないということであった。従って、その判断は各総合支庁単位で個別になされている状況である。これは、各総合支庁が当該地域の被災状況などを最も把握しており、最も妥当な判断が可能であることによるものとのことであるが、安全確保に関する明確な基準がなければその場の判断として危険な派遣が決定されることを避けることはできない。

実際、令和4年8月豪雨の際には、被害の状況が刻々と変化する中で、見通しの悪い夜間にリエゾンに一定距離の移動を命じており、その危険性を踏まえると誤った判断である。

令和6年7月に庄内最上地方を襲った豪雨災害時においても同様にリエゾン派遣がなされているが、一部のリエゾンは道路状況の悪化などにより派遣したものの途中で引き返したケースもあるとのことである。

一方、令和6年7月の豪雨災害時には、DMAT（災害派遣医療チーム）が派遣されているが、医療政策課からの聞き取りによれば、派遣は朝の明るくなる時間を待って、道路状況を踏まえ予め派遣経路を確定し、消防本部と連携し消防車同行のもと派遣したとのことであった。また、そのような派遣体制が確保できなければ派遣は見送ることとなったと思われるとのことである。この際のDMATの安全確保の水準と比べ、リエゾンの安全確保の水準は極めて低い。結果としてこれまでリエゾン派遣時に事故は生じていないが、令和4年、令和6年の災害状況を踏まえると事故が生じてもなんら不思議ではない。

従って、リエゾンの安全が確実に確保されるような派遣基準を設け、各総合支庁において運用されることが望まれる。

② 消防学校（山形県防災学習館を含む）

ア 消火体験コーナーの映像について【意見】

防災学習館 2 階に、実際に消火器を用いた消火体験コーナーがある。

消火器には、火災場所や火災の出火要因に応じて種類があるが、本コーナーにおいては、訓練用の水消火器を使用している。

また本コーナーのホームページ上の説明書をみると、「家庭での火災の映像と訓練用の水消火器を使った消火体験（モニターに映し出された火災映像を消火します。）を通して、初期消火時の注意点や消火器の使い方を学習します。」とある。

訓練用の水消火器は、消火薬剤の代わりに水と空気を入れることで消火器と同様の状態で使用することができ、本物との違いも少なく、実際の使用シーンをイメージしながら消火器の使用方法を学ぶことができるものであることから、消火器の使い方を学ぶという体験の趣旨から見れば、水消火器を使用することは妥当である。

一方で、本コーナーで使用されるモニター映像は以下写真の通り、「てんぷら油火災」を題材としており、てんぷら油火災に対して水を用いた消火は危険な行為である。そのため、水消火器を使用した消火体験において「てんぷら油火災」を題材にする場合、本学習館に訪問する利用者の中には未就学児も多く、本コーナーに訪れたことでかえって誤解が生じ、誤った理解、行動へ繋がる恐れがあるため、モニター映像の変更を検討すべきである。



消火体験コーナーで使用される映像（8月20日監査人撮影）

イ 防災学習館における地震体験施設の故障対応【意見】

防災学習館では、地震体験の施設として想定震度ごとの地震の状況を体験できるよう自宅リビングを模した地震体験施設を有している。



山形県防災学習館ホームページより

現在、当該施設は建物内部の浸水に伴い施設駆動部も浸水したことによる故障のため、令和5年1月から休止している。なお、浸水後に浸水箇所を特定の上コーキングによる浸水対策及び浸水時に排水ができるよう排水ポンプの整備を実施している。一方、施設駆動部の修繕には多額の経費が見込まれることから、使用再開を踏まえた検討を進めているところであるが、具体的な使用再開の時期は決まっていない状況である。現在、2年以上の長期間にわたり当該施設は休止せざるを得ない状況であるが、代替の展示はなされていない。仮に施設駆動部が動かなくとも、地震の備えとして、例えば家具、家電類の転倒、落下、防止のための対策を施して展示し別施設として継続して使用することなどは可能である。

現在の状況は来館者に対する適切な情報提供や学習機会の提示という点から不十分であり、来館者の学習意欲を削ぐことにも繋がりがねないことから休止された施設の効果的な利用について対応を検討されたい。

ウ 通報体験施設の有用性について【意見】

防災学習館には、モニターと実際の公衆電話機を使った、火災・救急の際の119番通報体験を通して、通報の仕方を学べる施設がある。当該施設は現在4機中3機が故障中であり、1機のみ稼働している状況である。



山形県防災学習館パンフレットより

公衆電話は、災害時優先電話として扱われており、災害発生時等において被災者等が無料で使用することができる重要な通信手段である。そのため、防災学習館に設置されている通報体験施設は有用であると評価できるが、今日では公衆電話が著しく少なくなっている点、携帯電話など災害時における連絡手段が多様化している点、また4機中3機が長期間故障したままの状況を踏まえると、故障した3機のスペースに代替コンテンツの展示を検討すべきである。例えば携帯電話など別媒体による通報に係る操作学習や、大規模災害時においては、119番通報が集中することから、119番が繋がらない又はつながったとしても救急救助要請に適時に対応できない可能性が高い点などについての学習など他に展示できるものはあるはずである。

加えて、そのような代替コンテンツを展示することは多額の費用が掛けず実施可能であると思われるが、故障した公衆電話をそのまま展示し、代替コンテンツへの変更などを実施していない現状は、来館者に対する適切な情報提供や学習機会の提示という点から不十分であることから、来館者の防災学習に資するような形でコンテンツを見直すなどの対応を検討されたい。

エ 委託業務契約社員の勤務管理【意見】

近年、県防災学習館の来場者数は減少傾向にあるものの、小中学生の団体客や予約なしの訪問客は依然として一定数存在している状況である。

そのため、令和5年度においては、会計年度職員1名と県防災学習館案内業務委託契約に基づく委託業務契約社員2名が配置されて運営されている。

委託業務契約社員の勤務時間について、以下の通りの規定がある。

(従事日及び従事時間)

第4 1の委託業務に従事する日は、山形県防災学習館の開館日とする。なお、閉館日は、原則として月曜日であるが、この他に1週間あたり2日の休日設けるものとする。

2 1の委託業務に従事する時間は、午前9時10分から午後4時40分までとする。うち60分は休憩時間とする。

3 受注者は、1の委託業務の遂行上必要があるときは、発注者の承認を得て、第1号の従事日以外の日及び前号の従事時間以外の時間帯においても、委託業務に従事することができる。

山形県県防災学習館案内業務委託仕様書より抜粋

(2) 防災指導員（防災学習館委託業務契約社員）

一週間の勤務日数4日間で26時間00分となる。

その勤務の内訳について

① 1日の勤務時間を6時間30分とする。

「内訳」出勤時間 9時10分

退庁時間 16時40分 計7時間30分

7時間30分 - 60分（休憩） = 6時間30分（= 1日の勤務時間となる。）

② 一週26時間00分の内訳について

1日目 6時間30分 計 6時間30分

2日目 6時間30分 計 13時間00分

3日目 6時間30分 計 19時間30分

4日目 6時間30分 計 26時間00分（= 一週間の勤務時間となる。）

山形県防災学習館業務マニュアル：勤務条件等 2-2 防災指導員の勤務時間より抜粋

業務委託契約社員の勤務記録簿について出勤日数及び時間を確認したところ、勤務日数は集計できたものの、勤務時間の記載がなかったことから、勤務

時間を把握できなかった。勤務時間に関する規定が存在する以上、勤務管理を行う上で記録簿において勤務時間を集計することが必要であるが、現状の記録簿では委託業務契約社員が規定通りの時間数で勤務しているか否かを確認できない状態である。したがって、勤務状況を正しく把握するため、勤務記録簿において勤務時間を記録するよう対応されたい。

オ 非常用持ち出し品に係る展示物の見直し【意見】

防災学習館は、県民の防災意識向上と防災知識の普及を目的とした重要な施設である。展示コーナーには災害に関する資料や写真、防災グッズ（非常用持ち出し品や防災対策グッズ）などが並べられ、防災知識を深めることができる。

しかしながら、監査人が展示品を確認したところ、展示されている非常用持ち出し品には、現代のニーズに合致していない状況であり、来場者に必要性が伝わる展示方法になっていないなどの問題が見つかった。

具体的には、展示されている非常用持ち出し品は、食料品、水、照明器具、ラジオ、軍手、衛生用品など、基本的なものが中心となっている。しかし、政府が推奨している感染症対策等を含めた「災害の「備え」チェックリスト」（令和5年9月に首相官邸ホームページで公開された内閣府防災担当の監修の推奨される非常用持ち出し品一覧）と比較すると、携帯電話などの充電に必要となるモバイルバッテリー、感染症対策用のマスクや消毒用アルコール、ウェットティッシュなどが不足しており、子供や高齢者がいる家庭、女性など、個別具体的な状況に合わせた非常用持ち出し品の紹介も不足している状況である。令和3年9月に非常食について展示の見直しを実施しているとのことだが、展示されていた非常食の消費期限が過ぎていたものを取り換えたのみであり、展示物全体の見直しは実施していない。

さらに、非常用持ち出し品の選び方、使い方、保管方法など、来館者が防災知識を深めるための情報提供が不足している。例えば、内閣府がホームページで公開している「一次品（緊急避難時に持ち出すもの）」「二次品（避難生活で必要なもの）」「三次品（自宅待機で必要なもの）」といった分類に対応した展示や解説などを参考にするなど、来館者が状況に応じた適切な備えをより理解し学べる展示方法を工夫する必要がある。



展示コーナーに置かれていた防災グッズ紹介棚（8月20日監査人撮影）

食料品	ラジオ付強力ライト（AM	ガラス発散防止フィルム
水	ラジオ付のライト）	耐水ストーンペーパー
キャンドル	発電ラジオ（発電・手動	家具転倒防止具
液体ローソク	発電用のAM付ライト）	家具転倒防止板
非常用ローソク	軍手	携帯用ストロー浄水器
クセノンランタン	水のいないシャンプー	
照明	折り畳み式ポリタンク	

展示コーナーに置かれていた防災グッズ一覧

避難の際に持ち出すもの!

- 水
- 軍手
- 食品
(ご飯(アルファ米など)、レトルト食品、ビスケット、チョコ、乾パンなど:最低3日分の用意!)
- 防災用ヘルメット・防災ずきん
- 衣類・下着
- レインウェア
- 紐なしのズック靴
- 懐中電灯(※手動充電式が便利)
- 携帯ラジオ(※手動充電式が便利)
- 予備電池・携帯充電器
- マッチ・ろうそく
- 救急用品(ばんそうこう、包帯、消毒液、常備薬など)
- 使い捨てカイロ
- ブランケット
- 軍手
- 洗面用具
- 歯ブラシ・歯磨き粉
- タオル
- ペン・ノート

感染症対策にも有効です!

- マスク
- 手指消毒用アルコール
- 石けん・ハンドソープ
- ウェットティッシュ

- 体温計

一緒に持ち出そう!

- 貴重品
(通帳、現金、パスポート、運転免許証、病院の診察券、マイナンバーカードなど)

子供がいる家庭の備え

- ミルク (キューブタイプ)
- 子供用紙オムツ
- 抱っこひも
- 使い捨て哺乳瓶
- お尻ふき
- 子供の靴
- 離乳食
- 携帯用お尻洗浄機
- 携帯カトラリー
- ネックライト

女性の備え

- 生理用品
- おりものシート
- サニタリーショーツ
- 中身の見えないゴミ袋
- 防犯ブザー/ホイッスル

高齢者がいる家庭の備え

- 大人用紙パンツ
- 杖
- 補聴器
- 介護食
- 入れ歯・洗浄剤
- 吸水パッド
- デリケートゾーンの洗浄剤

- 持病の薬

- お薬手帳のコピー

備蓄品 (お家に備えておくもの!)

- 食料や水(最低3日分!できれば1週間分)×家族分
保存期間の長いものを多めに買っておき、消費したら補充するという習慣にしていれば、常に食料の備蓄が可能!
- 生活用品
例えば、ティッシュ、トイレットペーパー、ラップ、ゴミ袋、ポリタンク、携帯用トイレ…など

カ 備品標示票未貼付の備品【指摘】

消防学校厨房内にある、以下備品について、備品標示票が貼られていなかった。山形県財務規則第 155 条によれば、以下の通り、表示することが困難な場合を除き、備品標示票の貼付を義務付けているため、規則違反である。速やかに是正されたい。

【該当備品詳細】

物品番号	品名	規格	取得日
1018000677	スチームコンベクションオーブン	ラショナル SCC WE61 架台付	H30. 4. 20



備品表示表未貼付備品（8月20日監査人撮影）

山形県財務規則第 155 条

会計管理者及び出納員又は物品管理者若しくは分任物品管理者は、その保管又は管理する物品のうち備品については、備品標示票（様式第 114 号）をもって標示をしなければならない。ただし、標示をすることが困難なものについては、その標示を省略し、又は適宜の標示をもってこれに替えることができる。

キ 薬品・劇毒物管理について【指摘】

消防学校教育管理棟理化学準備室には、薬品等の管理簿によれば以下のような薬品が保管されていることとなっている。

製品名	製品名	製品名	製品名
ホウ酸	ホウ酸ナトリウム (ホウ砂)	硝酸ナトリウム	硫酸アンモニウム
塩化アンモニウム	アンモニア水	リン酸二アンモニウム	硝酸アンモニウム
フェロシアン化カリウム	硝酸カリウム	塩化カリウム	硫酸カリウムアルミニウム・12水
ヨウ化カリウム	硝酸	硫酸	塩酸
塩化バリウム二水和物	過酸化ナトリウム	硝酸銀	水酸化カリウム
水酸化ナトリウム	硫酸豪(Ⅱ)五水和物	塩素酸カリウム	過塩素酸カリウム
臭素酸カリウム	塩素酸ナトリウム	よう素	ネスラ試薬
黄りん	ナトリウム	マグネシウム (リボン状)	デンペン
キシレン	三酸化クロム(無水クロム酸)	石油ベンジン	エタノール
鉄粉	コロジオン	n-ブチルアルコール	塩化バリウム(20%)
モノクロルベンゼン	イソアミルアルコール	硫酸銅(20%)	ベンゼン
シクロヘキサン	塩化コバルト(Ⅱ)六水和物	リグロイン	ピクリン酸(2,46-トリントロフェノール)
赤りん	2-ブタノン	ピリジン	酸化ベンゾイル
フーゼル油	酢酸イソアミル	塩化リチウム	ギ酸メチル
流動パラフィン	ギ酸n-ブチル	アニリン	ソルベントナフタ
ギ酸イソアミル	アセトン	亜鉛(花状)	酸化カルシウム
酢酸エチル	アルミニウム(粉末)	石灰水	グリセリン
二酸化マンガン	塩化カルシウム	メルカプト酢酸	過マンガン酸カリウム
高度さらし粉	テレピン油	過酸化水素3%	塩化ナトリウム
トルエン	酢酸イソブチル	炭酸ナトリウム	桐油
フェノールフタレイン	けい酸ナトリウム溶液	酢酸	過酸化ベンゾイル
炭酸水素ナトリウム	四塩化炭素	酸化第二鉄	過塩素酸ナトリウム(無水)
無水酢酸	亜鉛(粉末)	炭酸ナトリウム(無水)	

上記に対して、監査人が現物確認した結果、以下の薬品等が存在した。

製品名	製品名	製品名	製品名
硝酸ナトリウム	硫酸アンモニウム	塩化アンモニウム	アンモニア水
リン酸二アンモニウム	硝酸アンモニウム	フェロシアン化カリウム	硝酸カリウム (2本)
塩化カリウム	硫酸カリウムアルミニウム・12水	ヨウ化カリウム	硫酸
ナトリウム	塩化カルシウム (2本)	石灰水	酸化カルシウム
炭酸水素ナトリウム	炭酸ナトリウム (3本)	けい酸ナトリウム	塩化ナトリウム
過酸化水素アンモニウム	硫酸アルミニウム	塩化ストロンチウム	塩化カリウム
塩化バリウム	塩化リチウム	塩化コバルト	ギ酸イソアミル
ギ酸n-ブチル	アルミニウム粉末	二酸化マンガン	過酸化水素
イオウ粉末	過マンガン酸カリウム	酸化第二鉄	鉄 (2本)
二酸化クロム	亜鉛 (3本)	二酸化マンガン	トルエン
シクロヘキサン	デンペン	酢酸エチル (3本)	テレピン油
アセトン	メルカプト酢酸	アニリン	桐油
グリセリン	酢酸 (2本)	ギ酸メチル	ギ酸エチル
石油ベンジン	フーゼル油	四塩化炭素	2-ブタノン
リグロイン	ベンゼン	モノクロルベンゼン	コロジオン
流動パラフィン	酢酸イソアミル	イソアミルアルコール	エタノール (2本)
ピリジン (3本)	n-ブチルアルコール	無水酢酸	キシレン
ピクリン酸	ソルベントナフタ	フェノールフタレイン	不明 (5本)

上記の通り、劇・毒物を含む薬品類について、管理台帳と実物在庫に相違がみられた。相違の内容は以下のとおりである。

(管理台帳に記載があるものの現物が見当たらなかった薬品類)

製品名	製品名	製品名	製品名
ホウ酸	ホウ酸ナトリウム (ホウ砂)	硝酸	塩酸
塩化バリウム二水和物	過酸化ナトリウム	硝酸銀	水酸化カリウム

水酸化ナトリウム	硫酸銅二五水和物	塩素酸カリウム	過塩素酸カリウム
臭素酸カリウム	塩素酸ナトリウム	よう素	ネスラ試薬
黄りん	三酸化クロム	硫酸銅	赤リン
酸化ベンゾイル			

(管理台帳に記載がないが現物があつた薬品類)

製品名	製品名	製品名	製品名
過酸化水素アンモニウム	硫酸アルミニウム	塩化ストロンチウム	イオウ粉末
鉄	二酸化クロム	ギ酸エチル	

相違が生じた理由は定かではないが、少なくとも管理台帳には最終確認日付が記載されておらず、管理台帳が古くその後に薬品等の出入庫が生じたのか、あるいは最初から管理台帳は一定の薬品等のみを管理の対象としてすべての薬品を対象としていなかったかなどの原因が考えられる。

また、管理台帳には製品名の記載はあるが、数量の記載は無い。従って、複数瓶の薬品等の紛失や不正持ち出し等は把握できない。加えて、1本の瓶でも薬品の一部を別容器に移し替えるなどした場合などでも数量の減少を把握できないため、不十分な管理となっている。

従って、管理が必要な薬品等を把握の上、管理台帳は確認日と数量が把握できる形で適切に管理されたい。

一方で、監査人が実物在庫を確認した際には、以下写真のように薬品のラベルが時間経過に伴い損耗したものがあるなど、全体の薬品等の使用頻度は著しく低いように見受けられた。従って、そもそも消防学校において使用すべき薬品であるかどうかを改めて検討されたい。



理化学準備室にて監査人撮影（8月20日）

ク 賞味期限切れの防災備蓄【意見】※所管は防災危機管理課

山形県消防学校倉庫棟には防災危機管理課が管理している防災備蓄が保管されている。監査人が防災備蓄の状況を確認したところ、以下の通り期限切れの水が保管されていた。



倉庫棟にて監査人撮影（8月20日）

賞味期限切れとなっていた水の数量は以下の通り。なお、水以外で賞味期限切れとなっているものはなかった

品目	品目
500MLペットボトル	2Lペットボトル
98ケース（24本入）と163本	126ケース（6本入）

なお、他の総合支庁においては賞味期限切れの水は雑用水として廃棄処分するなど、賞味期限切れの水の処分方法は取り扱いが統一されていないことから、取り扱いを統一の上、適切に対処されたい。

ケ 訓練棟内の消火器の管理【意見】

山形県消防学校訓練棟内に有効期限を超過し、点検未了となっている消火器が2本見つかった。

当該状況について担当者にヒアリングを実施したところ、いつ配置されたかは不明であるが、当該建物が消火器設置義務のある建物ではないため、恐らく消火用に設置されたものではなく訓練用に配置されたものではないかとのことであった。様々なシチュエーションを考慮し、消防職員の消防訓練のため配置することもあり得るとのことであったが、消防訓練用との表記がなく消防職員に誤解を生む可能性がある。

実際に訓練用として利用する場合は、その表記を消火器に貼付するか、不要であれば適切に処分するなどの対応方針を検討されたい。



訓練棟にて監査人撮影（8月20日）

③ 消防救急課消防防災航空隊

ア 備品標示票未貼付の備品【指摘】

備品実査を行ったところ、事務所外の備品については備品標示票の貼付がされていなかった。山形県財務規則第 155 条をみると、以下の通り、標示することが困難な場合を除き、備品標示票の貼付を義務付けている。この点、備品標示票の貼付がなされていない理由についてヒアリングしたところ、全体の 7 割にあたる事務所外の救急救助用資機材等の備品については、救急救助活動やヘリ運航の際の安全確保の観点から、備品表示表票の貼付をしていないとのことであった。しかし、救急救助用資機材についても備品管理の必要性は変わらないため、全ての備品に備品標示票を漏れなく貼付できなければ、例えば写真を撮って備品台帳に記載することや、備品本体ではなく保管場所に備品標示票を貼り付けするなど、備品の取扱に関する運用について、検討し改善されたい。

山形県財務規則第 155 条

会計管理者及び出納員又は物品管理者若しくは分任物品管理者は、その保管又は管理する物品のうち備品については、備品標示票（様式第 114 号）をもって標示をしなければならない。ただし、標示をすることが困難なものについては、その標示を省略し、又は適宜の標示をもってこれに替えることができる。

イ 実査時不明備品の存在【指摘】

以下の備品について、実査時（令和 6 年 8 月 21 日）に現品を確認できなかった。

本備品については、後日確認することができたが、現品の所在が実査時に特定できなかったことから、一時的に異なる場所で使用する場合でも所在は正確に把握しておく必要がある。

【該当備品詳細】

物品番号	品名	規格	取得日
1017001178	レスキューホイストケーブル点検工具	ジャムコ製 TENSION PULLEY M-9A0405	2017/11/30
1017000939	ホイストマウント	レスキューホイストの点検で使用する架台	2017/11/4

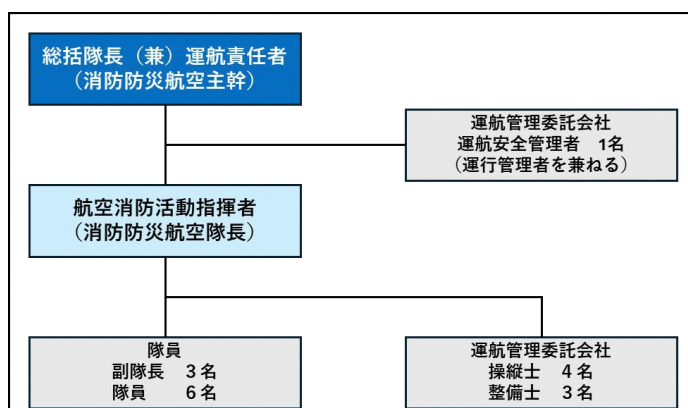
ウ 消防防災ヘリコプターの運航体制について【意見】

山形県消防防災航空隊では、消防防災ヘリコプター「もがみ」の運航を業務として活動している。山形県消防防災航空隊の概要は以下のとおりである。

機体名称：もがみ (JA15YA)
 機体：アグスタ型 AW139 型
 エンジン：2基
 性能：最大速度 309km/h、最大運航高度 約 6,000m、
 最大航続距離 約 800km、最大航続時間 約 3時間 50分

【組織図】

【ヘリコプター】



もがみの近年の運航状況は以下の通りとなっている。

年度	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
運航時間	260h27m	340h16m	245h21m	218h06m
運航休止日数	124.5 日	168.0 日	131.5 日	137.5 日

平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
213h27m	254h44m	219h17m	193h48m	143h10m	156h51m
160.0 日	160.0 日	181.5 日	159 日	227.5 日	222.0 日

山形県消防防災航空隊業務統計（令和 5 年）より抜粋

運航時間は特に令和 4 年及び令和 5 年で少なくなっている。また、現在の「もがみ」の機体は平成 27 年の運航開始から 10 年近く経過しており、一定の機体や装備品の不具合が生じ始める状況にあり、それらの改修・修繕のために運航を休止する日数が増加している。特に令和 4 年、令和 5 年は定期点検以外の機体不具合による休止が増加した。

運航休止の場合にも災害は発生することから、こういった運航休止時にも迅速に救助などの活動を実施するため、北海道・東北 8 道県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県）は「消防防災ヘリコプターの運航不能時間等における北海道・東北 8 道県相互応援協定（平成 12 年 3 月 1 日締結）」に基づき、自県の消防防災ヘリコプターが運航不能などの際には応援要請を行い、他道県の消防防災ヘリコプターが応援活動として出動すること

となっている。応援の際のヘリコプターの指揮は要請側の長の定める現場の最高責任者が行い、応援に要する職員給与、旅費、燃料費、消耗品費等は応援した道県の負担となっている。

山形県消防防災航空隊における、当該協定に基づく令和5年度の応援・受援の実績は以下の通りである。

【応援実績】

	日付	飛行時間	応援場所	応援の原因
1	5月13日	1h53m	福島県内	福島県消防防災ヘリ機体整備により運航不能のため
2	5月18日	1h46m	福島県内	林野火災により福島県消防防災ヘリのみでは消火困難のため
3	9月1日	2h36m	新潟県内	林野火災により新潟県消防防災ヘリのみでは消火困難のため
4	9月2日	4h17m	新潟県内	林野火災により新潟県消防防災ヘリのみでは消火困難のため
5	9月4日	2h55m	新潟県内	林野火災により新潟県消防防災ヘリのみでは消火困難のため
6	9月7日	2h45m	新潟県内	林野火災により新潟県消防防災ヘリのみでは消火困難のため

【受援実績】

	日付	要請先	出動場所	受援の原因
1	4月11日	宮城県	村山市	機体50時間点検による運航休止のため
2	5月8日	宮城県	村山市	機体不具合に伴う運航休止のため
3	6月8日	秋田県	鶴岡市	機体50時間点検及び機体不具合に伴う運航休止のため
4	6月26日	宮城県	山形市	ホイスト75サイクル点検に伴う運航休止のため
5	7月23日	秋田県	庄内町	機体200時間点検及び機体不具合に伴う運航休止のため
6	7月23日	秋田県	鶴岡市	機体200時間点検及び機体不具合に伴う運航休止のため
7	7月26日	秋田県	遊佐町	機体200時間点検及び機体不具合に伴う運航休止のため
8	7月26日	岩手県	鶴岡市	機体200時間点検及び機体不具合に伴う運航休止のため
9	8月5日	秋田県	朝日町	機体200時間点検及び機体不具合に伴う運航休止のため
10	8月9日	新潟県	小国町	機体200時間点検及び機体不具合に伴う運航休止のため
11	8月10日	福島県	飯豊町	機体200時間点検及び機体不具合に伴う運航休止のため
12	8月10日	秋田県	庄内町	機体200時間点検及び機体不具合に伴う運航休止のため

13	8月13日	宮城県	朝日町	機体200時間点検及び機体不具合に伴う運航休止のため
14	8月13日	秋田県	遊佐町	機体200時間点検及び機体不具合に伴う運航休止のため
15	8月27日	秋田県	遊佐町	防災ヘリ「もがみ」のみでは救助困難のため
16	9月2日	宮城県	山形市	防災ヘリ「もがみ」が他事案対応のため
17	10月3日	宮城県	酒田市	耐空検査に伴う運航休止のため
18	10月8日	宮城県	上山市	耐空検査に伴う運航休止のため
19	10月14日	福島県	米沢市	耐空検査に伴う運航休止のため
20	10月14日	宮城県	西川町	耐空検査に伴う運航休止のため
21	10月25日	岩手県	山形市	耐空検査に伴う運航休止のため

山形県消防防災航空隊業務統計（令和5年）より抜粋

応援・受援の関係を見てみると、応援件数6件に対し、受援件数21件と大幅に受援件数のほうが多い状況である。この結果について、仮に受援件数のほうが多くとも現場での活動がなされるのであれば、県民からすればどの道県のヘリコプターが対応に当たったとしても問題は無いものである。その点からすれば、受援回数が多いことをもって県民の不利益とはならないし、むしろ運航休止でも相互応援協定の効果としてヘリコプターによる救助等が行われることは安心できるといえる。

ただし、一般論として、県内の災害では現場到着の時間的な優位性は一部地域を除けば山形県にあることから、いちはやく現場到着を目指す必要がある環境下では、やはり応援に頼るのではなく山形県において防災対応力を確保することが望まれる。また、受援にかかる実費を応援側が負担する状況のもと受援回数が多い状況も相互応援協定が想定する「相互」の価値観から逸脱しているように思われる。

このような状況を踏まえると山形県の災害についてはあくまで山形県が災害対応にあたるという基本的な考え方を持つことが重要ではないかと考える。極論をいえばヘリコプターを二機運用とすれば受援過多の状況は解消するが、他道県の運航体制を鑑みて二機運用している道県は8道県のうち北海道と宮城県だけであることを踏まえ現実的ではない。従って、一機運用を前提に防災対応力を確保することが必要になるが、修繕・改修などの機体不具合が生じれば運航休止日数はどうしても増加することになる。

そこで、他道県の状況を確認するため8道県の消防防災航空隊の活動状況をホームページ等で確認したところ、すべての道県における応援・受援のデータは確認できなかったが、秋田県については受援実績がゼロということは確認できた。

秋田県は山形県同様に山岳地帯を抱えていることから夏場の山岳救助などは一定の救助要請があるものと思われるが、他道県からの受援実績が0となっている。その理由はいくつかあると思われるが、秋田県の消防防災ヘリの運用は少し特徴的であるとの意見が聞かれた。

山形県消防防災航空隊では操縦士及び整備士は、外部業者に委託し委託先職員が操縦及び整備を実施するが、秋田県では外部業者に委託せず自前にて操縦

士及び整備士を確保し、かつ警察航空隊の操縦士及び整備士を出向させることで警察航空隊との人的な連携を確保しながら災害種別に応じて警察航空隊と業務を分担する形での運用を図っているとのことである。

運用状況の詳細は不明であるが、秋田県で受援実績0を達成していることは参考にするべき事実である。また、山岳救助などは行方不明の捜索と行方不明者がけがをしているなど、110番通報と119番通報のどちらでも対応する可能性があり、連携することでより効果的・効率的な運用が可能になることも考えられることから、連携について山形県警察航空隊にヒアリングを実施した。

山形県警察航空隊におけるヘリコプターは以下の通り
 機種名称：がっさん（登録番号「JA80GT」）
 基本性能：空中停止高度（3600m）、吊り上げ能力（270kg）



山形県警察航空隊ホームページより

救難救助活動の実績は以下の通りある。

実施年度	救助活動内容			
	山岳遭難	水難	行方不明者	合計
令和3年	20回	2回	13回	33回
	25時間	2時間	16時間	43時間
	(6名)	(0名)	(3名)	(9名)
令和4年	29回	1回	8回	38回
	39時間	2時間	11時間	52時間
	(14名)	(0名)	(5名)	(19名)
令和5年	27回	無し	1回	28回
	37時間		1時間	38時間
	(11名)		(0名)	(11名)

山形県警察航空隊は、東根市の山形空港滑走路脇に拠点を置き、山形県消防防災航空隊と隣接する環境で業務を行っており、ヘリコプターは一機運用である。なお東北6県では宮城県（二機運用）を除きすべて一機運用となっている。また、警察航空隊においても応援活動はあるものの、大規模災害を除き応援は予定された警護活動が中心となっており、通常の警察航空活動能力については他県と比較し不均衡は生じていない状況である。

ヒアリングによれば概ね以下の事実が確認できた。

- ・警察航空隊業務は防災、すなわち救難救助活動関連業務だけではなく、全運航時間のおよそ9割はその他の警察業務に充てられており、物理的に連携ができる時間は10%程度に過ぎない。

- ・現時点でも敷地が隣接していることもあり、運航情報は連絡を取り合っており、同一災害現場に連絡不足のため両者が出動するようなことはない。

- ・操縦士、整備士の自前運用と委託運用という違いがあり、秋田県のような操縦士、整備士の出向などの対応は出来ないし、また警察航空隊の現状の運用では人員的に出向させる余裕はない。

- ・警察航空隊は通常自前運用であるが、少なくとも操縦士は10年、整備士は5年程度の経験が必要になり、そういった人員の確保・育成は相当に計画的に実施しなければ安定的な業務に不安を生ずる恐れがある。人員確保・育成は民間航空会社でも同じように抱える業界全体の課題である。

- ・警察と消防の連携という点でみると、航空隊以外の分野では連携強化の取組みは検討されはじめているところである。

これらを踏まえると、現状の山形県消防防災航空隊の受援過多の状況を山形県警察航空隊との連携により即座に解消することは困難であることが理解できた。将来的にも、運航体制の違いや出向などの人員の連携を図ることのできる体制の整備などの一定のハードルをクリアしなければ実現することは難しい課題である。

ただ、長期的に考えたときには現状のままの運航体制で、受援過多の状況が続くことを受け入れるよりは、秋田県のような他団体の取組みを確かめつつ良い取組みであれば採用することを目標に議論を進めることが有意義であると思われる。航空業界の人材確保・育成が困難になりつつある現状からすれば、縦割りの警察・消防行政を柔軟に運用することで警察航空隊においても人材確保・育成が容易になる可能性もあることから、将来に向けた検討を始めるべきであると考えます。

④ 置賜総合支庁本庁舎

ア 備蓄品の管理状況【指摘】

備蓄品は置賜総合支庁の倉庫のほか、庁舎より車で1、2分離れた置賜保健所内の1階と2階に保管している。

庁舎内の倉庫については施錠されている一方で、置賜保健所については、現在、正面玄関は閉鎖され、利用は制限されている状況ではあるが、県庁職員以外が利用するケースも少なからず存在する。

そのような状況のなか、ブルーシートで覆われてはいるものの、県庁職員以外の一般の方も利用される1階ロビー付近に、主に食糧品やおむつや毛布等生活用品が保管されており、紛失や破損、異物混入等の可能性も否定できない状況にある。

そのため、少なくとも県庁職員以外も立ち入ることのできる共用部等での備蓄品の保管は避け、施錠できる室内等しかるべき場所へ移管されたい。



置賜保健所1階ロビーに置かれた備蓄品（8月22日監査人撮影）

イ 賞味期限切れの食糧備蓄品【意見】※所管は防災危機管理課

防災危機管理課が置賜総合支庁で備蓄している食糧備蓄について、往査時点（令和6年8月22日）で賞味期限切れとなっている食糧（アルファ米炊き出しセット白飯）650食分及び消費期限となっている使い捨て哺乳瓶120本が発見された。

賞味期限切れの状況では廃棄されてしまうことから、賞味期限切れになる前にフードバンクへの提供、近隣住民や教育機関への配布、防災訓練での活用等、廃棄以外の計画的な利活用も検討されたい。



消費期限（2023.3月）切れの使い捨て哺乳瓶（8月22日監査人撮影）

ウ 長期保有している資機材備蓄品【意見】※所管は防災危機管理課

防災危機管理課が置賜総合支庁で備蓄している資機材関係の備蓄について、購入から30年以上が経過している簡易トイレや防災シート、また保証期限を超過した毛布等が発見された。食糧備蓄品についてはローリングストック法にて更新されているところ、資機材については、更新・交換が行われていない状況であり、災害時に予定された機能・役割が発揮できるか疑問である。

については、資機材の備蓄品についても、食糧同様一定の更新計画を設け、更新していくべきと考える。

また、保管状況を確認したところ、梱包されたままのものも多く梱包の中身が使用可能であるかについて確認がなされていない状況である。

災害時に、しかるべき対応ができるよう、上記更新計画を踏まえ、更新・廃棄を予定する備蓄品については、防災訓練の際に実際に利用してみる等、こちらも食糧備蓄品同様、廃棄以外の可能性も検討されたい。

なお、大阪府においては、災害救助用毛布は使用期限の10年で洗浄や袋の詰め替えを行うなどしてさらに10年使用し、計20年使う運用のようである。このような取組みを参考にしつつ計画されたい。



保証期限（平成27年10月1日）切れの毛布（8月22日監査人撮影）



平成7年度に購入した防災シート（8月22日監査人撮影）



平成7年度に購入した簡易トイレ（8月22日監査人撮影）

エ 防災資機材等一覧表の更新漏れ【指摘】

県庁にて契約関係書類の監査を実施したところ、以下の通り令和6年3月15日付で置賜総合支庁2階講堂前支部機材保管庫及び置賜総合支庁西置賜地域振興局1階12番倉庫に納品された備蓄品が存在することが判明した。

【防災資機材等一覧表に記載のない備蓄品】

納品書日付	物件名	納品場所	金額	品名	数量
令和6年 3月15日	備蓄物資	置賜総合支庁西置賜地域振興局 1階12番倉庫	177,444円	安心米ド ライカレー	1箱
				保存用飲料水	4箱
令和6年 3月15日	備蓄物資	置賜総合支庁2階講堂前支部機材保管庫	46,386円	安心米わかめご飯	1箱
				安心米ド ライカレー	1箱
				安心米野菜ピラフ	1箱
				保存用飲料水	13箱

納品書より抜粋

上記のうち、保存用飲料水を除く備蓄品は、現地往査時に受領した令和6年3月31日時点での「置賜総合支庁防災資機材等一覧表」に含まれておらず、一覧表の更新が正しくされていないことから資産の保全の観点から速やかに是正されたい。

なお、是正に際しては、他の総合支庁においても同様の状況にないか確認の上、対応されたい。

⑤ 置賜総合支庁西置賜地域振興局

ア 賞味期限切れの食糧備蓄品【意見】※所管は防災危機管理課

防災危機管理課が置賜総合支庁西置賜地域振興局で備蓄している食糧備蓄について、往査時点（令和6年8月30日）で賞味期限切れとなっている食糧（アルファ米炊き出しセット白飯）250食分が発見された。

賞味期限切れの状況では廃棄されてしまうことから、賞味期限切れになる前にフードバンクへの提供、近隣住民や教育機関への配布、防災訓練での活用等、廃棄以外の計画的な利活用も検討されたい。



消費期限（2024.6月）切れとなっているアルファ米（令和6年8月30日監査人撮影）

イ 長期保有している資機材備蓄品【意見】※所管は防災危機管理課

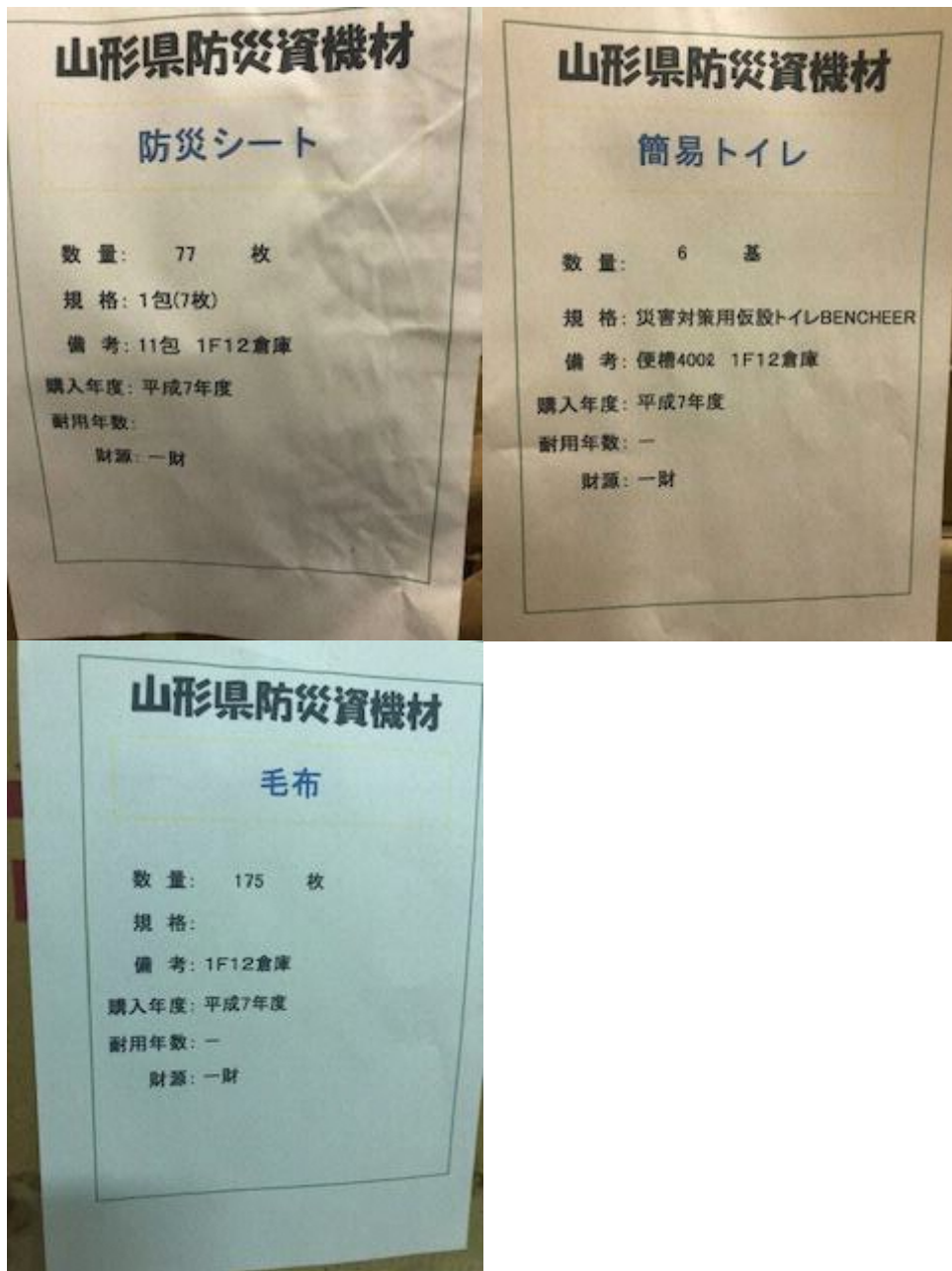
防災危機管理課が置賜総合支庁西置賜地域振興局で備蓄している資機材関係の備蓄について、購入から30年以上が経過している簡易トイレや防災シート、また保証期限を超過した毛布等が発見された。食糧備蓄品についてはローリングストック法にて更新されているところ、資機材については、更新・交換が行われていない状況であり、災害時に予定された機能・役割が発揮できるか疑問である。

については、資機材の備蓄品についても、食糧同様一定の更新計画を設け、更新していくべきと考える。

また、保管状況を確認したところ、梱包されたままのものも多く、訓練等でも使用されていないものと見受けられる。

災害時に、しかるべき対応ができるよう、上記更新計画を踏まえ、更新・廃棄を予定する備蓄品については、防災訓練の際に実際に利用してみる等、こちらも食糧備蓄品同様、廃棄以外の可能性も検討されたい。

なお、大阪府においては、災害救助用毛布は使用期限の10年で洗浄や袋の詰め替えを行うなどしてさらに10年使用し、計20年使う運用のようである。このような取組みを参考にしつつ計画されたい。



購入より長期間経過した毛布、防災シート、簡易トイレ（令和6年8月30日監査人撮影）

ウ 防災資機材の効果的管理について【意見】

置賜総合支庁西置賜の備蓄倉庫には基本的には「防災資機材等」一覧表にて管理された防災備蓄品が保管されている（防災備蓄とは関係のない資機材も一部あるがごく少数である）。監査人が防災備蓄の現物実査を実施した際には、簿備蓄倉庫内に「防災資機材等」一覧表に記載のない新品の反射板灯油ストーブ3台が存在していた。恐らく災害時に備えて防災備蓄と同様に放出できるように備蓄倉庫に保管しているものと思われるが、「防災資機材等」一覧表に記載がないため、冬季停電時などに備蓄品に優先して放出する必要がある際にその存在が忘れられ対応が遅れてしまう可能性がある。

従って災害時に有効活用できそうな資機材については、「防災資機材等」一覧表にて一元管理するなど、いざ使用する際に遅滞なく対応できるよう努められたい。



「防災資機材等」一覧表に記載のない新品の反射板灯油ストーブ3台（令和6月8月30日）

エ 下請報告書に添付された下請業者の誓約書の記載漏れ【指摘】

県の工事で下請（2次下請以下を含む）となった場合、建設工事競争入札参加者資格者名簿に登載されていたとしても、改めて提出が求められるところ、以下の工事に関し、下請業者12社のうちの一部（5社）が提出した誓約書について「私」か「当社」か選択する箇所に記載漏れが発見された。

本誓約書は、反社会的勢力等の公共事業への参入を防ぐ上で重要な書類であるため、元請業者より当該書類を受領した際は、提出有無のほか記載内容に不備等がないかを確認し、不備がある場合には差し戻す等、より一層適切な運用を図られたい。

【該当工事】

工事名／委託業務名	主要工事／業務内容	当初契約日	予定価格
令和4年度（明許） 道路施設長寿命化対策事業（補助・橋梁 修繕・補正）主要地 方道米沢飯豊線中津 川橋橋梁補修工事	橋梁補修工	2023/3/30	340,549千円

【記載漏れのあった誓約書の様式】

[下請負人用]

工 事 名

県から建設工事を
請け負った元請負業者

誓 約 書

□ 私 □ 当社 は、

- 1 下記のいずれにも該当しません。将来においても該当することのないことを誓約します。
- 2 下記に該当する者であることを知りながら下請契約又は関連する契約（資材、原材料の購入契約その他の契約）を締結することはありません。
- 3 契約の相手方が下記に該当する者であることが判明した場合は、契約を解除します。
- 4 建設工事に係る下請負人を使用する場合は、当該下請負人から誓約書を徴し、元請負人を通じて県に提出します。
- 5 下記の該当の有無を確認するために、県から役員名簿等の提出を求められたときは、元請負人を通じて速やかに提出します。また、当該役員名簿等が警察に提供されることについて同意します。
- 6 暴力団の不当な要求には応じません。また、不当な要求を受けたときは、たたちに警察署へ通報（110番通報等）するとともに、県及び元請負人双方に報告します。
- 7 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 個人である場合は、指定暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に規定する指定暴力団員をいう。）と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であること。

山 形 県 知 事 殿

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

オ 入札辞退理由の把握による実効性ある競争入札の実施【意見】

施設往査時、「令和5年度工事発注等状況調書」をもとに契約関係書類を閲覧したところ、入札参加者の多くが入札辞退となり、結果として、高い落札率による1者のみの応札となっている契約が散見された。

下表は、当課における令和5年度の工事発注状況、入札参加者数、入札辞退者数（一部未入札者数を含む。）、落札率等の実績を表したものである。

工事名	入札者数 (A)	辞退者数 (B)	(A)－(B)	落札率
令和4年度広野下川原地区営 かんがい排水事業第2工区工 事	6	5	1	99.26%
令和4年度成田4期地区水田農 業低コスト・高付加価値化基盤 整備事業第1工区工事	11	10 (うち未入 札1)	1	99.11%
令和4年度成田4期地区水田農 業低コスト・高付加価値化基盤 整備事業第2工区工事	3	1	2	98.02%
令和4年度成田4期地区水田農 業低コスト・高付加価値化基盤 整備事業第3工区工事	6	5	1	97.46%
令和4年度成田4期地区水田農 業低コスト・高付加価値化基盤 整備事業第4工区工事	6	3	3	97.78%
令和4年度成田4期地区水田農 業低コスト・高付加価値化基盤 整備事業第5工区工事	6	5	1	97.83%
令和4年度成田4期地区水田農 業低コスト・高付加価値化基盤 整備事業第6工区工事	6	5	1	99.56%
令和4年度成田4期地区水田農 業低コスト・高付加価値化基盤 整備事業第7工区工事	6	5	1	99.02%
令和4年度草岡4期地区水田農 業低コスト・高付加価値化基盤 整備事業第1工区工事	10	8 (うち未入 札1)	2	98.94%
令和4年度草岡4期地区水田農 業低コスト・高付加価値化基盤 整備事業第2工区工事	9	7 (うち未入 札1)	2	95.43%
令和4年度草岡4期地区水田農 業低コスト・高付加価値化基盤 整備事業第3工区工事	7	6	1	98.93%
令和4年度草岡4期地区水田農 業低コスト・高付加価値化基盤 整備事業第4工区工事	7	6	1	98.71%

令和4年度草岡4期地区水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業第5工区工事	2	1	1	98.68%
令和4年度草岡4期地区水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業第6工区工事	4	3	1	98.74%
令和4年度手ノ子地区水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業（中山間型）第2工区工事	2	1	1	97.09%
令和4年度上郷地区水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業（中山間型）第1工区工事	3	2	1	99.15%
令和4年度川戸・金剛地区農村地域防災減災事業（ため池整備）第1工区工事	5	4	1	98.38%
令和4年度飯豊地区農村地域防災減災事業（ため池整備）平田沢ため池第1工区工事	3	2	1	98.84%
令和4年度飯豊地区農村地域防災減災事業（ため池整備）坊山ため池第2工区工事	2	1	1	97.55%
令和4年度御影地区農村地域防災減災事業（ため池整備）第1工区工事	6	4	2	99.20%
令和5年度鏡沼地区農業用施設災害復旧事業第1工区工事	4	2	2	99.79%
令和5年度広野下川原地区県営かんがい排水事業第1工区工事	4	3	1	99.60%
令和4年度飯豊地区農村地域防災減災事業（ため池整備）平田沢ため池第3工区工事	1	0	1	99.88%
令和4年度成田4期地区水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業第8工区工事	3	2	1	99.14%
令和4年度諏訪堰2期地区農村地域防災減災事業（河川応急対策）第1工区工事	3	2	1	99.97%
令和5年度白川（1）地区外農業用施設災害復旧事業第1工区工事	1	0	1	98.01%

令和4年度成田4期地区水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業第9工区工事	4	2	2	98.73%
令和4年度成田4期地区水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業第10工区工事	5	2	3	97.02%
令和5年度中津川地区農村地域防災減災事業（用排水施設整備）第1工区工事	3	2	1	98.11%
令和5年度井の下地区基幹水利施設ストックマネジメント事業第1工区工事	4	3 （うち未入札1）	1	99.93%
令和5年度草岡4期地区水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業第1工区工事	3	2	1	98.49%
令和5年度鏡沼（2）地区農業用施設災害復旧事業第1工区工事	2	1	1	98.83%

このように、全32件のうち22件の工事について入札辞退等を原因とした1者応札による高い落札率での契約となっている。競争入札方式を採用するのは競争原理を働かせるためであり、そのためには一定数の入札者数が確保されていることが前提となる。このことからすれば、当課における入札の実情は競争原理が働いているといえるのか疑問である。

入札辞退については、発注者側があらかじめ予測することは困難であるという事は理解できるが、入札による実効性が確保できていない状況が認められるのであれば、まずはその原因を調査し、解決方法を探っていくことが第一である。

この点、当課においては入札辞退者に対する辞退理由のヒアリングといった手続きは特段実施されていない。また、入札辞退者から受領する入札を辞退する旨の書面は任意の様式となっており、辞退理由の詳細な把握まではできていないのが現状である。

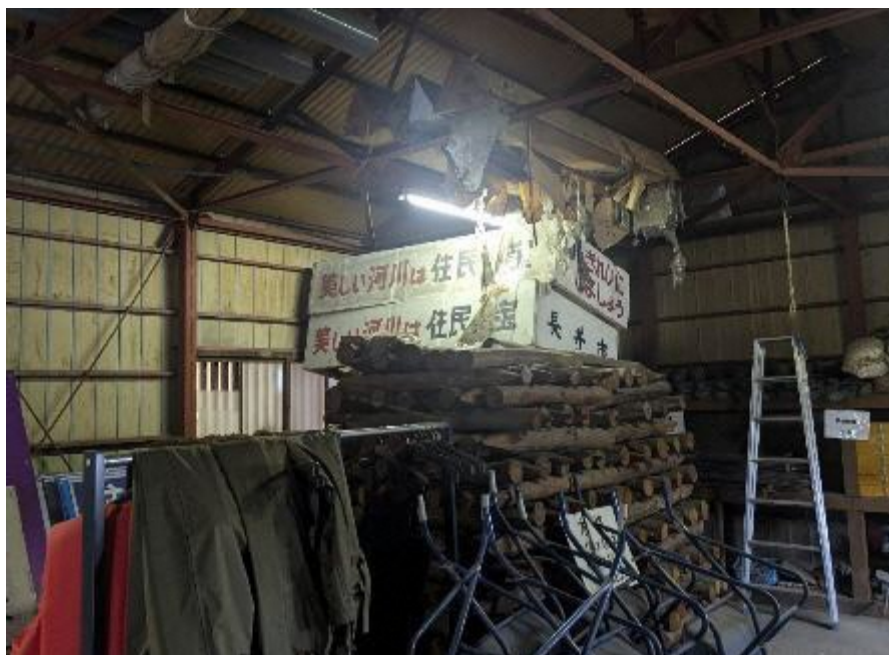
入札辞退者に対してその具体的な理由（例えば、金額、人員不足、仕様書要件など）をヒアリングすることは、次回以降の辞退者を減らし、競争性の確保及び選定の経済性等を追求するための取組みに活かすことが可能になるものと考えられることから、辞退により入札者数が低調であった場合には、その原因を調査することで入札者数の確保を図り、より実効性のある競争入札の実施へと繋げていくことが望ましい。

カ 水防施設内の管理不備【意見】

西置賜の水防施設内を調査した結果、広報用看板が木杭の上に放置されている状況が確認された。放置された看板は、木杭を利用する際の作業の妨げになるだけでなく、地震などで落下・破損する恐れもある。

このような状況は、水防活動の効率性を低下させるだけでなく、施設を利用する職員の安全を脅かす可能性もある。

水防施設の管理においては、資機材等の適切な保管場所を確保し、不要なものは処分するなど、整理整頓を徹底されたい。また、施設の維持管理に関する規程を見直し、同様の事態が発生しないよう職員への周知を徹底されたい。



水防活動に利用される木杭の上に放置された看板（9月6日監査人撮影）

キ 消火器の管理不備【意見】

水防施設は、洪水や土砂災害などから地域住民の生命・財産を守るための水防備蓄品を保管する重要な施設であり、消火器設置義務はないものの火災発生時の初期消火に備え、消火器を適切に設置・管理することが求められる。

水防施設を調査した結果、1978年に製造された使用期限が切れている消火器が設置されている事例が確認された。消火器は、経年劣化により消火能力が低下や破裂事故を引き起こす可能性もある。

また、2011年以前に製造された消火器については、2021年12月31日に設置の特例期間が終了し、継続設置が認められていない。

上記を踏まえ、当該消火器について、交換するなど対応するとともに、県は他の水防倉庫の消火器について、製造年、使用期限、外観の異常などを定期的に点検し、使用期限切れや不具合のある消火器は速やかに交換し、点検記録を適切に作成・保管し、消火器の設置状況を常に把握できるようにする必要がある。



使用期限が切れた消火器（9月6日監査人撮影）

⑥ 村山総合支庁本庁舎

ア 効率的な工事発注の推進【意見】

施設往査時、「令和5年度工事発注等状況調書」をもとに契約関係書類を閲覧したところ、令和4年度上山2地区基幹水利施設ストックマネジメント事業第1工区工事については、撤去する揚水機場の内壁に塗られたモルタルにアスベストが検出されたことから、その撤去工法の変更を主因として、当初発注時の約1.5倍の請負金額となる変更契約の締結がなされていた。

この点、本県の「土地改良事業設計積算要領（執務資料）」においては、重要な設計変更の取り扱いとして、いわゆる3割協議ルールが定められており、「変更見込増額が請負代金額の30%を超えるとき」は、工事変更施工協議書により、変更の指示前及び設計変更前に農林水産部関係課長と協議することとされており、当該協議を経た結果、変更契約として処理されているものである。

しかし、変更契約はあくまで例外的な処理であり、原則的には別途契約を必要とする。この例外的な処理によって、本件変更工事部分については事実上、見積合わせのない随意契約が行われているものと同視でき、効率的な調達という観点からは懸念がある。

「農業農村整備事業等におけるアスベスト（石綿）対応マニュアルについて」（農振第270号 平成18年6月30日）（以下、アスベストマニュアルという。）には、農村整備事業等で建設され、現在も使用されている揚・排水機場の施設において石綿が建築材料として多く使われている旨の記載があり、当初請負契約締結の段階で石綿含有を想定した十分な事前調査を行ったうえで参考価格を決定すべきであったものと考えられる。

この点、県担当者によればアスベストマニュアルにおいて示されている石綿含有の建築材料としては、石綿にセメント等の結合材と水を加えて、攪拌混合し、吹き付け機を用いて吹き付けた、吹き付け石綿及び石綿含有吹き付けロックウール等の「飛散性石綿含有製品」と、セメントやケイ酸カルシウム等の原料に、石綿を補強繊維として混合し一体的に成形された、石綿セメント板、スレート、石綿セメント管等の「非飛散性石綿含有製品」であり、本件工事のように、石綿を左官材料として使用している可能性についてはアスベストマニュアルに記載はなく、石綿使用を想定していなかったことから、十分な事前調査等は実施しなかったとのことである。

確かに、アスベストマニュアルには石綿を左官材料として使用している可能性についての記載はないが、厚生労働省労働基準局長通知「蛇紋岩系左官用モルタル混和材による石綿ばく露の防止について」（基発第0702003号 平成16年7月2日）によれば、蛇紋岩系の左官用モルタル混和材には、「無石綿」、「ノンアスベスト」と表示された商品であっても、相当量の石綿が含まれている可能性がある旨の記載があり、関係団体、事業場等に対し周知、指導を行うなど、対応に万全を期すよう求めている。

また、本工事においては同一業者により2箇所の揚水機場の補修工事を行っているが、積算に当たって外部業者から入手した参考見積書のうち、今回アスベストが検出された揚水機場とは別の揚水機場に係る見積りにおいては「アスベスト含有の場合は再見積り」との注意書きがあり、アスベストマニュアルに記載がない材料についてのアスベスト含有の可能性について県としても少なからず疑念を抱いていたことが推測される。

以上より、県営事業対象施設の解体撤去、改修・補修工事等に際しては、当初請負契約締結の段階より、建築時期や建築材料などからアスベスト含有の可

能性について十分な懐疑心をもって検討し、効率的な発注が行われるよう努められたい。

イ 契約日より後日付となっている下請業者 2 社からの誓約書【意見】

以下工事に係る 2 次下請業者（以下、「A 社」）から提出された誓約書について、A 社が 1 次下請業者と契約を締結したことに伴い提出された再下請負通知書（変更届）によれば、当該契約書日は令和 5 年 11 月 20 日となっているが、当該 A 社から提出された誓約書の日付は令和 5 年 11 月 24 日となり、契約締結日より後日付となる。

また同様に、以下工事に係る 1 次下請業者（以下、「B 社」）から提出された誓約書について、B 社が元請業者と契約を締結したことに伴い提出された施工体制台帳によれば、当該契約書日は令和 5 年 12 月 11 日となっているが、当該 B 社から提出された誓約書の日付は令和 6 年 1 月 10 日となり、契約締結日より後日付となる。

この点、結果的に A 及び B 社からは契約日後に、それぞれ誓約書を受領しているとともに、契約書の約款には反社会的勢力の排除に関する条項が含まれていることから、A 社及び B 社は反社会的勢力と関係をもった事実はない。

しかしながら、平成 19 年 6 月 19 日付で政府より公表された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」によれば、「反社会的勢力とは、一切の関係をもたない。」旨が記されており、これを踏まえ、これを踏まえ、契約前段階の交渉や協議の場においても、反社会的勢力との関係をもたぬよう対策をとる必要があり、その対策の 1 つとして、契約前交渉や協議の前に相手方より誓約書を受領し、相手方が反社会的勢力でないことを確認する手続が存在する。

以上を踏まえ、入札説明会等、事業者とのコミュニケーションの場で改めて誓約書を含む反社会的勢力排除に係る事項に係る取組や手続に関し、強調、啓蒙し、併せて工事関係の担当部局においても周知徹底を図り、契約前段階から反社会勢力等の参入を防ぐよう努め、今回同様のケースが生じないように是正されたい。

【該当工事】 ※下線部が該当箇所

工事名／委託業務名	主要工事／業務内容	当初契約日	予定価格
令和 4 年度（明許）道路施設長寿命化対策事業（補助・橋梁更新・補正）主要地方道山形山寺線荒谷橋旧橋撤去工事（1 工区）	旧橋解体工	2023/9/22	169,961 千円
再下請負通知書（変更届）	再下請業者名	A 社との契約日	A 社からの誓約書日
2023/11/27	A 社	<u>2023/11/20</u>	<u>2023/11/24</u>
施工体制台帳	下請負業者名	B 社との契約日	B 社からの誓約書日
2024/3/25	B 社	<u>2023/12/11</u>	<u>2024/1/10</u>

ウ 相指名業者への下請け発注【意見】

以下2工事は、同一の一般競争入札に参加した事業者が1次下請に入っており、いわゆる「相指名業者への下請発注」が行われている。

「相指名業者への下請発注」への下請発注については、建設業法始め各法令等において禁止する規定はないものの、入札談合や事前の利益供与等公正な競争入札を阻害する恐れがあると考えて一定の制限を規定している団体も見受けられるが、山形県においてはそのような規定はない。

そのため、相指名業者への下請発注全てを否定するものではないが、以下2工事に関しては、いずれもC社とD社が関与しており、かつ、元請と1次下請の関係性が工事ごとに入れ替わっていると同時に、該当工事①に関して言えば、1次下請業者への下請割合（最終契約額に占める本下請契約額の割合）が74.2%と一社の1次下請業者へ割り振られる割合としては相対的に高く、適切な元請下請関係への懸念を抱かせる外観を有しており、また入札に関する懸念を生じかねない。

入札に関する懸念に対し、県としての考えや方針が示されていない状況は健全な状況とは言えず、また公共工事に対する県民の信頼を損ねる結果となる可能性も否定できない。

については、「相指名業者への下請発注」に関する方針やルール等を定め、県として問題が生じないようにリスク管理できる環境を整えることを検討されたい。

【該当工事①】

工事名／委託業務名	主要工事／業務内容	当初契約日	最終契約額
令和4年度（明許） 〇〇補修工事	舗装補修工	2024/2/2	44,418千円
（監査結果）			
受注者	入札順位次点 兼筆頭1次下 請業者	D社の 下請総額	下請割合 (D社の請負割合)
C社	D社	33,000千円	74.2%

【該当工事②】

工事名／委託業務名	主要工事／業務内容	当初契約日	最終契約額
令和5年度〇〇整備 工事	帯工	2023/8/10	102,030千円
（監査結果）			
受注者	入札順位次点 兼筆頭1次下 請業者	C社の 下請総額	下請割合 (C社の請負割合)
D社	C社	42,900千円	42.0%

⑦ 村山総合支庁西村山地域振興局

ア 産業廃棄物処理結果報告書等とその基礎データ間の不整合【指摘】

以下5工事は、工事完了報告に際して事業者より提出された「建設廃棄物処理結果報告書」又は「建設副産物処理結果報告書」と産業物処理法に基づき処分業者より交付される「マニフェスト」や再生資源の利用の促進に関する法律に基づき作成される「再生資源利用促進実施書」等の基礎資料との間で不整合が生じている。

監査対象が48件であることを考えるとエラー率は1割以上に及ぶことから記載誤りは頻発している状況である。

については、検査時の注意すべき点として県庁職員内で注意喚起するとともに、事業者側にも記載例を提供する等記入内容の不備を低減するための措置を講じられたい。

【該当工事①】

工事名／委託業務名	主要工事／業務内容	当初契約日	予定価格
令和4年度(明許)道路施設長寿命化対策事業(補助・橋梁修繕・補正)一般国道347号北谷地橋橋梁補修工事	橋梁補修工	2023/7/24	22,121千円
(監査結果) ※下線箇所が不整合箇所			
建設副産物処理結果報告書			
廃棄物種類	数量	処理施設所在地(一部)	
コンクリート殻	<u>5.17t</u>	M建設(株)産業廃棄物処理事業所	
基礎資料(産業廃棄物マニフェスト伝票集計表)			
廃棄物種類	数量	処理施設所在地(一部)	
コンクリート殻	<u>5.23t</u>	M建設(株)産業廃棄物処理事業所	

【該当工事②】

工事名／委託業務名	主要工事／業務内容	当初契約日	予定価格
令和5年度交通安全道路事業(補助)一般国道287号歩道整備工事	歩道整備	2023/7/12	50,644千円
(監査結果) ※下線箇所が不整合箇所			
建設副産物処理結果報告書			
廃棄物種類	数量	処理施設所在地(一部)	
アスファルト殻	<u>466.94t</u>	<u>山形県寒河江市島字島東</u>	

コンクリート殻（無筋）	<u>39.28t</u>	同上
コンクリート殻（有筋）	<u>85.47t</u>	同上
建設汚泥	<u>0.5 m³</u>	山形県山形市松見町
金属くず	1.14t	山形県寒河江市島字島東
基礎資料（再生資源利用促進実施書）		
廃棄物種類	数量	処理施設所在地（一部）
アスファルト・コンクリート殻	<u>150.00t</u>	山形県山形市長谷堂
コンクリート殻	<u>90.00t</u>	山形県西置賜郡白鷹町
金属くず	1.14t	山形県寒河江市島字島東

【該当工事③】

工事名／委託業務名	主要工事／業務内容	当初契約日	予定価格
令和5年度雪に強いみちづくり事業（地債）主要地方道大江西川線雪崩予防施設設置工事	雪害防止施設	2023/9/1	22,352千円
(監査結果) ※下線箇所が不整合箇所			
建設廃棄物処理結果報告書			
廃棄物種類	数量	処理施設所在地（一部）	
発生改良土	<u>513.2 m³</u>	記載省略	
木くず	<u>138.0t</u>	同上	
廃プラスチック類	<u>0.37t</u>	同上	
基礎資料①（搬入・搬出証明書）			
品名	数量	処理施設所在地（一部）	
発生改良土	<u>15.8 m³</u>	記載省略	
基礎資料②（産業廃棄物管理票（マニフェスト））			
品名	数量	処理施設所在地（一部）	
木くず	<u>700kg</u>	記載省略	
廃プラスチック類	<u>380kg</u>	同上	

【該当工事④】

工事名／委託業務名	主要工事／業務内容	当初契約日	予定価格
令和4年度（明許）河川整備補助事業（防災安全・国補正）送橋川河川改修工事	護岸工	2023/4/25	69,806千円

(監査結果) ※下線箇所が不整合箇所		
建設副産物処理結果報告書		
廃棄物種類	数量	処理施設所在地 (一部)
コンクリート殻	<u>193.03t</u>	山形県寒河江市中央工業団地
木くず	14.52t	山形県寒河江市大字日田字中向
廃プラスチック類	1.43t	同上
基礎資料 (再生資源利用促進実施書)		
廃棄物種類	数量	処理施設所在地 (一部)
コンクリート殻	<u>190.03t</u>	山形県寒河江市中央工業団地
木くず	14.52t	山形県寒河江市大字日田字中向
廃プラスチック類	1.43t	同上

【該当工事⑤】

工事名/委託業務名	主要工事/業務内容	当初契約日	予定価格
令和4年度(ゼロ県債)災害に強いみちづくり事業(地債)主要地方道寒河江西川線災害防除施設設置工事	道路工	2023/3/8	22,979千円

(監査結果) ※下線箇所が不整合箇所		
建設廃棄物処理結果報告書		
廃棄物種類	数量	処理施設所在地 (一部)
鉄筋コンクリート殻	<u>2.9t</u>	K建設株式会社
無筋コンクリート殻	<u>6.5t</u>	同上
アスファルト殻	<u>48.9t</u>	同上
基礎資料 (再生資源利用促進実施書)		
廃棄物種類	数量	処理施設所在地 (一部)
コンクリート殻	<u>7.9t</u>	K建設株式会社
アスファルト殻	<u>49.4t</u>	同上

イ 防災資機材等一覧表への適切な記載について【意見】※所管は村山総合支庁総務企画部総務課防災安全室

防災備蓄倉庫において村山総合支庁総務企画部総務課防災安全室が所管する防災資機材等の現物実査を実施した。防災資機材等一覧表 No32 及び No33 の簡易トイレはいずれも6基となっている。担当者によれば6基の便器と6基のトイレ用遮蔽物で構成されており、全体として6基のトイレで構成されているとのことであったが、中身を確認すると、片方は段ボールの中に便器のみ保管され、当該便器にトイレ用シートを接続して災害時にトイレ(洋式便器)として利用するものであった。もう一方は遮蔽物の中に専用の洋式便座を格納して使用するトイレ及びそのスペース一式であった。

結果として、全体数量として12基のトイレがあることになる。防災資機材一覧表ではいずれも簡易トイレと記載されており、その使用用途などの概要記載がないため、担当者もトイレ個数を誤認識していたことから、防災資機材一覧表では誤認しないよう内容の記載をもう少し丁寧しておく必要がある。

また、防災資機材保管場所は東棟1階防災倉庫と健康相談室と記載されているが、東棟1階防災倉庫は名称の無い部屋2部屋のうち1部屋について紙で防災倉庫と記載されており、もう1部屋はなにも記載されていない部屋であった。この点、担当者にヒアリングをしたところ、隣接する2つの部屋を一つとして整理・認識し、防災資機材等の保管する部屋を誤認することはないとのことであった。しかしながら、現状の運用では、事情の知らない後任の担当者や総務課以外の職員などが誤認する可能性があり、防災備蓄を管理するうえでは場所管理は重要であるため、保管場所の名称記載は適切に実施されたい。



2種の簡易トイレはそれぞれ利用可能（令和6年9月4日監査人撮影）

ウ 非常用発電装置の運用について【意見】※所管は村山総合支庁総務企画部総務課防災安全室

非常用発電装置については、点検・試運転を今年度実施していない。運転に際して燃料コックがしまっており即座には始動できなかったが、後ほど動作方法を確認し、コックを開けることでエンジンはかかった。本体には100時間の使用ごとにオイル交換が必要である旨のシール貼り付けがあるが、前回のオイル交換はいつ実施したかは不明である。法定点検はないものの、常時使用可能な状況にしておかないと非常時に使用不能となれば、意味がないため、点検の基準を設けて対応されたい。



非常用発電機（令和6年9月4日監査人撮影）

エ 灯油の安全な保管について【指摘】

非常用発電装置が保管された車庫において、冬季暖房用と思われる灯油が保管されており、灯油がはいっているものの、蓋がなされていない。庁舎管理の観点から、このような保管方法は危険であるとともに異物混入等を含む劣化の恐れもあることから安全な灯油保管に留意されたい。



キャップが空いた状態の灯油ポリタンク（令和6年9月4日監査人撮影）

オ 防災資機材等保管場所（旧健康相談室及び名称の無い部屋）における不要物品について【意見】

旧健康相談室は当該建物が以前保健所であったことから、室内に添付のような医療関係の物品が残されている。ただし、どれも平成10年以前のものであり、日常的に使用されることなく放置されている物品のように見受けられた。名称の無い資機材保管室では、食品衛生協会の業務録・伝票などの資料、その他保健所における備品が保管されており、これらも相当程度放置されているような状況であった。写真以外にも業務と無関係と思われる物品も保管されていた。

旧健康相談室は一定の広さがあることから、医療関係の備品を整理することで名称の無い部屋に保管されている防災資機材も含め、同一室内で一元的に保管・管理することができる。現状では、保管場所が整頓されていないことにより、防災資機材は分離管理されており、特に名称の無い部屋においては、面積が狭く防災資機材と無関係の備品類が存在することにより、防災資機材の数量確認や内容物の確認に支障をきたす状況である。

名称の無い部屋は、整頓し防災資機材を旧健康相談室に一元保管・管理することで別用途（会議室など）に転用できる可能性もあり、庁舎管理の観点から無駄を生じさせていることから、防災倉庫をまとめ、不要物品については使用できるものは使用するとし使用しないものは廃棄するなどの対応が望まれる。



旧健康相談室及び名称の無い資機材保管室の物品類（令和6年9月4日監査人撮影）

カ 水防倉庫における水防備蓄品の管理について【意見】

水防倉庫における水防備蓄品について、水防計画書に示された基準となる備蓄資器材数量に対し、実際の備蓄資器材数量を適正に管理されるよう現物確認の結果、掛矢7・金てこ6であった。現場の備蓄数量表示では掛矢4・金てこ6と記載されており相違している。対して令和5年12月の水防計画資料編においては掛矢等で11と記載があり、掛矢等が掛矢・金てこを指すのであればその記載とも相違する。実際の備蓄数が正しくカウントされ、集計されるよう留意されたい。

また、水防備蓄とは別に、建設部の業務で使用するテントなどの資機材も保管されているため、水防備蓄資機材以外の備品一覧表を作成するなど効果的な水防備蓄管理に留意されたい。



西村山水防倉庫の様子（令和6年9月5日監査人撮影）

⑧ 村山総合支庁北村山地域振興局

ア 産業廃棄物処理結果報告書等とその基礎データ間の不整合【指摘】

以下工事は、工事完了報告に際して事業者より提出された「建設廃棄物処理結果報告書」とその基礎資料との間で不整合が生じている。

当該不備は他公所でも発生しており、不整合が生じやすい箇所であるため、検査時の注意すべき点として県庁職員内で注意喚起するとともに、事業者側にも記載例を提供する等記入内容の不備を低減するための措置を講じられたい。

【該当工事①】

工事名／委託業務名	主要工事／業務内容	当初契約日	予定価格
令和4年度（明許）道路施設長寿命化対策事業（補助・修繕・補正・公所）主要地方道尾花沢関山線蟹川橋橋梁補修工事	橋梁補修工	2023/3/31	122,155千円
（監査結果）※下線箇所が不整合箇所			
建設廃棄物処理結果報告書			
廃棄物種類	数量	処理施設所在地（一部）	
アスファルト殻	30.80t	山形県東根市大字荷口字北野	
アスファルト殻（シート付着）	133.03t	山形県天童市石鳥居	
コンクリート殻	112.35t	山形県東根市大字荷口字北野	
木くず	4.58t	山形県寒河江市大字日田字中向	
基礎資料（再生資源利用促進実施書）			
廃棄物種類	数量	処理施設所在地（一部）	
アスファルト殻	30.80t	山形県東根市大字荷口字北野	
	133.03t	山形県天童市石鳥居	
コンクリート殻	112.35t	山形県東根市大字荷口字北野	
木くず	4.58t	山形県寒河江市大字日田字中向	
	<u>1.37t</u>	<u>山形県東村山郡中山町</u>	

イ 1次下請業者とその再委託先との契約書の中に反社会的勢力の排除条項がない【指摘】

以下工事に係る下請業者とその再委託先の契約書の条項に、反社会的勢力の排除に関する条項が含まれていない。

この点、以下の通り、「山形県建設工事元請下請関係適正化指導要領（第7条第2項）」に、反社会的勢力の排除に関する条項を加えることが求められており、本規定に違反する状況となっている。

については、入札説明会等、事業者とのコミュニケーションの場で改めて反社会的勢力排除に係る事項に係る取組や手続に関し、強調、啓蒙するとともに、

併せて工事関係の担当部局においても周知徹底を図り、今後見過ごすことのないように是正されたい。

【該当工事】 ※下線部が該当箇所

工事名／委託業務名	主要工事／業務内容	当初契約日	予定価格
令和4年度（明許） 流域下水道事業（防 災・安全交付金（国 補正））村山処理区河 北東根幹線外管路耐 震化工事	管路施設工	2023/5/12	44,429 千円

<p>山形県建設工事元請下請関係適正化指導要領 第7条（下請からの暴力団の排除） 第2項 第4条に定める下請契約書には、暴力団関係業者と判明した場合に契約を解除できる旨（以下「契約解除条項」という。）を規定しなければならない。</p>

ウ 契約日より後日付となっている下請業者からの誓約書【意見】

以下工事に係る下請業者（以下、「A社」）から提出された誓約書日付が契約締結日よりも後日付となっている。

この点、結果的にA及びB社からは契約日後に、それぞれ誓約書を受領しているとともに、契約書の約款には反社会的勢力の排除に関する条項が含まれていることから、A社及びB社は反社会的勢力と関係をもった事実はない。

しかしながら、平成19年6月19日付で政府より公表された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」によれば、「反社会的勢力とは、一切の関係をもちない。」旨が記されており、これを踏まえ、契約前段階の交渉や協議の場においても、反社会的勢力との関係をもたぬよう対策をとる必要がある。その対策の1つとして、契約前交渉や協議の前に相手方より誓約書を受領し、相手方が反社会的勢力でないことを確認する手続が存在する。

以上を踏まえ、入札説明会等、事業者とのコミュニケーションの場で改めて誓約書を含む反社会的勢力排除に係る事項に係る取組や手続に関し、強調、啓蒙し、併せて工事関係の担当部局においても周知徹底を図り、契約前段階から反社会勢力等の参入を防ぐよう努め、今回同様のケースが生じないように是正されたい。

【該当工事】 ※下線部が該当箇所

工事名／委託業務名	主要工事／業務内容	当初契約日	予定価格
令和4年度（明許） 流域下水道事業（防 災・安全交付金（国 補正））村山処理区河 北東根幹線外管路耐 震化工事	管路施設工	2023/5/12	44,429 千円
施工体制台帳	下請負業者名	A社	A社からの

		との契約日	誓約書日
2023/6/23	A社	<u>2023/7/3</u>	<u>2023/7/11</u>

エ 防災資機材等一覧表への適切な記載について【意見】※所管は村山総合支庁総務企画部総務課防災安全室

防災備蓄倉庫において村山総合支庁総務企画部総務課防災安全室が所管する防災資機材等の現物実査を実施した。防災資機材等一覧表 No29 及び No30 の簡易トイレはいずれも 6 基となっているが、片方は段ボールの中に便器のみ保管され、当該便器にトイレ用シートを接続して災害時にトイレ（洋式便器）として利用するものであった。もう一方は遮蔽物の中に専用の洋式便座を格納して使用するトイレ及びそのスペース一式であった。

防災資機材一覧表ではいずれも簡易トイレと記載されており、その使用用途などの概要記載がなかったことから、防災資機材一覧表では記載をもう少し丁寧にしておく必要がある。

また、備蓄倉庫に、トラロープ、土嚢袋、寝袋 12 組、キャンプマットレス 8 枚、灯油・水ポリタンク 7 個、冬用タイヤチェーン 3 組があった。これらは防災資機材等に該当はしないものの、災害時に有用な備品であり、防災資機材等のリストとは別に管理表を作成するなどし、一元管理することが望ましい。



備蓄倉庫内の防災資機材一覧表未管理の資機材（令和 6 年 9 月 5 日監査人撮影）

オ 水防倉庫内の未使用の混合オイルについて【指摘】

水防倉庫に備蓄品ではない未使用の古い混合オイル（ガソリン）があったが、缶変形につき破裂破損の危険性があると見受けられる。混合オイルはチェーンソーや刈払機の燃料として使用できることから、古いものから優先して使用し、危険が生じるほどに未使用のまま置いておくなどの管理を改めるべきである。



膨張した混合オイル缶（令和6年9月5日監査人撮影）

カ 水防備蓄品の管理不備【意見】

水防倉庫における水防備蓄品について、現物確認の結果、令和5年12月の水防計画資料編に記載の備蓄品の数量と現物の数に相違が見受けられた。

水防計画に記載されている数は、「鋸5、なた10、ツルハシ37、掛けや11、スコップ35」であったが、実査で確認された数は「鋸3、なた6、ツルハシ5、掛けや7、スコップ40」と減っていた。令和5年12月から現物確認までの間に使用などにより数量減があった可能性があるが、本水防倉庫は備蓄品の管理台帳がなく、使用による数量減なのか、紛失等による数量減なのか不明である。水防活動に必要な資機材が不足した場合、災害発生時の対応能力が低下し、被害の拡大につながる可能性もあるため、水防施設の機能を維持し災害発生時に迅速かつ的確な対応を可能にするためにも備蓄品管理台帳を通じた適正な管理を徹底されたい。



水防施設の外観と内部の写真（9月5日監査人撮影）

キ 消火器の管理不備【意見】

水防施設は、洪水や土砂災害などから地域住民の生命・財産を守るための水防備蓄品を保管する重要な施設であり、消火器設置義務はないものの火災発生時の初期消火に備え、消火器を適切に設置・管理することが求められる。

水防施設を調査した結果、1977年に製造された使用期限が切れている消火器が設置されていた。消火器は、経年劣化により消火能力が低下や破裂事故を引き起こす可能性もある。

また、2011年以前に製造された消火器については、2021年12月31日に設置の特例期間が終了し、継続設置が認められていない。

上記を踏まえ、当該消火器について、交換するなど対応するとともに、県は他の水防倉庫の消火器について、製造年、使用期限、外観の異常などを定期的に点検し、使用期限切れや不具合のある消火器は速やかに交換し、点検記録を適切に作成・保管し、消火器の設置状況を常に把握できるようにする必要がある。



使用期限が切れた消火器（9月5日監査人撮影）

ク 暴力団排除の誓約書の原本未提示【指摘】

建設工事（土砂災害対策事業等）契約に基づく下請負人から徴収する暴力団排除の誓約書について原本提出を求めているものの、写しの提出となっている契約が2件あった。また、うち1件については山形県様式ではない誓約書が提

出されている。県様式と異なることから誓約の内容も一部異なるものとなっている。誓約書の提出についてルールを順守するよう留意されたい。

【指摘対象となる契約】

対象	誓約書日付
A社	令和5年12月8日
B社	令和5年11月1日
C社	令和6年4月23日
D社	令和5年10月27日

